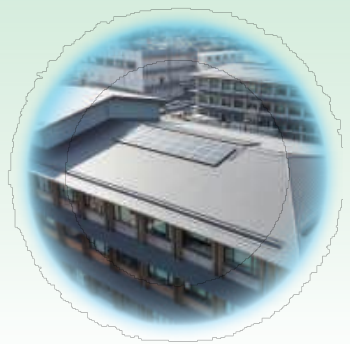
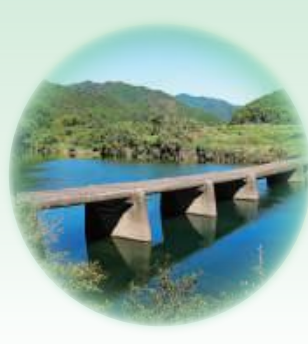




第2次四万十町環境基本計画



四 万 十 町
令 和 4 年 3 月

目 次

第1章 計画の基本的事項

1. 計画策定の背景・目的	1
2. 計画の位置づけ	4
3. 計画の期間	5
4. 計画の対象範囲	5

第2章 四万十町の現状と課題

1. 地域の概況	6
2. 環境の現状と課題	13

第3章 望ましい環境像と基本目標

1. 望ましい環境像	28
2. 基本目標	29
3. 計画の体系	31

第4章 基本施策

基本目標1【地球環境】	33
基本目標2【自然環境】	40
基本目標3【生活環境】	46
基本目標4【資源循環】	53
基本目標5【環境教育・環境保全活動】	58

第5章 リーディングプロジェクト（5年間で取り組む先導的な施策）

1. 災害に強い安全・安心なまちづくりプロジェクト	62
2. 脱炭素社会の実現に向けたまちづくりプロジェクト	63

第6章 計画の推進体制と進行管理

1. 計画の推進体制	65
2. 計画の進行管理	66

資料編

資料1. 四万十町環境基本条例	67
資料2. 環境基準等	72
資料3. アンケート調査結果	83
資料4. 計画策定の経緯	106
資料5. 環境用語の説明	107

第1章 計画の基本的事項

1. 計画策定の背景・目的

本町では、平成18年3月に施行した「四万十町環境基本条例」に基づき、平成24年3月に「四万十町環境基本計画」を策定、平成30年4月に中間見直しを行い「四万十町環境基本計画―改訂版―」（以下、「第1次計画」という。）を策定しました。第1次計画では、望ましい環境像として、「山・川・海 自然が 人が元気で す 四万十町～日本が誇る四万十川流域の環境づくり～」を掲げ、その実現に向けて環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ってきました。

しかしながら、第1次計画の計画期間中には、地球温暖化に伴う集中豪雨や猛暑日の増加、海洋プラスチックごみ問題や食品ロス問題、外来生物の侵入や有害鳥獣被害の拡大、人口減少・高齢化の進展など、環境を取り巻く様々な課題が顕在化してきました。

世界においては、平成27年に持続可能な開発目標（SDGs：エス・ディー・ジーズ）を掲げる「持続可能な開発のための2030アジェンダ」や気候変動に関する国際的枠組みである「パリ協定」の採択など、世界を巻き込む国際的合意がなされ、環境を取り巻く社会情勢が大きく変化しています。

国内においては、令和2年10月の菅前首相所信表明演説において、令和32年（2050年）までに温室効果ガスの排出量を全体としてゼロにし、脱炭素社会の実現を目指すことが表明され、地球温暖化対策の拡充に向けた動きが加速しています。

これら多様化する環境問題や環境を取り巻く社会情勢の変化に対応していくためには、町民一人ひとりが環境にやさしいライフスタイルへの転換を進めるとともに、町民・事業者・町のすべての主体が協働して、環境への負荷の少ない持続可能な社会を築いていくことが、これまで以上に必要とされています。

このような背景の下、第1次計画の計画期間が令和3年度末をもって満了することから、本町の環境に関する課題を見つめ直し、今後の新たな10年間を見据えた環境の保全及び創造に関する施策の指針として、「第2次四万十町環境基本計画」（以下、「第2次計画」という。）を策定します。

（１）国際的な動向

①持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals : SDGs）

持続可能な開発目標（SDGs）は、平成 27 年の国連総会で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に掲げられた平成 28 年から令和 12 年（2030 年）までの国際目標で、17 の目標とそれらに付随する 169 のターゲットから構成されており、環境・社会・経済の 3 つの側面を統合的に解決する考え方が強調されています。

■持続可能な開発目標（SDGs）の 17 の目標



出典：国際連合広報センター

②パリ協定

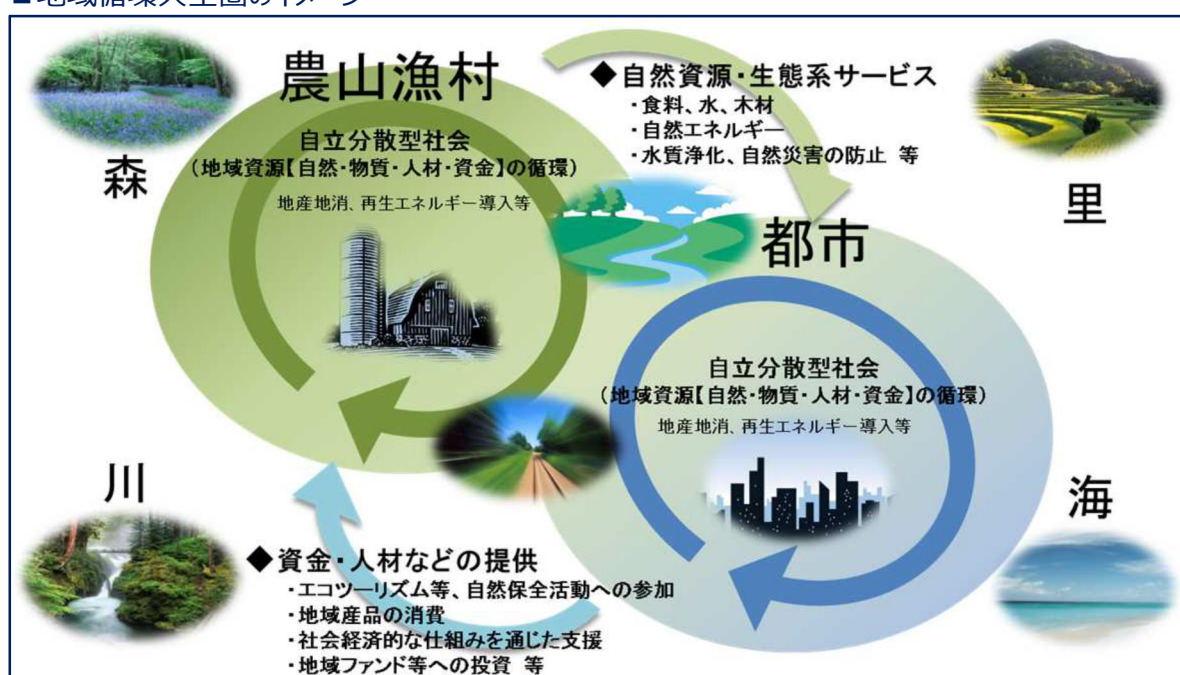
パリ協定は、気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）が開催されたフランス・パリにおいて、平成 27 年に採択された温室効果ガス削減のための新たな国際的枠組みです。同協定では、温室効果ガス排出削減の長期目標として、気温上昇を 2℃より下方に抑える（2℃目標）とともに 1.5℃に抑える努力を継続すること、そのために今世紀後半に人為的な温室効果ガス排出量を実質ゼロ（排出量と吸収量を均衡させること）、すなわちカーボンニュートラルを達成することが掲げられています。

また、令和 3 年にイギリス・グラスゴーで開催された気候変動枠組条約第 26 回締約国会議（COP26）では、パリ協定の 1.5℃努力目標達成に向け、今世紀半ばのカーボンニュートラルの達成及びその経過点である令和 12 年（2030 年）に向けて野心的な気候変動対策に取り組んでいくグラスゴー気候合意が採択されました。

（２）国の動向

国の「第五次環境基本計画」が、平成 30 年 4 月に閣議決定されました。同計画では、持続可能な開発目標（SDGs）の考え方も活用しながら、分野横断的な 6 つの重点戦略（経済、国土、地域、暮らし、技術、国際）を設定し、環境政策による経済社会システム、ライフスタイル、技術などあらゆる観点からのイノベーションの創出や、経済・社会的課題の「同時解決」を実現することで、将来に渡って質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていくこととしています。また、その中で、地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の考え方を新たに提唱し、各地域が自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合う取組を推進していくこととしています。

■地域循環共生圏のイメージ



出典：第五次環境基本計画の概要（環境省）

（３）高知県の動向

高知県の「高知県環境基本計画第五次計画」が、令和 3 年 4 月に策定されました。同計画では、目指すべき未来像を「84 の森・柚子の里・アユ踊る清流、そして、ウミガメが訪れる海 ～次世代につなごう！高知家の営み～」とし、それを実現するため、3 つの「基本的な戦略」と 2 つの「横断的な戦略」を設け、包括的に施策を展開していくこととしています。

■基本的な戦略

- 地球温暖化への対策
- 循環型社会への取組
- 自然環境を守る取組

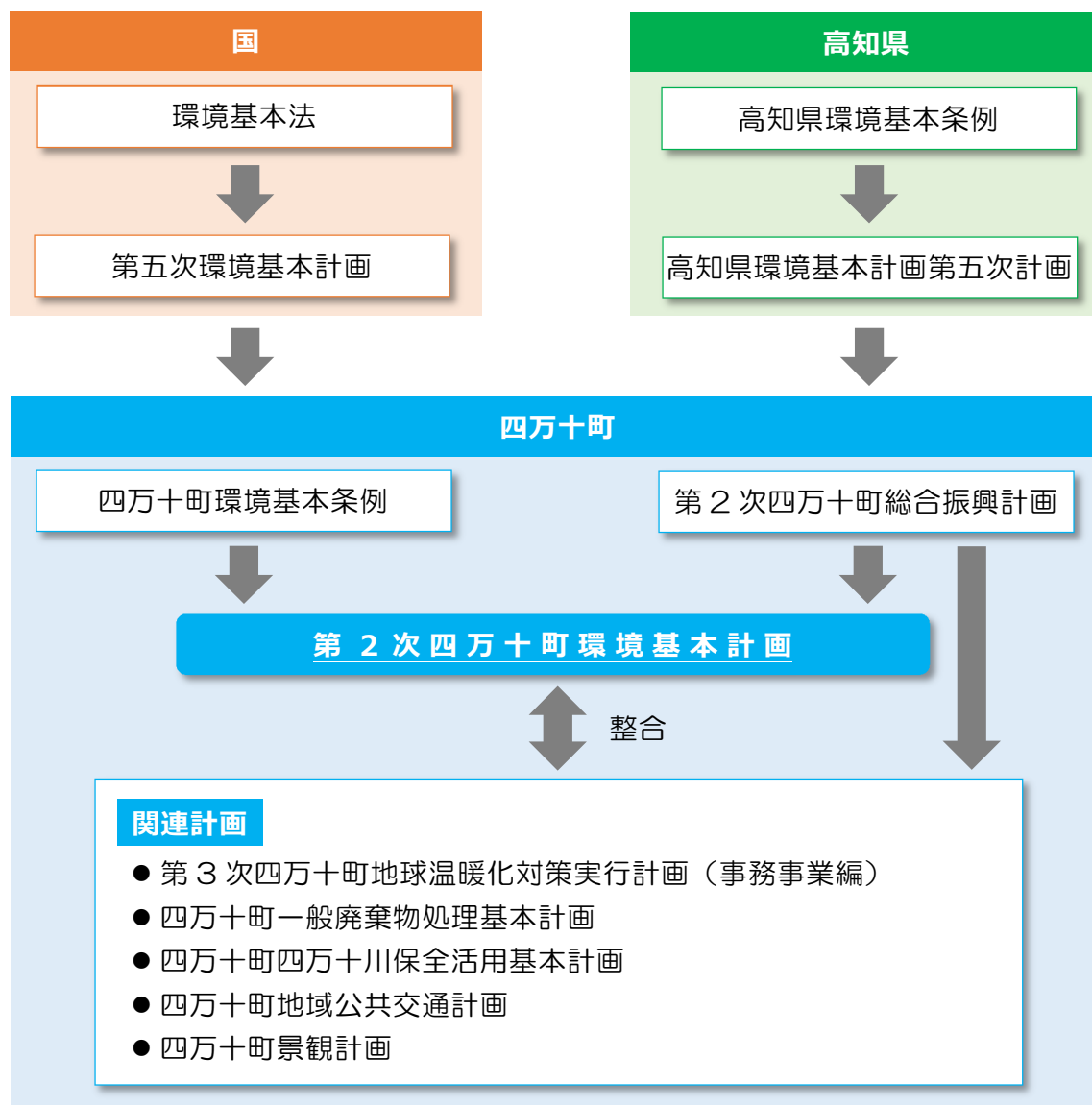
■横断的な戦略

- 地域資源を活かした産業振興
- 環境を守り次世代へつないでいくための人材育成と地域づくり

2. 計画の位置づけ

第2次計画は、「四万十町環境基本条例」に位置づけられた計画であり、本町の最上位計画である「第2次四万十町総合振興計画」を、環境面から総合的かつ計画的に推進するための計画です。

また、上位計画となる国の第五次環境基本計画や高知県環境基本計画第五次計画の内容を踏まえるとともに、本町の関連計画との整合を図りつつ、本町が展開する環境の保全及び創造に関する施策や、町民・事業者の環境に配慮した取り組みに対して基本的な方向性を示す計画です。



3. 計画の期間

第2次計画の計画期間は、令和4年度から令和13年度までの10年間とします。

ただし、今後の環境問題や社会情勢の変化等に対応していくため、中間年度である令和8年度に必要な応じて計画の見直しを行います。

4. 計画の対象範囲

第2次計画で対象とする環境の範囲は、下表に示すとおりです。

分野	対象範囲	
地球環境	● 省エネルギー ● 脱炭素型まちづくり	● 再生可能エネルギー ● 気候変動 等
自然環境	● 森林 ● 水辺	● 農地 ● 生物多様性 等
生活環境	● 水・大気環境 ● 土壌汚染 ● 歴史・文化 ● 空き家等 等	● 騒音・振動・悪臭 ● 景観 ● 公園・緑地
資源循環	● 3R	● 廃棄物の適正処理 等
環境教育・ 環境保全活動	● 環境教育・環境学習	● 環境保全活動 等

第2章 四万十町の現状と課題

1. 地域の概況

(1) 位置・地勢

本町は、平成 18 年 3 月 20 日に窪川町・大正町・十和村の 2 町 1 村が合併して誕生した町です。位置は、高知県の西部を東から西へ流れる四万十川の中流域にあり、東南部は土佐湾に面しています。町域は、東西 43.7km、南北 26.5km、総面積 642.28km²であり、そのうち林野が 87.1%を占め、田畑は 6.0%を占めるに過ぎません。

集落の多くは四万十川とその支流の河川沿いや台地上にあり、一部は土佐湾に面する海岸部にあります。四万十町東部に位置する窪川地域は、標高 230m の高南台地にあり、約 2,000ha の農地が広がっています。窪川地域から四万十川沿いの下流部に位置する四万十町中部の大正地域、西部の十和地域は、面積のほとんどを山林が占めており、平地は四万十川と梶原川沿いに点在しています。

本町と他地域を結ぶ交通網としては、香川県の多度津駅と本町の窪川駅を結ぶＪＲ土讃線、窪川駅と四万十市の中村駅を結ぶ土佐くろしお鉄道が町域を概ね南北に横断し、窪川駅と愛媛県宇和島駅をＪＲ予土線が東西に結んでいます。また、一般国道 56 号（高知市～松山市）と同 439 号（徳島市～四万十市）が町を南北に横断し、同 381 号（須崎市～宇和島市）がそれらを接続するように町を東西に結んでいます。

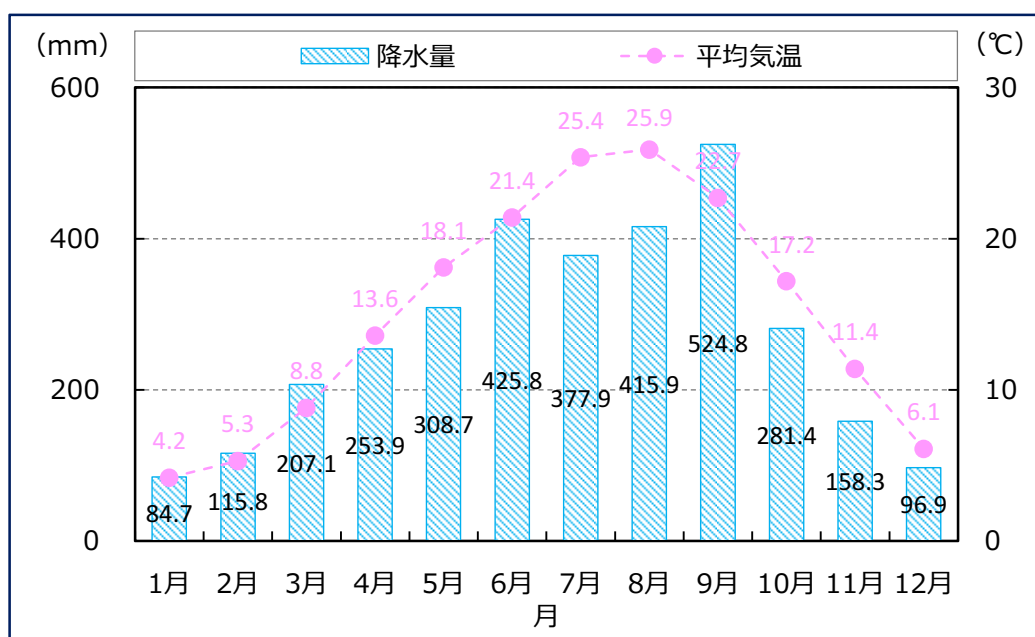


四万十町の位置

(2) 気象

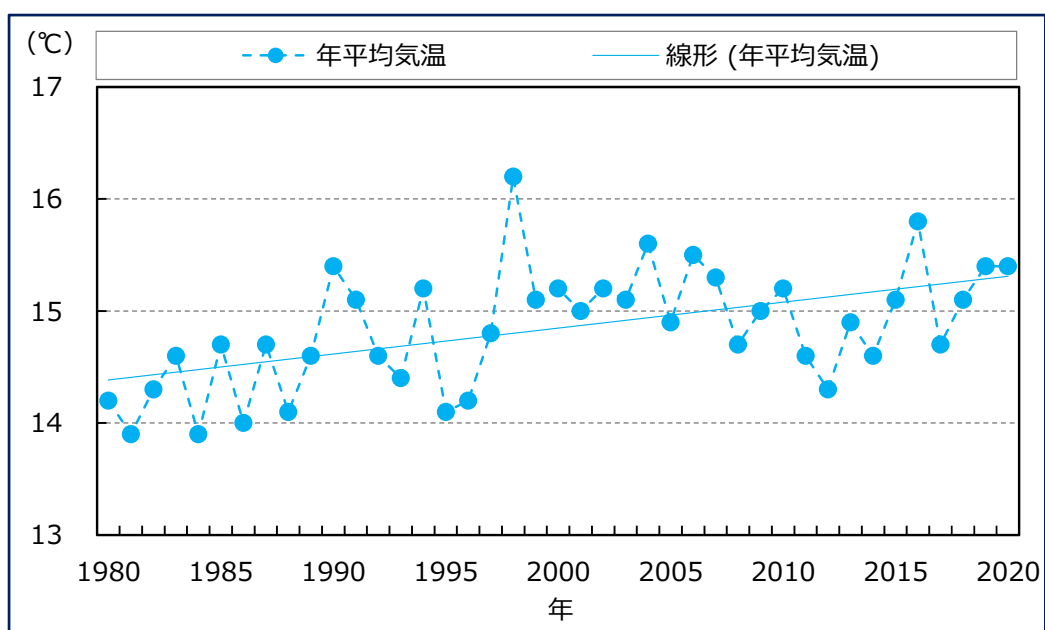
本町の年平均気温及び年間降水量の平年値（平成 3（1991）年から令和 2（2020）年の 30 年間の平均値）は、それぞれ 15.0℃、3,251mm となっています。月別平均気温の平年値は 8 月が 25.9℃と最も高く、月別降水量の平年値は 9 月が 524.8mm と最も多くなっています。

また、年平均気温は、ここ 40 年間でわずかな増加傾向で推移しています。



資料：気象庁統計資料

月別の平均気温及び降水量



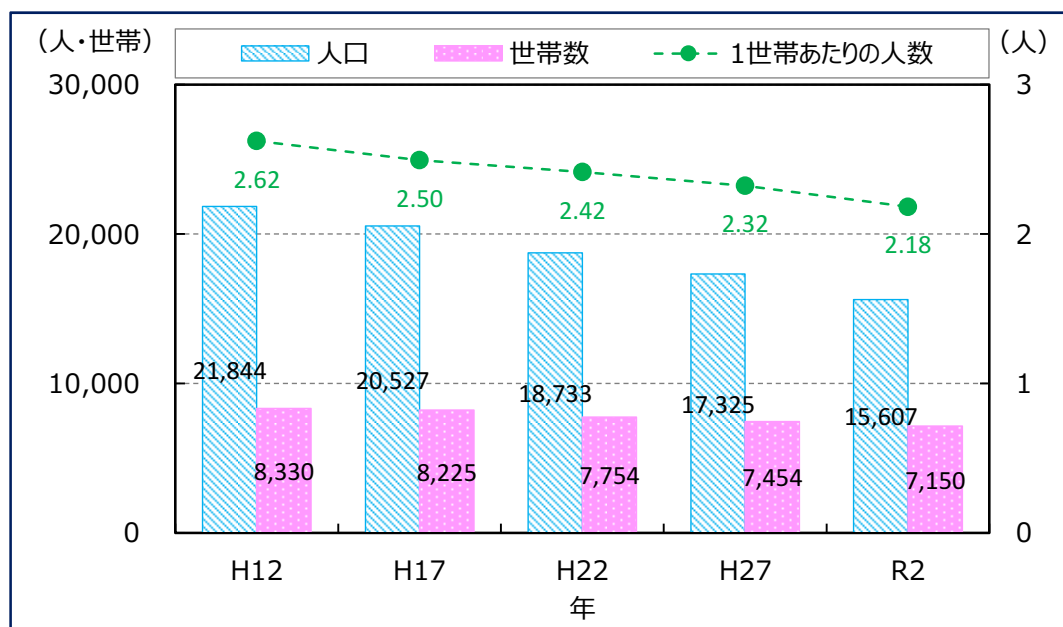
資料：気象庁統計資料

年平均気温の推移

(3) 人口・世帯数

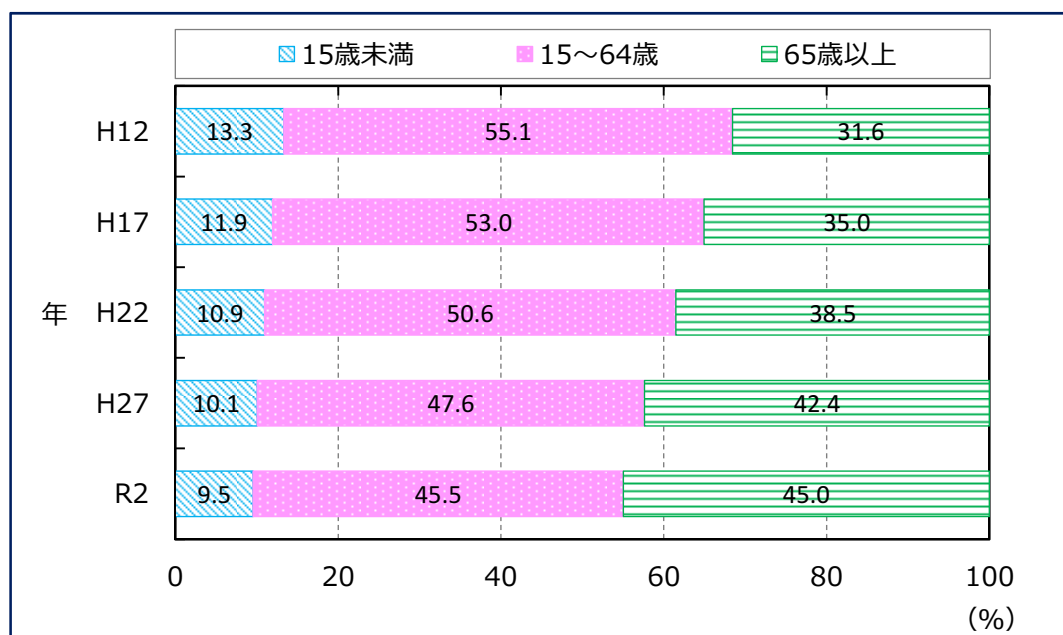
本町の人口及び世帯数は、令和2年でそれぞれ15,607人、7,150世帯となっており、両者ともに減少傾向で推移しています。1世帯あたりの人数は、令和2年で2.18人となっており、減少傾向で推移していることから、核家族化や単身世帯化が進行しています。

また、年齢階級別構成比は、15歳未満及び15～64歳が減少傾向、65歳以上が増加傾向にあることから、少子高齢化もあわせて進行している状況です。



資料：国勢調査

人口及び世帯数の推移



資料：国勢調査

年齢階級別構成比の推移

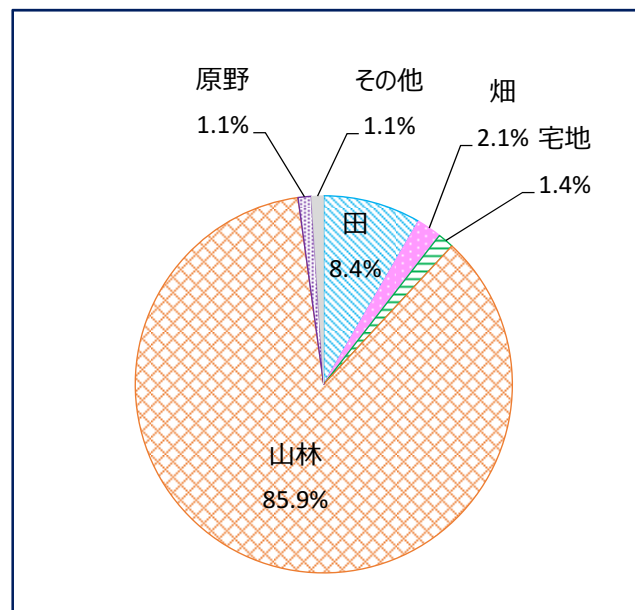
(4) 土地利用

本町の民有課税地面積の構成比は、山林が 85.9%と最も高く、次いで田が 8.4%、畑が 2.1%などとなっています。

民有課税地面積（平成 31 年 1 月 1 日現在）

区分	面積 (ha)
田	2,483.92
畑	634.55
宅地	413.26
山林	25,504.49
原野	336.40
その他	314.95
合計	29,687.58

資料：高知県統計書



資料：高知県統計書

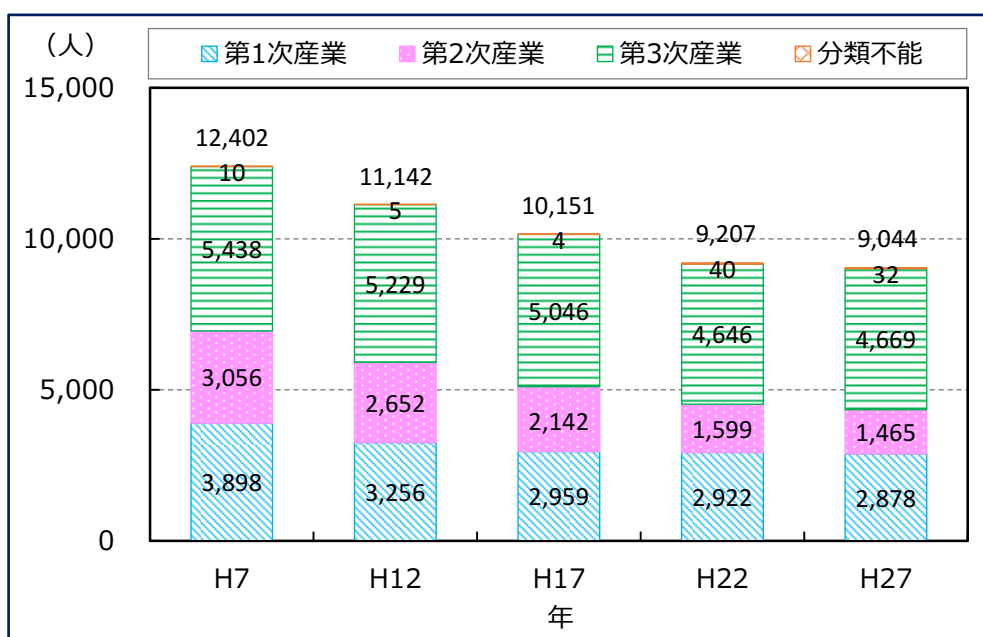
民有課税地面積の構成比（平成 31 年 1 月 1 日現在）

(5) 産業

①産業大分類別就業者数

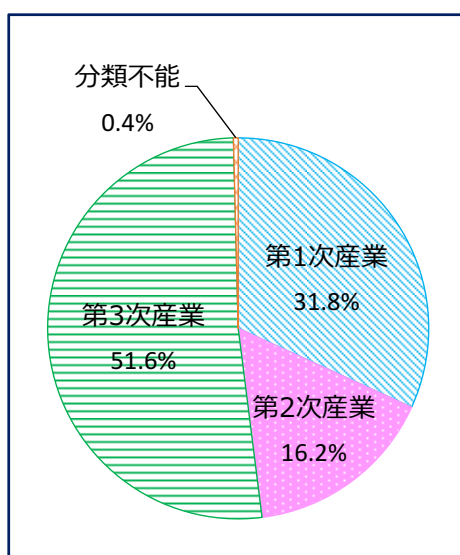
本町の産業大分類別就業者数は、平成 27 年で 9,044 人となっており、減少傾向で推移しています。

また、平成 27 年における産業大分類別就業者の構成比は、第 3 次産業が 51.6%と最も多く、次いで第 1 次産業が 31.8%、第 2 次産業が 16.2%などとなっています。



資料：国勢調査

産業大分類別就業者数の推移

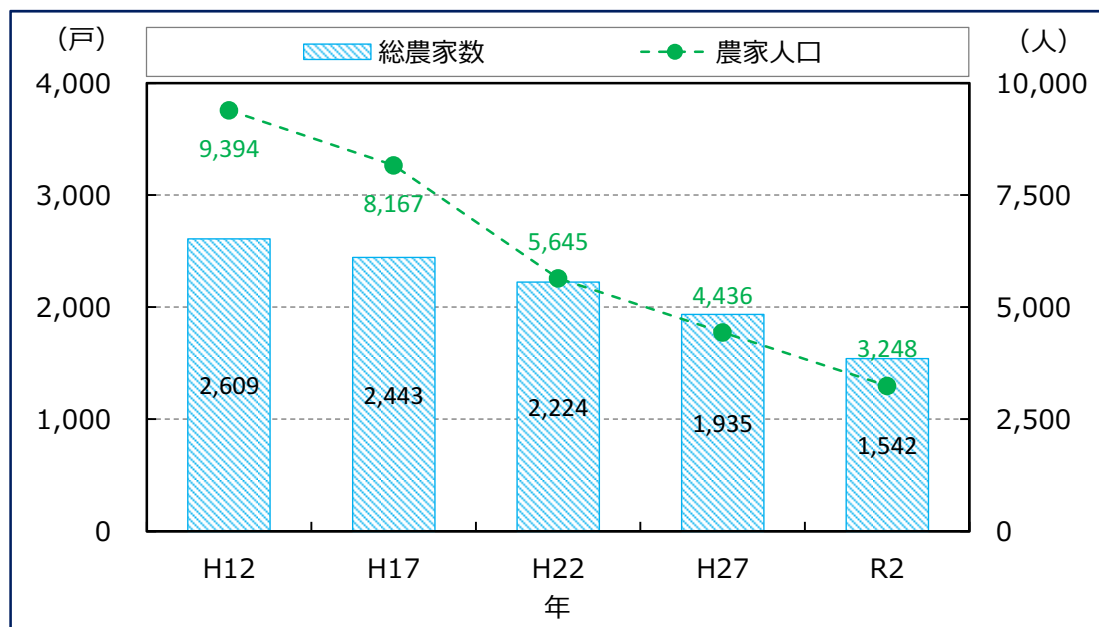


資料：国勢調査

産業大分類別就業者数の構成比（平成 27 年）

②農業

本町の総農家数及び農家人口は、令和 2 年でそれぞれ 1,542 戸、3,248 人となっており、両者ともに減少傾向で推移しています。

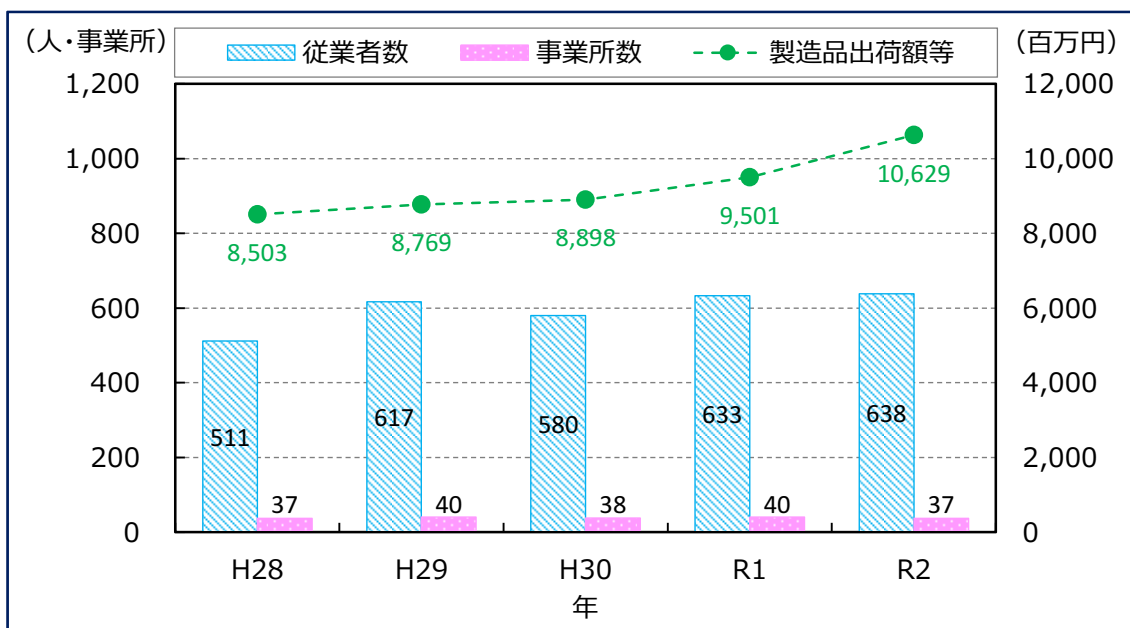


資料：農林業センサス

総農家数及び農家人口の推移

③工業

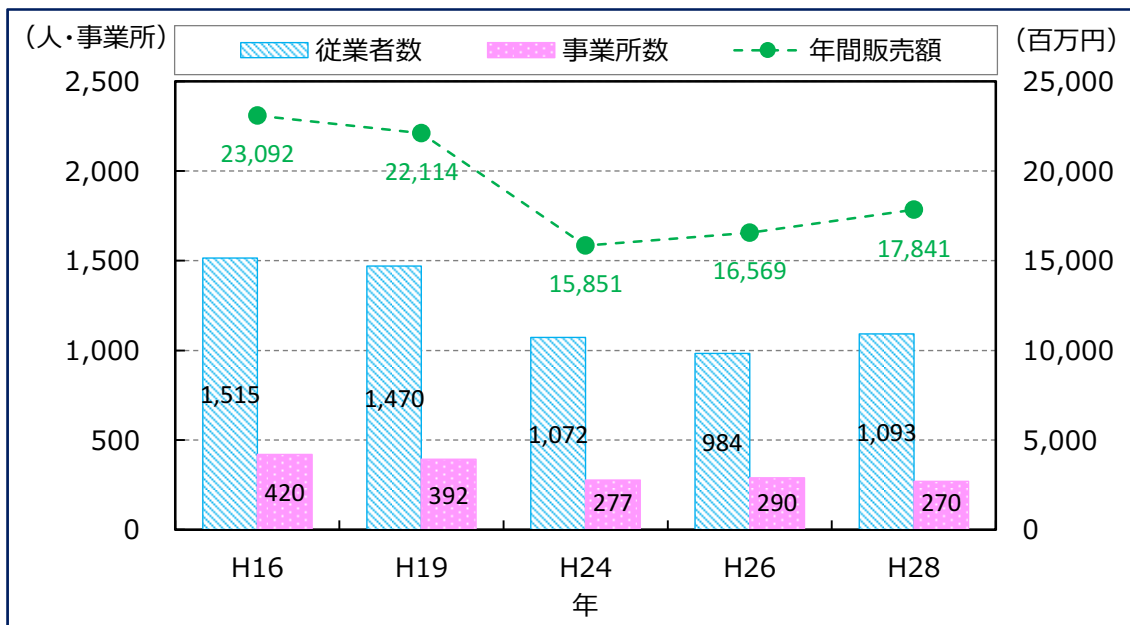
本町の工業の従業者数、事業所数及び製造品出荷額等は、令和 2 年でそれぞれ 638 人、37 事業所、10,629 百万円となっています。事業所数は概ね横ばいで推移している一方で、製造品出荷額等は増加傾向、従業員数も増減はあるものの増加傾向で推移しています。



資料：平成 28 年経済センサス-活動調査、工業統計調査
工業の従業者数、事業所数及び製造品出荷額等の推移

④商業

本町の商業の従業者数、商店数及び年間販売額は、平成 28 年でそれぞれ 1,093 人、270 事業所、17,841 百万円となっています。従業者数及び事業所数は、平成 24 年度以降概ね横ばいで推移している一方で、年間販売額は平成 26 年度以降増加傾向で推移しています。



資料：平成 24・28 年経済センサス-活動調査、商業統計調査
商業の従業者数、事業所数及び年間販売額の推移

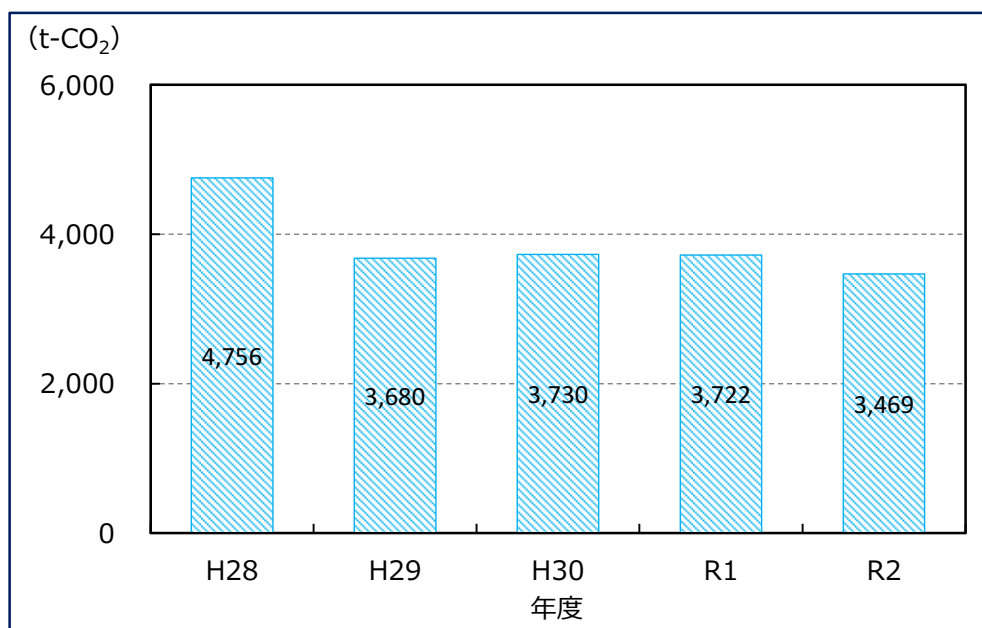
2. 環境の現状と課題

(1) 地球環境

①現状

1) 町の事務事業に係る温室効果ガス排出量

本町の事務事業に係る温室効果ガス（CO₂）排出量は、令和 2 年度で 3,469t-CO₂ となっており、増減はあるものの減少傾向で推移しています。

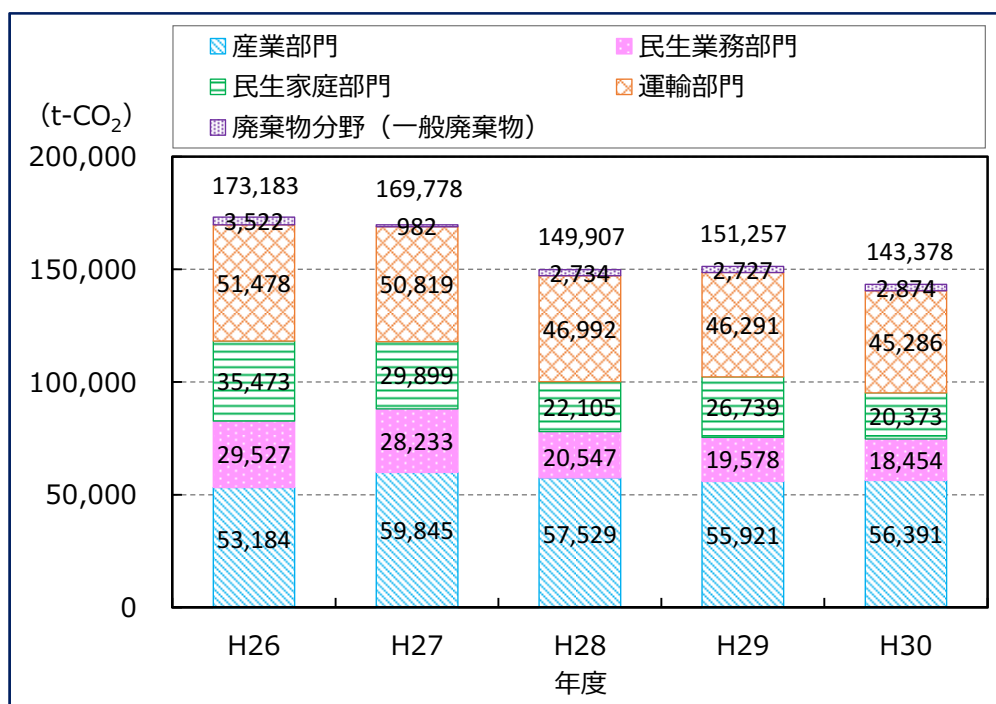


資料：四万十町資料

町の事務事業に係る温室効果ガス（CO₂）排出量の推移

2) 町内全域の温室効果ガス排出量

町内全域の温室効果ガス（CO₂）排出量は、平成 30 年度で 143,378t-CO₂ となっており、増減は見られるものの減少傾向で推移し、平成 26 年度と比較すると 17.2% 減となっています。部門別に見ると、民生業務部門が 37.5% 減、民生家庭部門が 42.6% 減、運輸部門が 12.0% 減、廃棄物分野（一般廃棄物）が 18.4% 減となっている一方で、産業部門のみが 6.0% 増となっています。

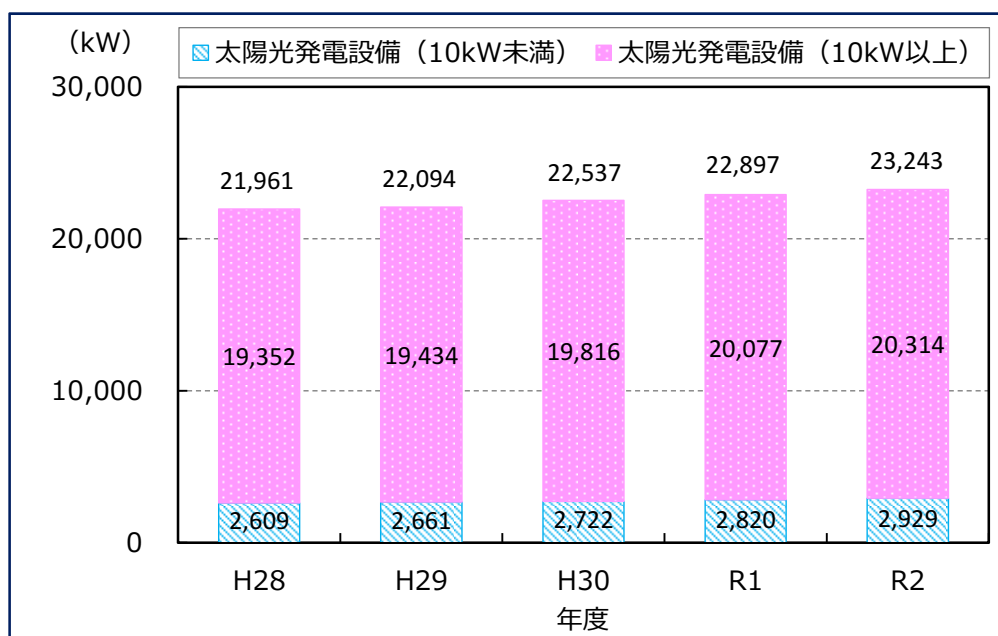


資料：自治体排出量カルテ（環境省）

町内全域の温室効果ガス（CO₂）排出量の推移

3）再生可能エネルギー

本町の固定価格買取制度による再生可能エネルギー設備の累積導入容量は、令和2年度で太陽光発電設備が23,243kWとなっています。



資料：固定価格買取制度 情報公表用ウェブサイト（資源エネルギー庁）

固定価格買取制度による再生可能エネルギー設備の累積導入容量の推移

②課題

- 本町の事務事業に係る温室効果ガス排出量は減少傾向で推移していますが、公共施設におけるエネルギー消費量のさらなる削減に向けて、再生可能エネルギー設備や省エネルギー設備等の導入・更新を率先的に推進していくとともに、職員全員が日常的に省エネ行動に取り組んでいく必要があります。
- アンケート調査結果によれば、家庭や事業所への再生可能エネルギー設備や省エネルギー設備の導入率は、「高効率照明（LED 照明など）」以外については半数以下となっていますが、電気自動車や蓄電池など、今後の導入意向を持っている設備も多く見られることから、導入効果や活用できる助成制度等について情報発信を行うことで導入を促していく必要があります。
- アンケート調査結果によれば、本町に今後期待する支援等として「環境保全のための設備投資に対する助成制度の充実」を挙げる事業者の割合は最も高くなっていることから、助成制度の創設や活用できる助成制度等についての情報発信など、支援体制の強化を図っていく必要があります。
- アンケート調査結果によれば、「公共交通の便利さ」に対する町民の満足度は最も低くなっているとともに、本町が地球環境分野で重点的に今後進めるべき取り組みとして「公共交通機関の利便性向上・利用促進」を挙げる町民の割合は高くなっていることから、利便性の向上に努めるとともに、持続可能な公共交通体系を構築していくことで、利用者の増加を図っていく必要があります。
- アンケート調査結果によれば、「自然災害に対する安全性の高さ」に対する町民の満足度は低くなっているとともに、本町が地球環境分野で重点的に今後進めるべき取り組みとして「地球温暖化に伴う気候変動への適応策の検討」を挙げる町民の割合は最も高くなっていることから、温室効果ガスの排出を抑制する緩和策に加えて、気温上昇による大雨や短時間強雨の強度・頻度の増加、熱中症リスクの増加など、気候変動の影響に備える適応策を検討していく必要があります。
- 町内全域の温室効果ガス排出量は減少傾向で推移していますが、アンケート調査結果によれば、「COOL CHOICE（クールチョイス）」の内容の認知度は、町民・事業者ともに 1 割程度と低くなっていることから、さらなる普及促進によって、脱炭素社会の実現に向けた町民・事業者のライフスタイル・ビジネススタイルの転換を図っていく必要があります。

(2) 自然環境

①現状

1) 希少野生動植物

高知県では、県内に生息・生育する絶滅のおそれのある野生動植物の現状を把握し、適切な保全や種の多様性の保全のための基礎資料として活用されることを目的として、「高知県レッドデータブック（動物編）」を平成14年に作成し平成30年に改訂、「高知県版レッドデータブック（植物編）」を平成12年に作成しています。

「高知県レッドデータブック（動物編）」によれば、町内には、ヤイロチョウ、ブッポウソウ、ヒナイシドジョウなど、多くの希少野生動植物の生息・生育が確認されています。

2) 外来生物

町内では、オオキンケイギク、アレチウリなど、特定外来生物の生息・生育が確認されています。

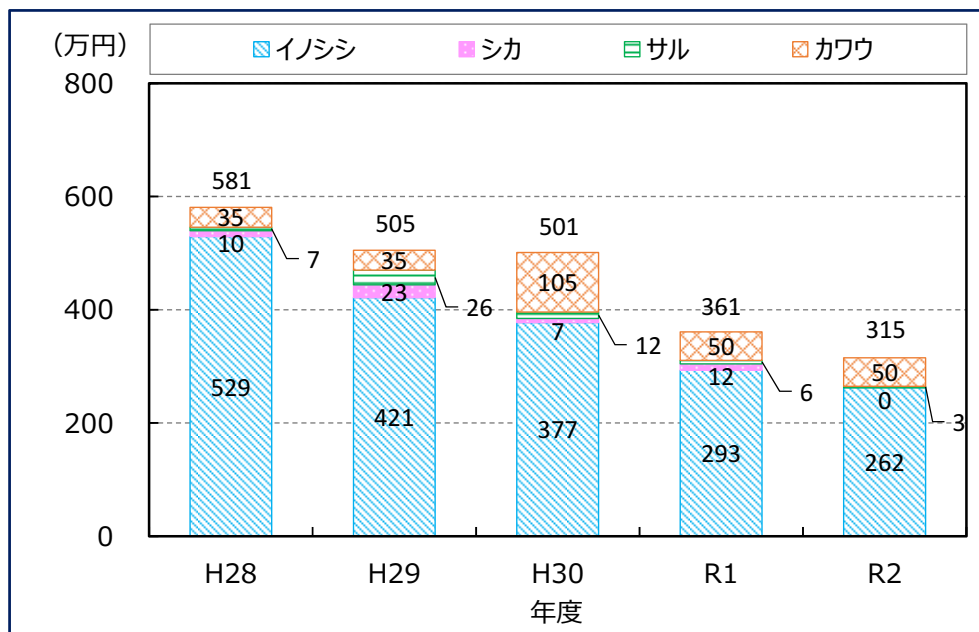


オオキンケイギク

3) 有害鳥獣

町内では、イノシシ、シカ、サル、カワウなど、有害鳥獣による農林水産業等への被害が発生しています。

被害総額は、令和2年度で315万円となっており、減少傾向で推移しています。その内訳を見ると、イノシシが262万円と最も多く、次いでカワウが50万円などとなっています。

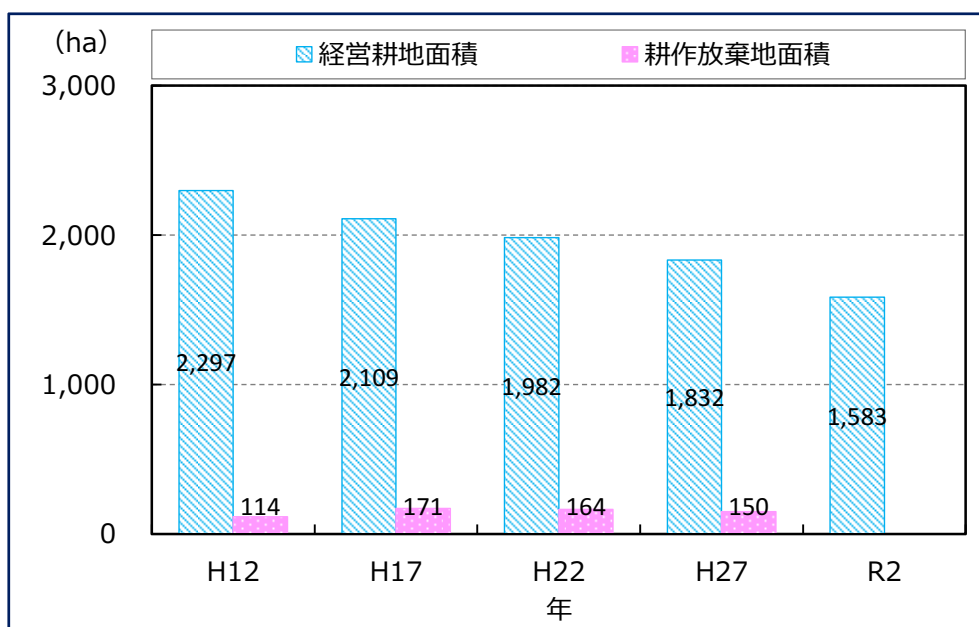


資料：四万十町資料

有害鳥獣による農林水産業等への被害金額の推移

4) 農地

本町の経営耕地面積は、令和 2 年で 1,583ha となっており、減少傾向で推移しています。耕作放棄地面積は、令和 2 年の実績値が把握できませんが、平成 22 年以降減少傾向で推移していました。



注) 耕作放棄地面積の把握は、平成 27 年をもって廃止されました。

資料：農林業センサス

経営耕地面積及び耕作放棄地面積の推移

②課題

- 町内には多くの希少野生動植物が生息・生育していますが、アンケート調査結果によれば、「生き物の種類の多さ」に対する町民の重要度は低くなっていることから、希少野生動植物の生息・生育状況の現状把握や保全を推進するとともに、町民への意識啓発や情報発信を行うことで、生物多様性や生態系の保全に関する関心と意識の向上に努めていく必要があります。
- 町内ではオオキンケイギクやアレチウリ等の特定外来生物の生息・生育が確認されていることから、町民への特定外来生物の特徴や駆除方法等について情報発信を行うことで、被害の拡大防止に努めていく必要があります。また、高知県や周辺自治体と連携して、セアカゴケグモ等の新たな特定外来生物の侵入防止に向けた対策を推進していく必要があります。
- イノシシやシカなどによる農林水産業等への被害総額は減少傾向で推移していますが、アンケート調査結果によれば、本町が自然環境分野で重点的に今後進めるべき取り組みとして「有害鳥獣による農作物被害の防止対策」を挙げる町民の割合は高くなっていることから、防護柵の設置や捕獲活動の実施に対する支援を行うことで、被害の拡大防止に努めていく必要があります。
- アンケート調査結果によれば、四万十川流域の自然環境の保全に向けた取り組みとして「環境の改善（水質の維持・向上、森林の保全・再生など）」を挙げる町民の割合は最も高くなっていることから、町内の豊かな森林を町民共有の財産として次世代に継承するため、適正な整備を推進し、水源かん養機能、生物多様性保全機能、地球環境保全機能、土砂災害防止機能等の森林が有する多面的機能の維持・発揮を図っていく必要があります。
- 耕作放棄地面積は減少傾向で推移していますが、農地パトロール等の実施による耕作放棄地の実態把握及び発生防止・解消に引き続き努めていく必要があります。

(3) 生活環境

①現状

1) 水質

町内を流れる 5 河川及び周辺の 1 海域を対象に、高知県による水質の測定が毎年度行われています。河川における水質汚濁の代表的な指標である生物化学的酸素要求量（BOD）は、平成 28 年度以降、全地点で環境基準を達成しています。海域における水質汚濁の代表的な指標である化学的酸素要求量（COD）は、環境基準を達成しています。

また、高知県では、環境基準のほかに、四万十川独自の清流保全の目安となる「清流基準」を定められており、町内を流れる 3 河川において、高知県による水質の測定が毎年度行われています。河川の水平方向の透明性を表す指標である清流度は、令和元年度では全地点で清流基準に達していません。

生物化学的酸素要求量（BOD）の測定結果

河川	測定地点	環境基準		BOD (mg/L)				
		類型	基準値	H27	H28	H29	H30	R1
四万十川	鍛冶屋瀬橋	AA	1	<0.5	0.6	0.6	0.6	<0.5
	家地川堰堤			1.2	0.6	0.9	0.5	<0.5
	大正流量観測所			0.9	0.7	0.5	<0.5	<0.5
	昭和大橋			0.7	<0.5	0.7	0.5	<0.5
仁井田川	根々崎橋	A	2	1.2	0.8	1.3	0.9	0.5
梶原川	津賀ダム放水口			0.7	0.6	0.9	0.6	<0.5
	大正橋			0.8	0.8	<0.5	<0.5	<0.5
伊与木川	藤縄橋			0.8	0.7	0.7	<0.5	<0.5
東又川	奈路橋	B	3	1.2	1.0	0.7	0.6	<0.5

注 1) 表中の「<」は定量下限値未満であることを示します。

注 2) 表中の黄色着色箇所は、環境基準値を超過していることを示します。

化学的酸素要求量（COD）の測定結果

海域	測定地点	環境基準		COD (mg/L)				
		類型	基準値	H27	H28	H29	H30	R1
中土佐地先海域	St-5	A	2	1.4	1.6	1.4	1.3	1.4

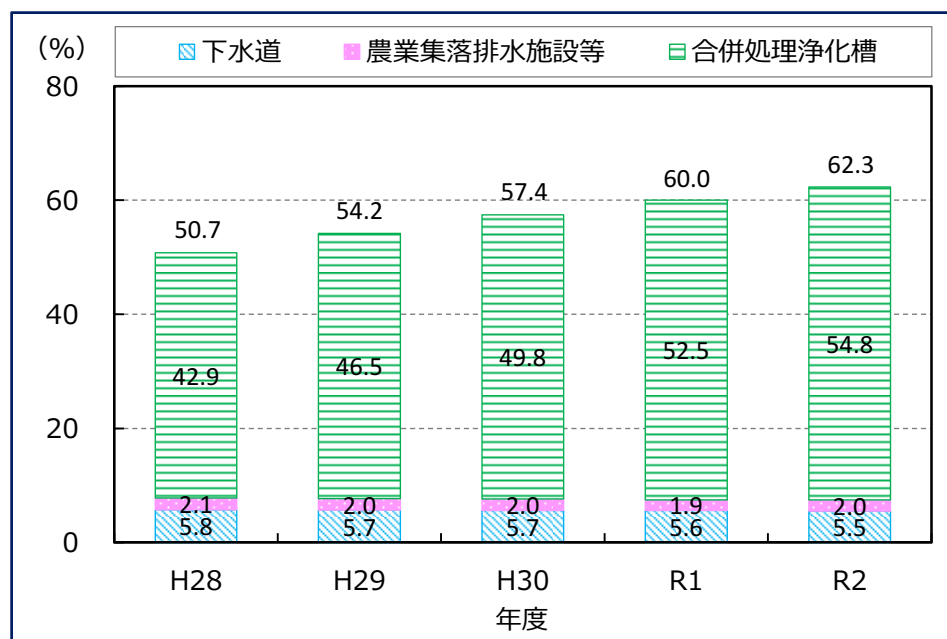
清流度の測定結果

河川	測定地点	清流基準	清流度 (m)				
			H27	H28	H29	H30	R1
四万十川	作屋	7.00m 以上	4.70	8.10	8.40	8.30	5.00
	大正流量観測所		4.10	10.10	11.30	6.70	5.50
吉見川	本川合流前	3.00m 以上	3.20	4.70	2.90	2.70	2.90
梶原川	日野々大橋	8.00m 以上	4.20	8.60	9.10	6.30	4.40

注) 表中の黄色着色箇所は、清流基準に達していないことを示します。

2) 生活排水処理

下水道、農業集落排水施設等及び合併処理浄化槽の処理人口普及率は、令和2年度でそれぞれ5.5%、2.0%、54.8%、全体では62.3%となっています。下水道及び農業集落排水施設等の処理人口普及率は概ね横ばいで推移している一方で、合併処理浄化槽の処理人口普及率は増加傾向で推移しています。



資料：高知県汚水処理人口普及状況

汚水処理人口普及率の推移

3) 文化財

町内には、現在、国指定文化財が 17 件、県指定文化財が 10 件、町指定文化財が 108 件あり、適正な保護・管理が行われています。

文化財の指定件数（令和 3 年 9 月 1 日現在）

種別		件数
国指定 文化財	重要文化財	1
	重要文化的景観	1
	天然記念物	3
	登録有形	11
	無形民俗	1
合計		17
県指定 文化財	天然記念物	1
	有形文化財	5
	無形民俗	4
合計		10
町指定 文化財	天然記念物	9
	史跡	8
	有形文化財	51
	無形民俗	40
合計		108

資料：四万十町資料



旧竹内家住宅
(国指定文化財：重要文化財)



仁井田のヒロハチシャノキ
(国指定文化財：天然記念物)



一斗俵沈下橋
(国指定文化財：登録有形文化財)

②課題

- アンケート調査結果によれば、「空気のきれいさ」に対する町民の満足度・重要度はともに最も高くなっていることから、光化学オキシダント注意報等の発令時には町民への迅速な情報発信を行うことで、健康被害の発生防止に努めていく必要があります。
- 水質は環境基準を達成する良好な状態が維持されており、アンケート調査結果によれば、「川や池などの水のきれいさ」及び「海の水のきれいさ」に対する町民の満足度は、前回調査時（平成 29 年度）に比べて増加しています。一方で、高知県の清流基準には達していない状態であるとともに、アンケート調査結果によれば、本町が生活環境分野で重点的に今後進めるべき取り組みとして「生活排水対策」を挙げる町民の割合は高くなっていることから、高知県と連携してモニタリングを継続するとともに、生活排水対策や工場・事業場排水対策、公共工事や農業等による土砂流出防止などの濁り防止対策を推進していく必要があります。
- 町内には多くの重要な文化財や優れた景観資源等が存在することから、適正な保全・管理及びその活用を推進するとともに、町内外にその価値や魅力について情報発信を行っていく必要があります。
- アンケート調査結果によれば、本町が生活環境分野で重点的に今後進めるべき取り組みとして「空き地や空き家の適正管理」を挙げる町民の割合は最も高くなっていることから、周辺環境に悪影響を及ぼすおそれがある空き地や空き家の発生抑制や適正管理、有効活用に向けた取り組みを推進していく必要があります。

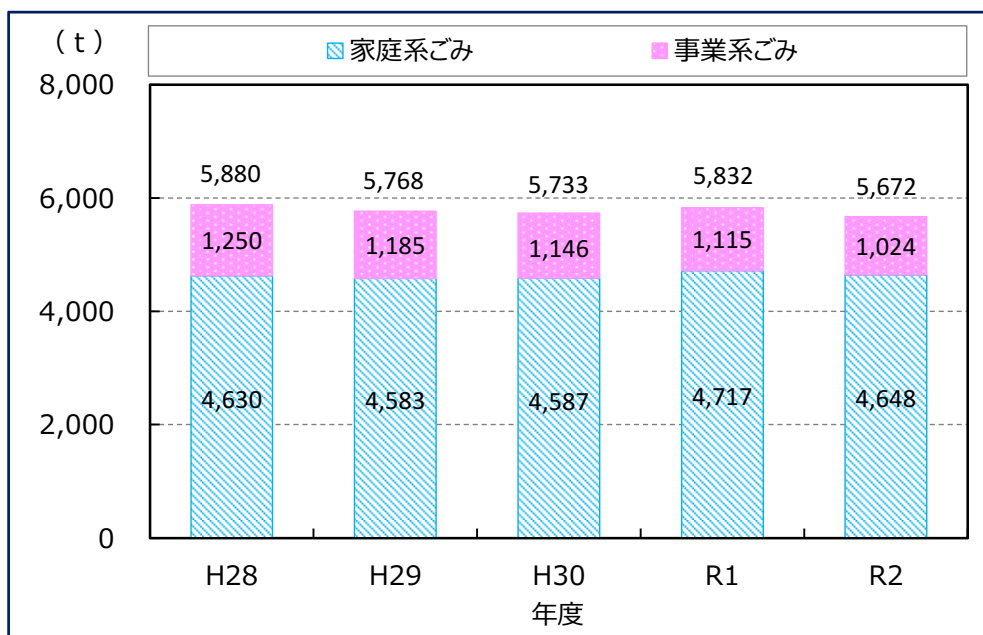
(4) 資源循環

①現状

1) ごみ排出量

本町のごみ排出量は、令和2年度で5,672tとなっており、増減はあるものの減少傾向で推移しています。

また、1人1日当たりのごみ排出量は、令和2年度で916g/人・日となっており、概ね横ばいで、全国平均及び高知県平均よりも低い水準で推移しています。



資料：四万十町資料

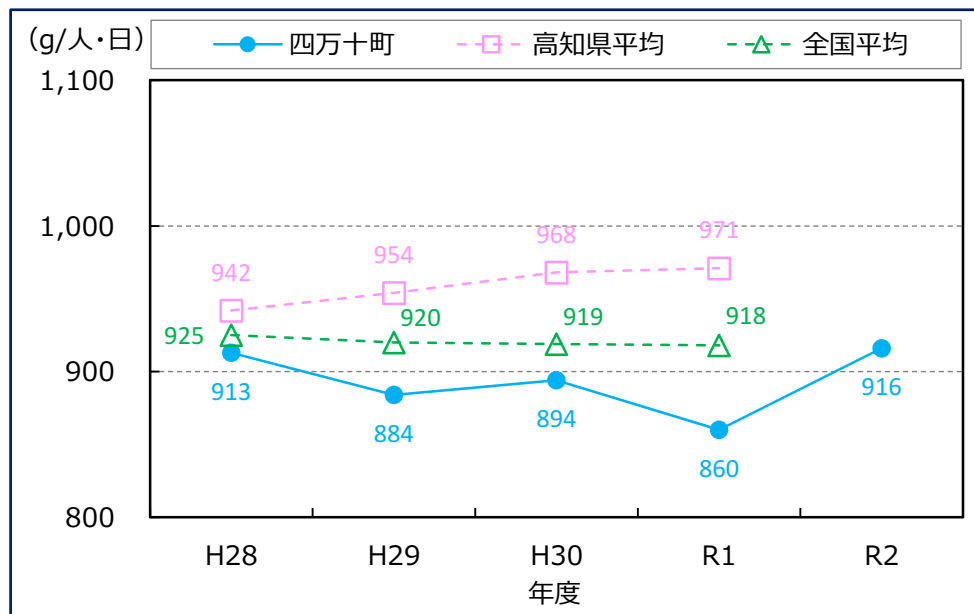
ごみ排出量の推移

ごみ排出量の内訳

単位：t

項目	H28	H29	H30	R1	R2
家庭系ごみ	4,630	4,583	4,587	4,717	4,648
可燃ごみ	3,772	3,841	3,819	3,949	3,895
紙類	257	234	252	241	233
金属類	233	203	202	230	232
びん類	257	248	246	241	235
ペットボトル	24	24	24	25	25
粗大ごみ	86	32	43	30	27
その他	1	1	1	1	1
事業系ごみ	1,250	1,185	1,146	1,115	1,024
合計	5,880	5,768	5,733	5,832	5,672

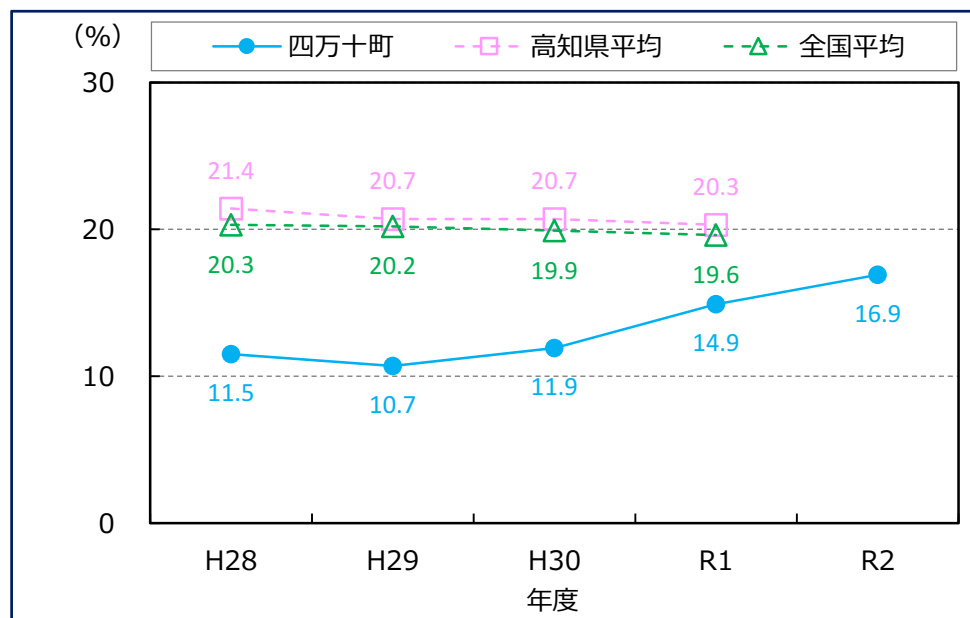
資料：四万十町資料



資料：四万十町資料、第 5 期高知県廃棄物処理計画、
一般廃棄物処理事業実態調査の結果（環境省）
1 人 1 日当たりのごみ排出量の推移

2) リサイクル率

本町のリサイクル率は、令和 2 年度で 16.9%となっており、平成 30 年度以降増加傾向で推移していますが、全国平均及び高知県平均よりも低い水準となっています。



資料：四万十町資料

リサイクル率の推移

②課題

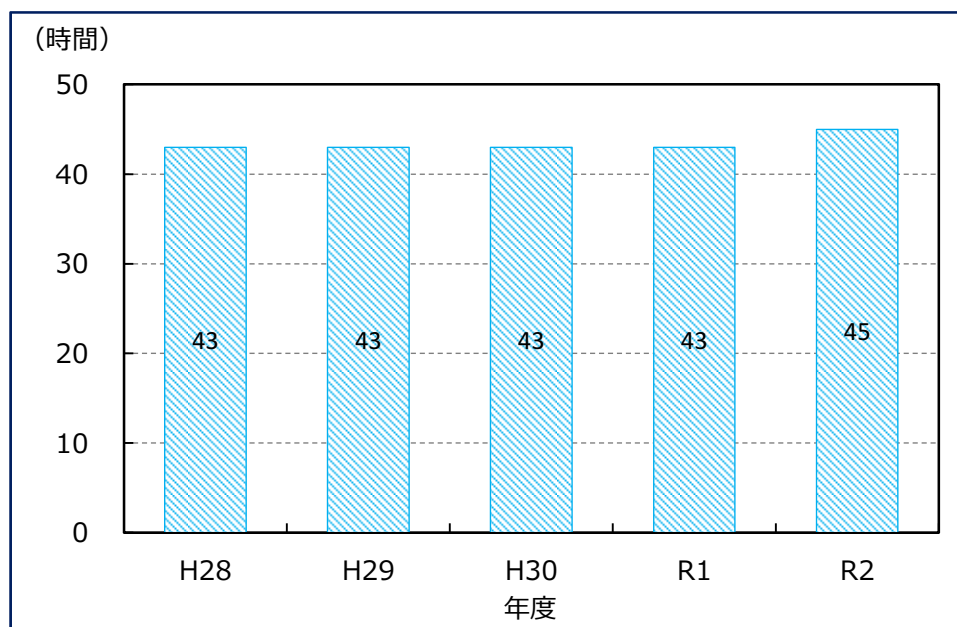
- ごみ排出量は減少傾向、リサイクル率は増加傾向で推移していますが、ごみの発生抑制（リデュース）と再使用（リユース）に継続して取り組むとともに、限りある資源を有効に利用するため、リサイクルの取り組みの充実を図っていく必要があります。
- アンケート調査結果によれば、町民の「ごみの分別」や「生ごみの水切り」の実行度は 9 割程度と高くなっていますが、本町が資源循環分野で重点的に今後進めるべき取り組みとして「ごみの減量化や分別の徹底・リサイクルの推進」を挙げる町民の割合は最も高くなっていることから、ごみの減量化・分別方法やごみ出しルール等について町民にわかりやすい情報発信を行うことで、さらなる徹底を促していく必要があります。
- アンケート調査結果によれば、「ほとんど食品ロスを出さない」と回答した町民の割合は 3 割程度と低くなっていることから、家庭から出されている食品ロスのさらなる削減を図っていく必要があります。
- アンケート調査結果によれば、町民の「買い物へのマイバッグ持参」の実行度は、前回調査時（平成 29 年度）に比べて大きく増加して 9 割程度と高くなっていますが、レジ袋の有料化を契機として、マイバックやマイボトルのさらなる使用を促していくことで、ワンウェイプラスチックをできるだけ使用しないライフスタイルへの転換を図っていく必要があります。
- アンケート調査結果によれば、「生ごみ処理機（コンポスト容器や電気式生ごみ処理機など）」をすでに導入している町民の割合は 2 割程度と低くなっていますが、今後の導入意向を持っている町民の割合は 4 割程度となっていることから、導入促進に向けた情報発信を行っていく必要があります。
- アンケート調査結果によれば、本町が資源循環分野で重点的に今後進めるべき取り組みとして「ごみのポイ捨てや不法投棄の防止対策」を挙げる町民の割合は高くなっていることから、監視体制の強化や防止看板の設置等によって、ごみのポイ捨てや不法投棄されにくい環境づくりを推進していく必要があります。また、ごみのポイ捨てや不法投棄の禁止に関する意識啓発に努め、町民のマナーやモラルの向上を図っていく必要があります。

(5) 環境学習・環境保全活動

①現状

1) 環境学習

町内の学校 1 校あたりの環境学習の実施時間数は、令和 2 年度で 45 時間となり、増加傾向で推移しています。

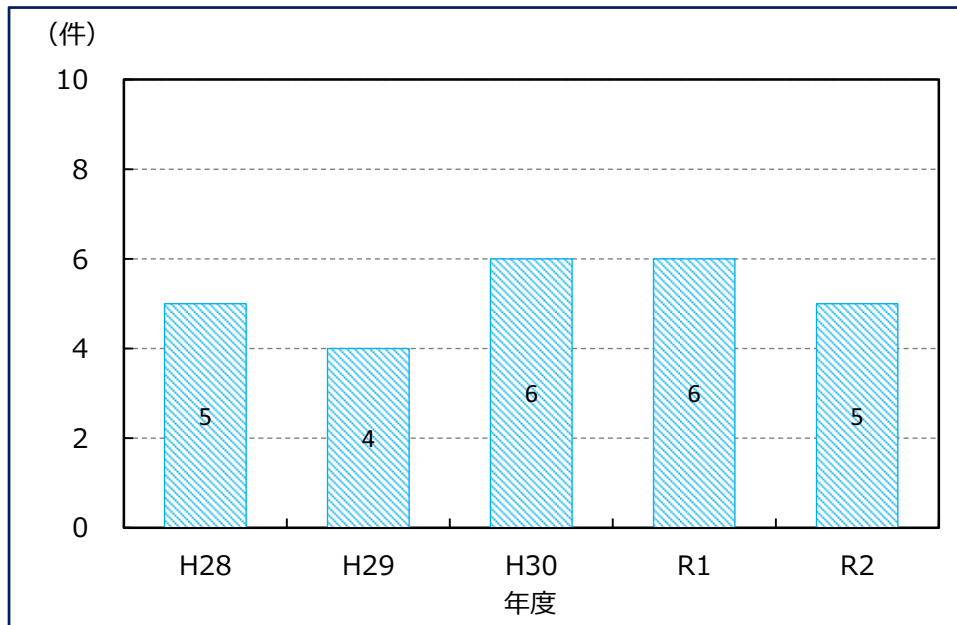


資料：四万十町資料

学校 1 校あたりの環境学習の実施時間数の推移

2) 環境保全活動

町内における清掃活動などの環境保全活動の実施件数は、令和 2 年度で 5 件となり、概ね横ばいで推移しています。



資料：四万十町資料

環境保全活動の実施件数の推移

②課題

- アンケート調査結果によれば、「環境に関する学習の機会や情報の多さ」に対する町民の満足度は低くなっているとともに、本町が環境教育等分野で重点的に今後進めるべき取り組みとして「町内の環境の現状や環境問題に関する情報発信の拡充」を挙げる町民の割合は最も高くなっていることから、次世代を担う子どもたちをはじめとする幅広い世代を対象とした環境学習の機会や環境情報の充実を図っていく必要があります。
- アンケート調査結果によれば、地域の環境保全活動や環境学習などに参加経験のある町民の割合は「道路や河川、公園などの清掃活動」以外については半数以下となっていますが、今後の参加意向を持っている活動等も多く見られることから、参加する契機となる機会の創出や情報発信を行っていく必要があります。
- アンケート調査結果によれば、「四万十町環境基本計画」の内容の認知度は、町民・事業者ともに 1 割以下と低くなっていることから、第 2 次計画の策定を契機として、幅広い世代により分かりやすく情報発信を行い、環境保全に関する理解促進や環境意識の向上を図っていく必要があります。
- アンケート調査結果によれば、「SDGs（持続可能な開発目標）」の認知度は、町民で 3 割以下、事業者で 5 割以下となっていることから、町民一人ひとりが SDGs を理解・認識して行動を実践するよう、内容の周知・啓発を図っていく必要があります。

第3章 望ましい環境像と基本目標

1. 望ましい環境像

望ましい環境像とは、本町がこれからどのような環境を目指していくかを分かりやすく表現したキャッチフレーズであり、町民・事業者・町が共有する長期的な目標です。

第1次計画では、望ましい環境像として、「山・川・海 自然が 人が元気で 四万十町 ～日本が誇る四万十川流域の環境づくり～」を掲げ、その実現に向けて環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ってきました。

これは、本町の最上位計画である「第2次四万十町総合振興計画」で掲げるまちの将来像や環境分野に関連する基本方針と整合を図ったもので、本町が引き続き実現を目指していくべき長期的な目標であることから、第2次計画においても継承し、以下に示すとおり設定します。

山・川・海 自然が 人が元気で 四万十町
～日本が誇る四万十川流域の環境づくり～



2. 基本目標

望ましい環境像を実現するため、「地球環境」、「自然環境」、「生活環境」、「資源循環」、「環境教育・環境保全活動」の環境分野ごとに基本目標を設定し、各種施策を展開していくことによって、持続可能な開発目標（SDGs）の達成にも貢献していきます。

基本目標 1【地球環境】

脱炭素社会の実現に向けて、 地球環境にやさしいまちをつくります

近年、これまでに経験したことのない猛暑や豪雨、台風の強大化、それに伴う自然災害の発生、熱中症リスクの増加や農作物の品質低下など、地球温暖化に伴う気候変動によるものと考えられる影響が全国各地で生じており、その影響は本町にも現れています。

そのため、地球温暖化の原因となっている温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする脱炭素社会の実現に向けて、徹底した省エネルギーの推進、地域特性を活かしつつ地域と調和した再生可能エネルギーの最大限の導入、ライフスタイル・ビジネススタイルの転換などに取り組むとともに、気候変動の影響による被害を回避・軽減していくことで、地球環境にやさしいまちをつくります。

【主に関連する SDGs の目標】



基本目標 2【自然環境】

四万十川が育む広大な自然環境を守り、 人と自然が共生するまちをつくります

四万十川が育む広大な自然環境とその自然環境からもたらされる私たちの生活を支える水源かん養、二酸化炭素吸収、土砂災害防止、生物多様性保全などの様々な恵みは、本町の最大の魅力であり、全国に誇るべきものです。

そのため、私たち一人ひとりが、その自然環境が町民共有のかけがえのない財産であることを意識し、地域一体となって守り育んでいくことで、人と自然が共生するまちをつくります。

【主に関連する SDGs の目標】



基本目標 3【生活環境】

安全・安心・快適に生活できる 良好な環境が確保されたまちをつくります

私たちが健康を維持していく上で、生活環境を良好な状態に保全することは必要不可欠です。

そのため、水質汚濁や大気汚染などの公害の未然防止対策の推進、四万十川を中心とした美しい自然景観の保全、地域に根ざした伝統ある歴史・文化の保存などを推進することによって、誰もが安全・安心・快適に生活できる良好な環境が確保されたまちをつくります。

【主に関連する SDGs の目標】



基本目標 4【資源循環】

限りある資源の循環利用による 環境負荷が少ないまちをつくります

私たちに便利で快適な生活をもたらした大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会システムは様々な問題を引き起こしており、特に近年、プラスチックごみによる海洋汚染の問題や食品ロス問題などへの対応が喫緊の課題となっています。

そのため、私たち一人ひとりが廃棄物の 3R や適正処理をさらに推進していくことによって、限りある資源の循環利用による環境負荷が少ないまちをつくります。

【主に関連する SDGs の目標】



基本目標 5【環境教育・環境保全活動】

みんなが環境保全について考え行動し、 誇れる環境を未来へつなぐまちをつくります

近年の多様化・複雑化する環境問題に対応していくためには、私たち一人ひとりが地域の環境について学ぶとともに、環境保全のためにできることを考え、行動していただくことが必要不可欠です。

そのため、地域の様々な場における環境教育の推進や環境情報の積極的な提供を通じて、子どもから大人まで町民一人ひとりの環境意識の醸成や環境保全活動のさらなる活性化を図っていくことによって、本町の誇れる環境を未来へつなぐまちをつくります。

【主に関連する SDGs の目標】



3. 計画の体系

5つの基本目標に基づく第2次計画の体系は、次頁に示すとおりです。

山・川・海 自然が 人が元気で 四万十町
 ～日本が誇る四万十川流域の環境づくり～

基本目標

基本施策

基本目標 1【地球環境】

脱炭素社会の実現に向けて
地球環境にやさしいまちをつくれます

省エネルギーの推進

再生可能エネルギーの導入推進

脱炭素型まちづくりの推進

気候変動への適応

基本目標 2【自然環境】

四万十川が育む広大な自然環境を守り、
人と自然が共生するまちをつくれます

森林の保全

農地の保全

水辺の保全

生物多様性の保全

基本目標 3【生活環境】

安全・安心・快適に生活できる
良好な環境が確保されたまちをつくれます

水・大気環境の保全

騒音・振動・悪臭対策の推進

土壌汚染対策の推進

景観の保全

歴史・文化の保存

公園・緑地の整備の推進

空き家等の適正管理の推進

基本目標 4【資源循環】

限りある資源の循環利用による
環境負荷が少ないまちをつくれます

3R の推進

廃棄物の適正処理の推進

基本目標 5【環境教育・環境保全活動】

みんなが環境保全について考え行動し、
誇れる環境を未来へつなぐまちをつくれます

環境教育・環境学習の推進

環境保全活動の推進

第4章 基本施策

基本目標 1【地球環境】

脱炭素社会の実現に向けて、 地球環境にやさしいまちをつくります



(1) 省エネルギーの推進

■ 町の取り組み

① 公共施設の省エネルギー化の推進・波及

- 「第3次四万十町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づき、公共施設から排出される温室効果ガスの削減に向けた取り組みを推進します。
- 公共施設の新築・増改築や設備更新の際には、高効率設備の率先的な導入や断熱・通風・採光等の省エネルギー性能が高い設計を採用するとともに、その内容や効果を情報提供することによって、町民・事業者への波及を図ります。
- 公用車の更新・導入の際には、環境負荷の少ないハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、電気自動車をはじめとする次世代自動車の導入を推進します。
- 本町全域から排出される温室効果ガスを把握するとともに、その削減に努めます。



電気自動車（公用車）

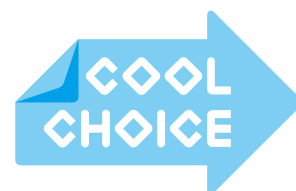
② 家庭・事業所の省エネルギー化の促進

- 節電等によるエネルギー使用量の抑制や高効率設備の導入など、家庭や事業所で実践できる省エネルギー対策の内容やその効果について情報提供を行います。
- 家庭用エネルギー監視システム（HEMS）やビル用エネルギー監視システム（BEMS）等を活用したエネルギー使用量の「見える化」や、エネルギー収支がゼロになるネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）やネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）の普及促進に向けて、活用できる補助制度等について町民・事業者へ情報提供を行います。
- 家庭から排出される温室効果ガス排出量を「見える化」できる環境家計簿の普及促進を図り、家庭での省エネルギー対策の実践を促します。

- 環境負荷の少ないハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、電気自動車をはじめとする次世代自動車の普及促進に向けて情報発信を行うとともに、災害発生時の非常用電源としても利用できるプラグインハイブリッド自動車及び電気自動車を導入する町民・事業者に対する補助金制度の創設を検討します。
- 県が実施している「省エネアドバイザー派遣事業」について情報提供を行い、専門家の派遣による省エネ診断の普及促進を図り、事業所での省エネルギー対策の実践を促します。
- エコアクション 21 など、環境マネジメントシステムの導入効果等について情報提供を行い、環境経営に取り組む事業者の拡大を図ります。
- 「高知県版 J-クレジット制度」の仕組みや効果について情報提供を行い、普及促進に向けた啓発を行います。

③脱炭素型のライフスタイル・ビジネススタイルへの転換促進

- 地球温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動「COOL CHOICE（クールチョイス）」に賛同し、クールビズ・ウォームビズや、ふんわりアクセルやアイドリング・ストップ等の環境に配慮した運転方法であるエコドライブなど、町職員が率先して脱炭素社会の実現に向けた行動を実践します。



未来のために、いま選ぼう。

「COOL CHOICE」ロゴマーク

- 「COOL CHOICE（クールチョイス）」の考え方や具体的な取り組み内容及び効果について普及啓発を図り、町民・事業者が地球温暖化防止を意識し、自ら積極的に行動できるよう促すことで、脱炭素社会の実現に向けた行動の環を町内に広げます。
- 公共施設における物品購入の際には、可能な限りグリーン購入に努めるとともに、町民・事業者への普及促進を図ります。
- 「フロン排出抑制法」に基づき、機器の点検やフロン類の漏えい防止、廃棄時におけるフロン類の適切な回収など、管理者の義務について周知徹底を図ります。
- 地域で生産された農林水産物を消費することで、輸送に伴う二酸化炭素排出削減効果が期待できる地産地消を推進します。

■ 町民・事業者に期待される取り組み

取り組み内容

「COOL CHOICE（クールチョイス）」への理解を深め、省エネルギー対策に自主的に取り組みましょう。

冷暖房温度の適正管理やこまめな消灯など、省エネルギー行動を実践しましょう。

電気やガス等の使用量をチェックし、無駄なエネルギーを使わないようにしましょう。

クールビズやウォームビズを実践しましょう。

時間帯指定や宅配ボックスの設置など、宅配便の再配達防止に努めましょう。

自動車を運転する際は、エコドライブを実践しましょう。

家電や設備機器を更新する際は、省エネルギー性能の高い製品を選択しましょう。

自動車を購入する際は、環境負荷の少ない次世代自動車を選択しましょう。

エネルギー監視システム（HEMS・BEMS）を導入して、エネルギー利用の効率化に努めましょう。

住宅や事業所を新築・改築する際は、ZEH や ZEB を選択するなど、省エネルギー化の推進に努めましょう。

省エネ診断を行い、効果的な省エネルギー対策に取り組みましょう。

エコマーク商品など、環境にやさしい商品を優先的に選択しましょう。

エコアクション 21 など、環境マネジメントシステムの導入により、環境経営に取り組みましょう。

冷蔵庫やエアコン等のフロン類を使用している製品を廃棄する際には、適正に処理しましょう。

地域で生産された農林水産物を積極的に購入・利用し、地産地消に取り組みましょう。



■ 指標

指標名	単位	現状値	目標値	
		R2 年度	R8 年度	R13 年度
ハイブリッド自動車導入数（公用車）【累計】	台	10	15	20
電気自動車導入数（公用車）【累計】	台	1	3	10
町の業務による温室効果ガス排出量	t-CO ₂	3,469	3,461	3,275

(2) 再生可能エネルギーの導入推進

■ 町の取り組み

① 公共施設への再生可能エネルギーの導入・波及

- 太陽光発電設備など、地域特性を活かした再生可能エネルギー設備を公共施設に率先的に導入するとともに、その内容や導入効果を情報提供することによって、町民・事業者への波及を図ります。
- 公共施設の新築・増改築や施設内の設備更新の際には、太陽光発電設備や蓄電設備等による自立・分散型電源の導入を推進し、災害発生時の非常用電源として利用できる体制を構築します。
- 公共施設における再生可能エネルギー比率の高い電力の調達を検討するとともに、町民・事業者への普及啓発を図ります。
- 家庭用燃料電池の普及促進をはじめ、次世代エネルギーとして注目されている水素エネルギーに関する情報収集や導入に向けた検討を行います。



太陽光発電設備（本庁舎）

② 家庭・事業所への再生可能エネルギーの導入促進

- 太陽光発電システムや災害発生時の非常用電源として活用できる家庭用蓄電池など、再生可能エネルギー設備の導入に活用できる補助制度等について町民・事業者へ情報提供を行います。
- 県の「太陽光発電施設の設置・運営等に関するガイドライン」に基づき、地域と調和した太陽光発電施設の円滑な導入促進を図ります。

■ 町民・事業者へ期待される取り組み

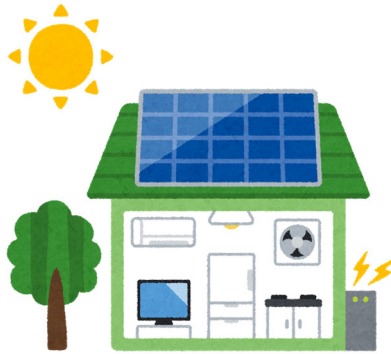
取り組み内容

住宅や事業所に太陽光発電設備や木質バイオマス利用設備等の再生可能エネルギー設備の導入を検討しましょう。

住宅や事業所に蓄電池を導入し、電気を効率的に利用するとともに、災害に備えましょう。

太陽光発電設備等を設置する際には、地域との調和に十分配慮しましょう。

再生可能エネルギー比率の高い電力の選択を検討しましょう。



■ 指標

指標名	単位	現状値	目標値	
		R2 年度	R8 年度	R13 年度
公共施設の太陽光発電施設導入数【累計】	件	23	25	27
公共施設の蓄電設備導入数【累計】	件	6	8	10

(3) 脱炭素型まちづくりの推進

■ 町の取り組み

① 公共交通機関の利用促進

- 「四万十町地域公共交通計画」に基づき、コミュニティバスの運行やタクシー等との連携によって公共交通空白地区の解消に努めることで、利便性の向上による利用促進を図り、持続可能な公共交通体系を構築します。
- 地域の公共交通機関に関する分かりやすい情報冊子等の作成や、ホームページや広報紙等で公共交通機関の利用につながる様々な情報発信を行うことで、利用促進を図ります。

② 次世代自動車の普及促進

- 環境負荷の少ないプラグインハイブリッド自動車や電気自動車の普及促進に向けて、充電インフラの整備を推進します。

■ 町民・事業者に期待される取り組み

取り組み内容

距離や時間に応じて、自動車の利用を控え、徒歩や自転車、公共交通機関を利用して移動しましょう。

自動車を購入する際は、環境負荷の少ない次世代自動車を選択しましょう。



■ 指標

指標名	単位	現状値	目標値	
		R2 年度	R8 年度	R13 年度
コミュニティバス運行路線	路線	20	33	—
路線バス運行路線	路線	41	37	—

(4) 気候変動への適応

■ 町の取り組み

① 気候変動適応策の推進

- 気候変動の影響に係る情報収集に努めるとともに、国や県の動向を踏まえながら、本町の実情や特性等に応じた気候変動適応策を検討します。
- 町民・事業者に対して、気候変動による影響の危機意識を醸成するための啓発活動に努めます。
- 猛暑日、熱帯夜等の増加に伴い危険性が増大することが懸念される熱中症への注意喚起や予防方法などについて周知に努めます。
- 気温上昇に伴う農作物への影響について情報収集を行うとともに、高温に強い品種や栽培方法等について情報発信を行います。
- 「四万十町防災マップ」の配布、自治会や自主防災組織等に対する広報や防災訓練の実施により、町民の防災意識の向上を図ります。

■ 町民・事業者に期待される取り組み

取り組み内容

気候変動に関する情報を入手し、気候変動の進行状況や想定される影響への適応について理解を深めましょう。

猛暑日や熱帯夜は熱中症の予防に努めましょう。

災害に備え、食料や飲料水の備蓄、避難経路及び避難場所の確認など、防災対策に取り組みましょう。



■ 指標

指標名	単位	現状値	目標値	
		R2 年度	R8 年度	R13 年度
定期的に防災訓練を実施している自主防災組織の割合	%	90.8	100	100

基本目標 2【自然環境】

四万十川が育む広大な自然環境を守り、 人と自然が共生するまちをつくります



(1) 森林の保全

■ 町の取り組み

① 森林の適正管理

- 森林環境譲与税を財源とした間伐等の適正管理や林業事業体の育成支援を推進し、水源かん養、二酸化炭素吸収、土砂災害防止、生物多様性保全など、森林が有する多面的機能の維持・発展を図ります。
- 「森林経営管理法」に基づき、手入れが行われていない人工林の間伐を推進します。
- 「地域林政アドバイザー制度」を導入し、間伐や作業道開設などによる環境影響の低減を図った上で、二酸化炭素吸収量の多い若齢森林への更新を推進するとともに、森林の立地によっては人工林から広葉樹林への誘導を検討します。
- 「協働の森づくり事業」を活用した町民・事業者などが参加する森林保全活動の促進を図ります。

② 森林資源の利用促進

- 「町産材利用推進方針」に基づき、公共建築物等への町産材利用を推進するとともに、町産材を利用した木造住宅の建築に対する支援を行うことによって、町産材の利用拡大の促進を図ります。
- 中高層建築物への活用が可能な CLT（直交集成板）の普及拡大などに伴う県内での原木需要に対応するため、安定的な生産体制の構築を図ります。
- 原木シイタケ・木炭・クリ等の森林資源を活用した地域産業の発展に向けて、生産者団体等と連携した取り組みを推進します。
- 森林から搬出された低質材を買い取り、林業事業体の収益性を向上させる仕組みを構築します。
- 町内の豊富な森林資源を活用した木質バイオマスの有効活用を図るため、町内外の需要地に対して燃料製造や原木の流通販売を推進し、木質燃料使用施設等への供給体制の構築や町内での熱源等への活用を検討します。

■ 町民・事業者に期待される取り組み

取り組み内容

生活に多くの恵みをもたらしてくれている森林の大切さを理解しましょう。

身近な森林、里地里山に関心を持ちそれらの保全活動に参加・協力しましょう。

所有する森林の間伐など、適切な維持管理に努めましょう。

町産材の購入・活用に努めましょう。



■ 指標

指標名	単位	現状値	目標値	
		R2 年度	R8 年度	R13 年度
除間伐面積	ha	236	400	400
自伐林業者数	人	15	30	40
町産材利用促進補助金の活用件数【累計】	件	196	286	361

(2) 農地の保全

■ 町の取り組み

① 農地の適正管理

- 農地パトロールを実施し、耕作放棄地の実態把握と発生防止・解消を図るとともに、耕作放棄地の再生活動に対する支援を行います。
- 化学肥料や化学合成農薬の使用を低減し、町内の堆肥センターで生産された畜産堆肥等を施用する環境保全型農業の普及促進を図り、人と環境にやさしい持続可能な農業を推進します。
- 農業後継者の育成や新規就農者に対する支援を行います。
- 地場農産物の販売促進や学校給食等への使用を通じて、農産物の地産地消を推進します。



地域の営農状況

② 有害鳥獣被害の防止

- 「四万十町鳥獣被害防止計画」に基づき、イノシシ、シカ、サルなどの有害鳥獣による農産物被害の軽減に向けた防護柵及び捕獲檻の設置や狩猟免許取得に対する支援など、各種対策を推進します。
- 防護と捕獲の一体的な対策に加えて、生ごみや農作物の収穫残渣を放置しないよう、農業関係者等に周知を行っていくなど、地域での取り組みを徹底することによって、有害鳥獣を寄せ付けない集落環境づくりを推進します。

■ 町民・事業者に期待される取り組み

取り組み内容

所有する農地の適切な維持管理に努めましょう。

自己管理できない農地については、関係機関に相談して有効利用に努めましょう。

耕作放棄地の新たな活用に積極的に参加・協力し、農地の保全を図りましょう。

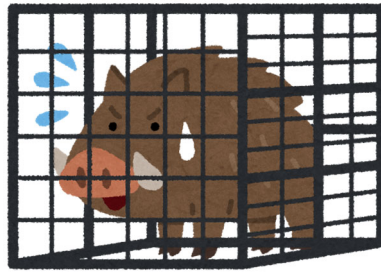
化学肥料や農薬の使用を低減した環境保全型農業に取り組みましょう。

農業後継者の育成や新規就農者の就農に協力しましょう。

地域で生産された農産物を積極的に購入・利用し、地産地消に取り組みましょう。

有害鳥獣による農作物被害の防止に向けて地域ぐるみで取り組みましょう。

有害鳥獣を誘引する生ごみや農作物の未収穫物、落果実等を放置しないようにしましょう。



■ 指標

指標名	単位	現状値	目標値	
		R2 年度	R8 年度	R13 年度
有害鳥獣捕獲頭数	頭	2,636	2,912	2,912

(3) 水辺の保全

■ 町の取り組み

① 水辺の適正管理

- 河川、海岸、ため池、水路などの整備・改修にあたっては、自然環境に配慮した多自然型の水辺空間の整備を推進します。
- 四万十川一斉清掃や海岸清掃を継続するとともに、活動内容について普及啓発を行い、活動の活性化を図ります。
- 県や関係団体等と連携して、四万十川の保全に取り組みます。
- 河川の水質変化に迅速に対応するため、水質調査を継続的に実施するとともに、測定データを公表することによって、水質汚濁の防止に関する意識の高揚を図ります。
- 不法投棄防止を呼びかける看板の設置や、広報紙やホームページ等を通じた啓発活動を推進することによって、町民・事業者のモラル向上を図ります。



四万十川一斉清掃の実施状況

■ 町民・事業者に期待される取り組み

取り組み内容

身近な河川や海岸などの環境美化に努めましょう。

四万十川一斉清掃や海岸清掃など、地域の環境美化活動に積極的に参加しましょう。



■ 指標

指標名	単位	現状値	目標値	
		R2 年度	R8 年度	R13 年度
四万十川一斉清掃参加者数	人	2,631	2,800	2,800

(4) 生物多様性の保全

■ 町の取り組み

① 希少野生動植物の保護

- 四万十川流域の希少野生動植物の生息・生育状況の把握に努めるとともに、生息地及び生育地の保護活動に取り組みます。
- 町民の野生動植物への関心を高めるため、ヤイロチョウやクマタカなど、「高知県レッドリスト」に選定されている希少野生動植物が多く生息・生育するなど、関連情報をホームページ等で分かりやすく発信します。
- 水生生物調査や自然観察会を定期的を開催します。
- 生物多様性の重要性について町民・事業者の理解向上に努めるとともに、町内の生物多様性の保全に向けて取り組みます。

② 外来生物被害の防止

- 町内で生息・生育が確認されているオオキンケイギクやアレチウリなど、特定外来生物による在来生物や生態系への影響を防止・軽減するため、生態系への影響や特定外来生物の特徴や駆除方法等について情報提供を行います。
- 県や環境保全団体等との連携によって、特定外来生物の生息・生育状況の把握に努めるほか、必要に応じて防除を行うことで、被害拡大の防止を図ります。
- 県や周辺自治体と連携して、セアカゴケグモ等の新たな特定外来生物の侵入防止及び早期防除に向けた対策を推進します。

■ 町民・事業者に期待される取り組み

取り組み内容

希少野生動植物の生息地及び生育地の保護活動に参加・協力しましょう。

水生生物調査や自然観察会に参加・協力しましょう。

飼育できなくなった外来生物を山林や河川等に放すことは絶対にやめましょう。

生物多様性についての理解を深めるとともに、保全に向けても取り組みましょう。



基本目標 3【生活環境】

安全・安心・快適に生活できる

良好な環境が確保されたまちをつくります



(1) 水・大気環境の保全

■ 町の取り組み

① 水質汚濁の防止

- 河川の水質変化に迅速に対応するため、水質調査を継続的に実施するとともに、測定データを公表することによって、水質汚濁の防止に関する意識の高揚を図ります。
- 公共下水道及び農業集落排水施設の接続率の向上を図り、施設の適正管理を行うとともに、設置補助によって合併処理浄化槽の普及促進を図ります。
- 生活排水対策として、水切りネットを使用する、廃食用油を流さない、食べ残しを流さない、洗剤の適量使用や環境負荷の少ない洗剤を選択するなど、生活排水対策の普及を図ります。
- 県と連携して、工場・事業場に対する規制基準の遵守など、水質汚濁の防止に向けた指導を行います。
- 公共工事や農業等による河川への土砂流出の防止に向けた指導を行います。

② 大気汚染の防止

- 県と連携して、工場・事業場に対する規制基準の遵守など、大気汚染の防止に向けた指導を行います。
- 野外焼却が一部の例外を除いて禁止されていることをホームページや広報紙等で周知を行うとともに、違法な野外焼却の防止に向けた行為者への指導を行います。

■ 町民・事業者 zu 期待される取り組み

取り組み内容

公共下水道及び農業集落排水施設の整備区域内の場合は、早期に接続しましょう。

公共下水道及び農業集落排水施設の整備区域外の場合は、合併処理浄化槽を設置しましょう。

合併処理浄化槽は定期検査を受けるなど、適正な維持管理に努めましょう。

洗剤の適量使用や環境負荷の少ない洗剤を選択するよう努めましょう。

水切りネットを使用する、廃食用油を流さない、食べ残しを流さないなど、なるべく水を汚さないよう努めましょう。

水田の代かき後の濁水、農薬、肥料等の流出を防止しましょう。

規制基準の遵守はもとより、工場・事業場から発生する環境負荷を可能な限り低減するよう努めましょう。

周辺住民等から苦情が発生した際は、迅速かつ適切に対応しましょう。

工事や事業活動によって河川に土砂が流出しないよう努めましょう。

苦情の発生要因となる違法なごみの野外焼却は絶対にやめましょう。



■ 指標

指標名	単位	現状値	目標値	
		R2 年度	R8 年度	R13 年度
合併処理浄化槽人口普及率	%	54.78	65.3	70
環境基準の達成状況 (BOD)	—	全測定地点 ^{※1} で達成	全測定地点 ^{※1} で達成	全測定地点 ^{※1} で達成
清流基準の達成状況 (清流度)	—	全測定地点 ^{※2} で未達成	全測定地点 ^{※2} で達成	全測定地点 ^{※2} で達成

※1：P19に掲載している町内を流れる5河川における9地点を示します。

※2：P19に掲載している町内を流れる3河川における4地点を示します。

(2) 騒音・振動・悪臭対策の推進

■ 町の取り組み

① 騒音・振動・悪臭の防止

- 工場・事業場に対する規制基準の遵守など、騒音・振動・悪臭の防止に向けた指導を行います。
- 生活騒音の発生を抑制するなど、近隣に配慮した生活マナーの普及啓発を行い、苦情の未然防止を図ります。

■ 町民・事業者に期待される取り組み

取り組み内容

規制基準の遵守はもとより、工場・事業場から発生する環境負荷を可能な限り低減するよう努めましょう。

周辺住民等から苦情が発生した際は、迅速かつ適切に対応しましょう。

近隣に騒音や悪臭を発生させないように、生活マナーに配慮しましょう。



(3) 土壌汚染対策の推進

■ 町の取り組み

① 土壌汚染の防止

- 県と連携して、有害化学物質を使用・貯蔵している工場・事業場に対する排出抑制・適正管理の遵守や、農業者に対する化学肥料や化学合成農薬の適正利用の徹底など、土壌汚染の防止に向けた指導を行います。

■ 町民・事業者に期待される取り組み

取り組み内容

有害化学物質を使用・貯蔵する際は、排出抑制や適正管理の遵守に努めましょう。

化学肥料や化学合成農薬の適正利用に努めましょう。



(4) 景観の保全

■ 町の取り組み

① 文化的景観の保全・継承

- 「四万十町景観計画」に基づき、四万十川をはじめとした豊かな自然と地域の人々の暮らしの中で築かれた良好な文化的景観を適正に保全・継承し、魅力あるまちづくりに活かします。
- 町民・事業者に対して、建築物や屋外広告物等について周辺景観との調和に配慮するよう、助言・指導を行います。

■ 町民・事業者に期待される取り組み

取り組み内容

住宅や事業所を新築・改築する際は、周辺景観に調和したデザインや素材・色彩となるよう配慮しましょう。

屋外広告物の設置にあたっては、色、高さ、屋外照明の明るさなど、周辺の景観に配慮しましょう。



(5) 歴史・文化の保存

■ 町の取り組み

① 歴史・文化財の保存・継承

- 町民共有の財産である国・県・町指定文化財を次世代に確実に継承していくため、適正な保存に取り組むとともに、未指定文化財の調査・研究を行い、優れた文化財は新たに指定文化財として登録します。
- 地域の文化財を観光資源として活用し、町内外に本町の魅力や特色等の情報提供を行います。
- 地域で培われてきた郷土芸能や伝統行事を継承するため、伝承者や後継者等の人材の育成・確保を図ります。

■ 町民・事業者に期待される取り組み

取り組み内容

地域の歴史や文化についての理解を深め、文化財や伝統芸能の保存・継承に向けた活動に積極的に参加・協力しましょう。

地域の祭りや伝統行事に積極的に参加・協力しましょう。



■ 指標

指標名	単位	現状値	目標値	
		R2 年度	R8 年度	R13 年度
指定無形文化財の保存	件	45	45	45

(6) 公園・緑地の整備の推進

■ 町の取り組み

① 公園・緑地の整備・維持管理

- 町民の暮らしに潤いと安らぎを与える身近な憩いの場として、利用者ニーズを踏まえた公園・緑地の計画的な整備・改修を図るとともに、地域住民との協働による適切な維持管理を推進します。
- 町民誰もが利用できるよう、施設や設備のユニバーサルデザイン化を推進します。



四万十緑林公園

■ 町民・事業者に期待される取り組み

取り組み内容

地域の公園の整備や維持管理に積極的に参加・協力しましょう。

公園や緑地、道路等の樹木や草花を大切にしましょう。



(7) 空き家等の適正管理の推進

■ 町の取り組み

① 空き家等の適正管理・活用

- 「四万十町空家等対策計画」に基づき、周辺環境に悪影響を及ぼすおそれがある管理が不十分な空き家などの改善に向け、所有者に対して適切な管理や必要な措置を講じるよう指導を行います。
- 活用が可能な空き家に関する情報発信や「四万十町空き家活用事業費補助金」などによって、空き家の発生抑制や有効活用の促進を図ります。

■ 町民・事業者に期待される取り組み

取り組み内容

近隣に迷惑がかからないよう、所有する住宅や土地の適切な維持管理に努めましょう。

自己管理できない住宅については、関係機関に相談して賃貸や売却等の有効利用に努めましょう。



基本目標 4【資源循環】

限りある資源の循環利用による

環境負荷が少ないまちをつくります



(1) 3R の推進

■ 町の取り組み

① リデュース（発生抑制）の推進

- 本町のごみ処理量や処理経費など、ごみ処理の現状について広報紙やホームページ等で情報提供を行うことによって、ごみの発生抑制の重要性について意識啓発を図り、ごみをできるだけ出さないライフスタイル・ビジネススタイルへの転換を促進します。
- 水分を多く含む生ごみの水切りの重要性に関する情報発信や、生ごみ処理機等を用いた生ごみの堆肥化に関する情報提供や啓発活動を推進することによって、実践を促します。
- 手付かずの食品や食べ残しといった食品ロスの削減に向けて、食材の使い切り、食べ残しをしない食べきりなどの実践を促すための普及啓発活動を推進します。
- 家庭から排出される食品ロスの実態を把握するためのモニター調査を行い、調査結果を活用した啓発活動を推進します。
- レジ袋の有料化を契機として、マイバック運動のさらなる推進を図るとともに、マイボトル等の使用を促すことで、ワンウェイプラスチック製品の使用削減やプラスチックの代替素材の活用促進を図ります。
- 多量のごみや不適正なごみを排出する事業者に対して、ごみの減量・適正化計画の作成を求めるなど、指導体制の強化を図ります。



食品ロス削減普及啓発活動
の実施状況

②リユース（再使用）・リサイクル（再生利用）の推進

- 家庭や事業所で不要となった商品の有効利用を推進するため、フリーマーケット等の開催場所の提供や開催情報の発信を行います。
- 繰り返し利用可能なリターナブル容器や再使用可能な商品の利用促進を図ります。
- ごみの分別ガイドブック等の作成や、広報紙、ホームページ、ケーブルテレビのほか、SNS 等も活用した情報発信により、燃えるごみに相当量含まれている資源化物の分別排出の徹底を図ります。
- 自治会等の団体が行う資源集団回収を支援し、町民の自主的・積極的なリサイクル活動の活性化を図ります。
- 店舗等で実施している資源物の店頭回収に関する情報提供を行い、積極的な協力を呼びかけます。
- 国や県の動向を見据えつつ、家庭から排出されるプラスチック資源の回収・リサイクルの実施に向けた新たな収集体制の検討を行います。

■ 町民・事業者に期待される取り組み

取り組み内容

本町が発信するごみ処理に関する情報に関心を持ち、ごみ減量化・資源化の必要性について理解を深めましょう。

水切りの徹底や生ごみ処理機によって、生ごみを減量しましょう。

食材の使い切りや食べきりによって、食品ロスをなくしましょう。

小盛りメニュー等の導入による食べ残しの削減や、食品廃棄物の削減やリサイクルなどを心がけ、食品ロスをなくしましょう。

買い物の際には、マイバッグを持参してレジ袋の削減に協力するとともに、必要以上の包装を求めないよう心がけましょう。

使い捨てスプーンやフォークなど、ワンウェイプラスチック製品の使用を減らしましょう。

壊れたものや不要になったものを安易に捨てず、修理したり、フリーマーケット等で人に譲ったりするようにしましょう。

ごみは決められた排出ルールに従って分別を徹底するとともに、付着した汚れを取り除き、資源化できるように心がけましょう。

資源物の店頭回収や地域での資源集団回収活動を活用しましょう。

店頭への資源物の回収ボックスの設置等によって、自らが販売した商品の容器包装の回収に努めましょう。

ごみ減量・適正化計画を作成し、ごみの減量化・資源化に努めましょう。



■指標

指標名	単位	現状値	目標値	
		R2 年度	R8 年度	R13 年度
町民 1 人 1 日当たりのごみ排出量	g	916	823	800
食品ロス啓発出前授業 (小学校)	校	0	12	12

(2) 廃棄物の適正処理の推進

■ 町の取り組み

① 適正なごみ処理体制の確保

- ごみの長期的な適正処理を確保するため、焼却施設、リサイクルプラザ、浸出水処理施設、埋立貯留施設、汚泥再生処理施設などの廃棄物処理施設の適正な維持管理を行い、長寿命化を図ります。
- 適正処理困難物の適正な処理ルートの確保とホームページ等で情報提供を行い、適正な処理が行われるよう努めます。
- 水銀を使用している体温計や蛍光灯、乾電池など、有害廃棄物の適正な分別を啓発するとともに、適正処理を推進します。
- 超高齢化社会の到来を見据え、日常のごみ出しが負担となっている高齢者などに対するごみ出し支援など、より実態に即した収集方法の検討を行います。

② 環境美化の推進

- 町民一人ひとりが主体的に環境美化に取り組めるよう、海洋へのプラスチックごみ流出による汚染防止に向けた四万十川一斉清掃や海岸清掃など、地域の環境美化活動の普及啓発に努め、町民・事業者の参加を促進します。
- 道路や河川等へのごみのポイ捨ての禁止やペットの排泄物の適正処理など、町民一人ひとりのルールやマナーの向上を図るための普及啓発を行います。

③ ごみの不法投棄の防止

- 不法投棄防止を呼びかける看板の設置や、広報紙やホームページ等を通じた啓発活動を推進することによって、町民・事業者のモラル向上を図ります。
- 不法投棄の巡回・監視パトロールの実施や地域住民と連携による監視体制の強化を図り、不法投棄の未然防止と早期発見に努めるとともに、土地所有者への適正管理に関する指導などにより、不法投棄されにくい環境づくりを推進します。
- これまでに不法投棄が行われた場所や状況についての情報を整理することにより、不法投棄が行われやすい場所の傾向等を把握し、対策の充実・未然防止に努めます。

④ 災害廃棄物処理体制の構築

- 大規模災害によって発生する大量の災害廃棄物を迅速かつ適正に処理できるよう、県や周辺自治体等と連携した処理体制を構築します。

■ 町民・事業者に期待される取り組み

取り組み内容

3Rに積極的に取り組み、廃棄物処理施設の延命化に協力しましょう。

水銀等を使用している有害廃棄物は、ルールに沿って分別・廃棄しましょう。

事業系一般廃棄物や産業廃棄物は、許可業者に処理・リサイクルを委託するなど、適切に処理しましょう。

四万十川一斉清掃や海岸清掃など、地域の環境美化活動等に積極的に参加しましょう。

ペットを飼育する際はマナーを守り、排泄物の放置等は絶対にやめましょう。

ごみの不法投棄やポイ捨ては絶対にやめましょう。

ごみの不法投棄を発見した際は、関係機関に通報しましょう。

所有する土地を適正に管理し、ごみの不法投棄の未然防止に努めましょう。



■ 指標

指標名	単位	現状値	目標値	
		R2 年度	R8 年度	R13 年度
町民と行政が共に取り組む環境美化活動（清掃）の実施回数	回	5	7	7
不法投棄防止ネット設置回数	回	4	8	8

基本目標 5【環境教育・環境保全活動】

みんなが環境保全について考え行動し、
誇れる環境を未来へつなぐまちをつくります



（１）環境教育・環境学習の推進

■ 町の取り組み

① 地域特性を活かした環境教育・環境学習の充実

- 地域の恵まれた環境を次世代に継承していくために、子どもから大人まで幅広い世代が楽しく、気軽に参加することができる環境イベント等の開催・充実を図り、町民の環境意識の高揚を図ります。
- 次世代を担う子どもたちの環境意識の高揚を図るため、「協働の森づくり事業」などを活用した森林や河川等の豊かな自然を生きた教材として活用した自然観察会等の学習プログラムの検討を行い、魅力ある環境教育・環境学習を推進します。



河川環境学習の実施状況

② 学校における環境教育・環境学習の推進

- 小・中学校における環境教育を通して、子どもたちが地域全体の環境を守る意識を持てるよう自らが体験し感じることでできる体験型の学習に取り組めます。
- 環境教育・環境学習に積極的に取り組む小・中学校を支援するとともに、児童・生徒や職員がインターネットなどを通じて環境教育に活用できる情報提供体制を計画的に推進します。
- 地域への愛着と誇りを深めるために、地域の自然や歴史などに関する学習を推進します。
- 「クリーンセンター銀河」などのごみ処理施設の社会科見学、ごみ処理に関する研修会や出前講座を実施します。

③地域における環境教育・環境学習の推進

- 地域等からの要望に沿った学習テーマの出前講座を実施します。
- 生涯学習活動の中に環境教育・環境学習を取り入れ、町民の環境意識の高揚を図ります。
- 自然とふれあう遊び方、各種の昔遊びの達人を「地域の先生」と呼び、講師としての活用を図ります。

④環境情報の発信

- 多くの町民や事業者が環境情報を収集できるよう、ホームページや広報紙のほか、SNS 等も活用しながら、世代に応じた効果的な手法でわかりやすく情報提供を行います。
- 地域の環境の状況や環境基本計画の進捗状況等について情報提供を行い、本町が推進している環境施策の進捗状況を見える化します。
- 国や県等が発信する環境情報を収集し、町民や事業者に情報提供を行います。

■町民・事業者に期待される取り組み

取り組み内容

地域の環境学習の場に積極的に参加し、地域の環境について理解するとともに、環境保全に関する知識を深めましょう。

家庭において、環境について話し合う機会を設け、一緒に考えましょう。

従業員の環境教育を実施し、環境保全に関する意識の向上に努めましょう。

町が発信する環境情報を収集し、日常生活や事業活動での環境に配慮した取り組みの実践に役立てましょう。



■指標

指標名	単位	現状値	目標値	
		R2 年度	R8 年度	R13 年度
わんぱく学校における体験活動	回	4	6	6
学校での環境学習・教育の1校当たり実施時間 (中学校の総合学習)	時間	45	45	45

(2) 環境保全活動の推進

■町の取り組み

①地域が連携した環境保全活動の推進

- 環境保全団体等が取り組む様々な環境保全活動を積極的に支援し、活動の活性化を図ります。
- 地域で環境保全活動に積極的に取り組む町民や事業者、環境保全団体等を紹介するなど、そのアイデアやノウハウを広く周知し、環境保全活動の活性化を図ります。

②環境保全活動への参加機会の創出

- 地域で取り組まれている環境保全活動に関する情報提供を行うとともに、活動への参加を希望する町民と活動者を求める主体間のコーディネートを行います。

■町民・事業者に期待される取り組み

取り組み内容

地域で取り組まれている環境保全活動に関する情報を収集し、関心のある活動に積極的に参加・協力しましょう。

環境保全活動を行っている主体間で情報交換を行い、連携・協働して活動を上げていきましょう。



第5章 リーディングプロジェクト（5年間で取り組む先導的な施策）

近年の多様化・複雑化する環境問題に対応していくためには、私たち一人ひとりが環境保全・創造に対してより関心を持つとともに、環境問題を他人事ではなく自分事として捉えて、日々の生活の中で意識し行動することが重要です。特に、地球規模の課題となっている気候変動問題に対応していくためには、問題意識の向上や自ら考え行動できる人材の育成が必要不可欠です。

そのため、「望ましい環境像」の実現を目指しつつ、気候変動問題に対応していくために、計画期間の前期5年間で取り組む先導的な施策を、以下の基準に基づき「リーディングプロジェクト」として設定しました。

■リーディングプロジェクトの設定基準

- 第2次計画の策定後、国や県の動向を踏まえながら、比較的早期に実行に移すことができる。
- 計画期間の前期5年間で実行することで、地域の環境保全・創造に大きく貢献することができる。
- 環境保全・創造に対する意識を高めることにより、町民・事業者と共に取り組むことができる。

■設定したリーディングプロジェクト

1. 災害に強い安全・安心なまちづくりプロジェクト

2. 脱炭素社会の実現に向けたまちづくりプロジェクト

1. 災害に強い安全・安心なまちづくりプロジェクト

(1) 背景

近年、地球温暖化による気候変動が深刻化し、豪雨・台風等の気象災害が今後さらに頻発化・激甚化していくことが懸念されています。

アンケート調査結果によれば、将来のまちの姿として「災害に強い安全・安心なまち」を挙げる町民の割合は最も高くなっています。

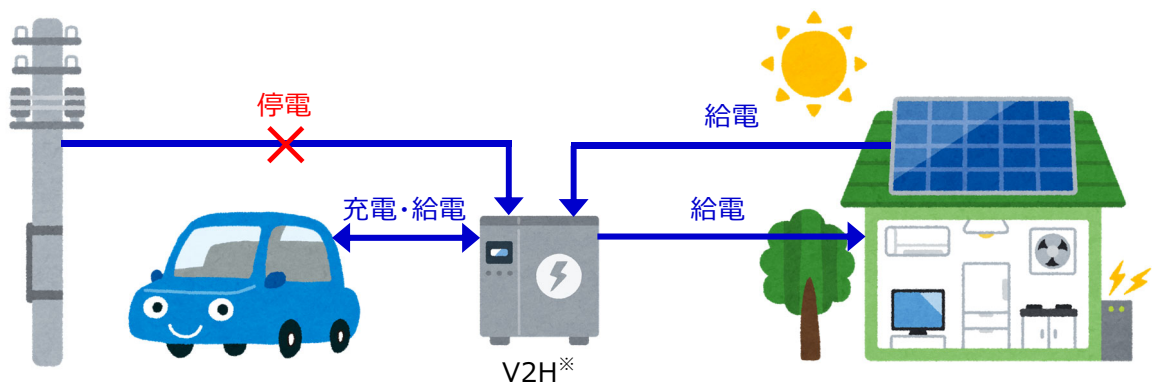
気象災害による被害を防止・軽減するためには、気候変動の要因である温室効果ガスの排出削減を図っていくとともに、災害発生時のエネルギー確保が可能となる体制を構築していくことも重要となります。公共施設、住宅や事業所などに太陽光発電設備や蓄電池等の設備導入が進むと、平時の省エネルギー化に加えて、気象災害などにより停電が発生した場合にエネルギーを確保することができます。

そのため、町民・事業者・町のすべての主体が連携・協働して、災害に強い安全・安心なまちの実現を目指していきます。

(2) 取り組み内容

①次世代自動車の導入促進

- 災害発生時の非常用電源として活用可能な電気自動車（EV）及びプラグインハイブリッド自動車（PHV）の普及促進を図るため、公用車の電動化を率先的に推進するとともに、次世代自動車を導入する町民や事業者に対する補助金制度の創設を検討します。
- 急速充電器など、充電インフラ等の整備を推進します。



※V2Hとは「Vehicle to Home」の略語。電力を蓄えた電気自動車（EV）やプラグインハイブリッド自動車（PHV）を、建物の電源として活用できるようにするシステム。

②自立・分散型電源の導入促進

- 公共施設の新築・増改築や施設内の設備更新の際には、太陽光発電設備や蓄電設備等による自立・分散型電源の導入を推進し、災害発生時の非常用電源として利用できる体制を構築します。
- 太陽光発電設備によって創られたエネルギーや蓄電池などを活用することで、年間のエネルギー収支がゼロになるネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）やネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）の普及促進に向けて、情報提供を行います。

③地域防災力の強化

- 自治会や自主防災組織等に対する広報や防災訓練の実施により、町民の防災意識の向上や自助・共助による地域防災力の強化を図ります。

2. 脱炭素社会の実現に向けたまちづくりプロジェクト

（1）背景

国はパリ協定を踏まえて、2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにするカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。「実質ゼロ」とは、温室効果ガスを全く排出しないという意味ではなく、排出削減を最大限進めた上で、それでも排出される量について、森林の管理・育成による二酸化炭素吸収によって相殺する状態を意味します。

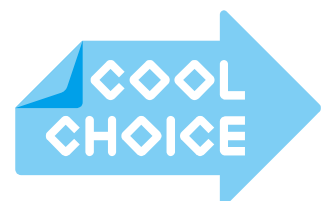
本町では、「第3次四万十町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づき、町の事務事業に係る温室効果ガス排出量の削減を図り、公共施設からの排出量は減少傾向で推移しています。しかし、本町全域からの温室効果ガス排出量を抜本的に削減していくためには、町民一人ひとりのライフスタイル・ビジネススタイルを脱炭素化していくことが重要です。

そのため、町民・事業者・町のすべての主体が連携・協働して、脱炭素社会の実現を目指していきます。

（2）取り組み内容

①「COOL CHOICE」の普及促進

- 地球温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動「COOL CHOICE（クールチョイス）」に賛同し、電気等のエネルギーの節約や転換をはじめとする「ゼロカーボンアクション」など、町職員が率先して脱炭素社会の実現に向けた行動を実践します。



未来のために、いま選ぼう。

- 「COOL CHOICE（クールチョイス）」の普及啓発を図り、町民・事業者が地球温暖化防止を意識し、自ら積極的に行動できるよう促すことで、脱炭素社会の実現に向けた行動の環を町内に広げます。

COOL CHOICE（クールチョイス）とは

温室効果ガス排出量の削減のために、脱炭素社会づくりに貢献する「製品への買換え」、「サービスの利用」、「ライフスタイルの選択」など、日々の生活の中で、あらゆる「賢い選択」をしていこうという取り組みです。

脱炭素社会の実現には、社会の仕組みを大きく変えていくことに加えて、一人ひとりのライフスタイル・ビジネススタイルの転換を進めていくことが必要不可欠です。

以下に示す「ゼロカーボンアクション 30」を参考にできるところから取り組んでみましょう！

ゼロカーボン アクション30

脱炭素社会の実現には、一人ひとりのライフスタイルの転換が重要です。
「ゼロカーボンアクション30」にできるところから取り組んでみましょう！



エネルギーを 節約・転換しよう！ 1 再エネ電気への切り替え 2 クールビズ・ウォームビズ 3 節電 4 節水 5 省エネ家電の導入 6 宅配サービスをできるだけ一回で受け取ろう 7 消費エネルギーの見える化	太陽光パネル付き・ 省エネ住宅に住もう！ 8 太陽光パネルの設置 9 ZEH（ゼッチ） 10 省エネリフォーム 窓や壁等の断熱リフォーム 11 蓄電池（車載の蓄電池） ・省エネ給湯器の導入・設置 12 暮らしに木を取り入れる 13 分譲も賃貸も省エネ物件を選択 14 働き方の工夫	CO2 の少ない 交通手段を選ぼう！ 15 スマートムーブ 16 ゼロカーボン・ドライブ	食ロスをなくそう！ 17 食事を食べ残さない 18 食材の買い物や保存等での食品ロス削減の工夫 19 旬の食材、地元の食材で つくった菜食を取り入れた 健康な食生活 20 自宅でコンポスト
環境保全活動に 積極的に参加しよう！ 30 植林やゴミ拾い等の活動	CO2 の少ない製品・ サービス等を選ぼう！ 28 脱炭素型の製品・サービスの選択 29 個人のESG投資	3R（リデュース、 リユース、リサイクル） 24 使い捨てプラスチックの使用を なるべく減らす。マイバッグ、 マイボトル等を使う 25 修理や修繕をする 26 フリマ・シェアリング 27 ゴミの分別処理	サステナブルな ファッションを！ 21 今持っている服を長く大切に着る 22 長く着られる服をじっくり選ぶ 23 環境に配慮した服を選ぶ

令和3年度9月作成



第6章 計画の推進体制と進行管理

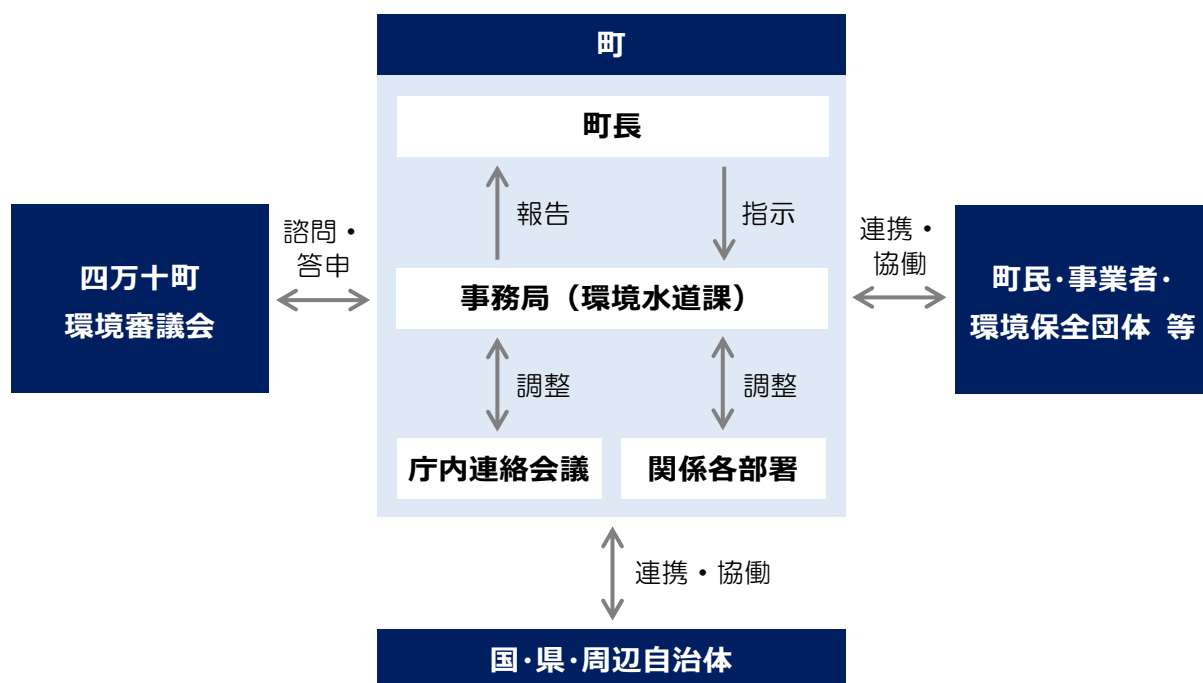
1. 計画の推進体制

第2次計画の推進にあたっては、町民・事業者・町がそれぞれの役割を果たしつつ、連携・協働して各種取り組みの推進を図っていくための体制づくりが重要です。

そのため、本町が中心となって、国・県・周辺自治体と連携・協働しながら取り組みを先導的に推進するとともに、町民・事業者に対して関連する取り組みの普及啓発を行いながら、計画の推進を図っていきます。

また、事務局の環境水道課において計画の進捗状況の点検・評価を毎年度行い、関係各部署との調整や庁内連絡会議への報告など、第2次計画の着実な推進を図っていきます。

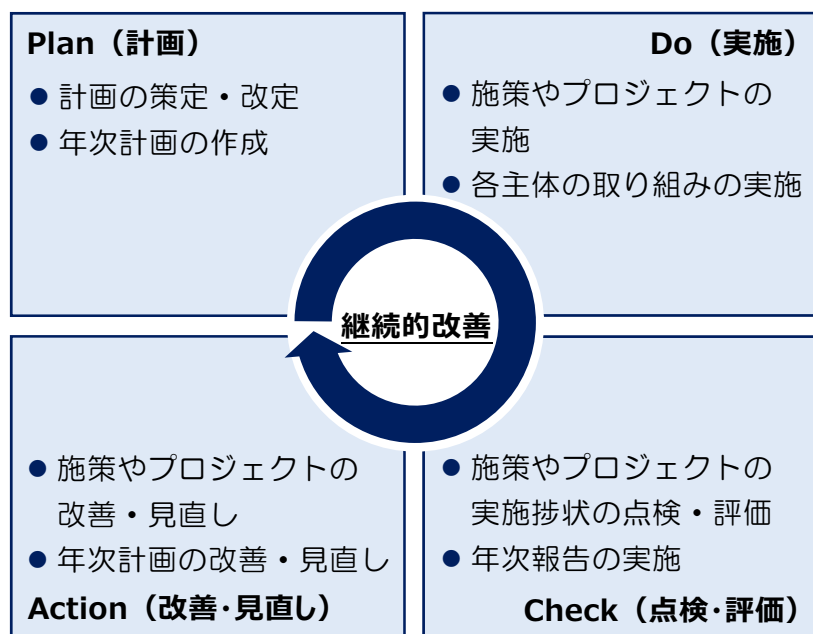
第2次計画の推進体制は、以下に示すとおりです。



2. 計画の進行管理

第2次計画の進行管理は、以下に示すPDCAサイクルに則って行います。

本町は、基本施策に基づく各種取り組みやプロジェクトの実施状況の点検・評価を毎年度行い、その結果を踏まえて内容の改善・見直しを図りながら、望ましい環境像の実現に向けて着実に取り組んでいます。



資料 1. 四万十町環境基本条例

○四万十町環境基本条例

平成 18 年 3 月 20 日条例第 81 号

改正

平成 21 年 3 月 25 日条例第 15 号

平成 23 年 3 月 15 日条例第 6 号

平成 25 年 12 月 19 日条例第 31 号

平成 29 年 3 月 17 日条例第 3 号

四万十町環境基本条例

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 6 条）

第 2 章 環境の保全及び創造に関する施策の基本方針等（第 7 条・第 8 条）

第 3 章 四万十町環境審議会（第 9 条—第 15 条）

第 4 章 環境の保全及び創造に関する施策等（第 16 条—第 24 条）

第 5 章 雑則（第 25 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、環境の保全及び創造について基本理念を定め、並びに町、事業者及び町民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、これに基づく施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の町民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。第 7 条第 1 号において同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

(3) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体若しくはその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに町民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、町民が自然と共生し、健康で安全かつ快適な生活を営むうえで必要とする恵み豊かな環境を確保し、これを将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、循環を基調とする環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築することを目的として、すべての者の自主的かつ積極的な取組によって行われなければならない。

3 環境の保全は、地域の環境が地球全体の環境と深くかかわっていることにかんがみ、地球環境保全に資するように積極的に行われなければならない。

(町の責務)

第4条 町は、前条に規定する環境の保全及び創造についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関し、本町の自然的社会的条件に応じた基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じなければならない。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に自ら進んで努めるとともに、町が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(町民の責務)

第6条 町民は、基本理念にのっとり、その日常生活において、環境への負荷の低減並びに環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、町が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 環境の保全及び創造に関する施策の基本方針等

(施策の基本方針)

第7条 町は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、並びに実施するに当たっては、次に掲げる基本方針に基づき、総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 大気、水、土壌等を良好な状態に保持することにより、町民の健康を保護し、及び生活環境を保全すること。
- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図るとともに、森林、農地、水辺地等における多様で恵み豊かな自然環境の保全を図ること。
- (3) 緑の創出、清らかな水環境の形成、地域の個性を活かした美しい景観の形成及び歴史的文化的遺産と一体をなす環境の保全を図り、潤いとやすらぎのある快適な環境を創造すること。
- (4) 廃棄物の減量、エネルギーの有効な利用、資源の循環的な利用等の推進により、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築すること。
- (5) 地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等の推進を図り、地球環境保全に資する社会を創造すること。

(環境基本計画)

第8条 町長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、四万十町環境基本計画（以下この条において「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 環境基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する施策の大綱並びに長期的な目標

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な事項

3 町長は、環境基本計画を策定するに当たっては、その基本的な事項について、あらかじめ四万十町環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 町長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第3章 四万十町環境審議会

(環境審議会)

第9条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定により、四万十町環境審議会（以下この章において「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、環境基本計画に関する事項その他環境の保全及び創造に関する基本的事項について調査審議する。

3 審議会は、前項に規定する事項に関し、町長に意見を述べることができる。

(審議会の組織)

第10条 審議会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

(1) 町民を代表する者 3人

(2) 関係行政機関を代表する者 3人

(3) 事業者を代表する者 3人

(4) 知識、経験を有する者 3人

一部改正〔平成23年条例6号〕

(委員の任期)

第11条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任することができる。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第12条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議等)

第13条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議会の幹事等)

第 14 条 審議会に幹事及び書記を置く。

2 幹事及び書記は、町の職員のうちから町長が任命する。

3 幹事は、審議会において意見を述べることができる。

(庶務)

第 15 条 審議会の庶務は、環境水道課において行う。

一部改正〔平成 21 年条例 15 号・25 年 31 号・29 年 3 号〕

第 4 章 環境の保全及び創造に関する施策等

(施策の策定等に当たっての配慮)

第 16 条 町は、環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定及び実施に当たっては、環境の保全について十分配慮しなければならない。

(規制の措置)

第 17 条 町は、公害の原因となる行為に関し、公害を防止するために必要な規制の措置を講じなければならない。

2 前項に定めるもののほか、町は、環境の保全上の支障を防止するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(資源の循環的な利用等の推進)

第 18 条 町は、環境への負荷の低減を図るため、廃棄物の減量、エネルギーの有効な利用、資源の循環的な利用等が推進されるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(教育及び学習の振興等)

第 19 条 町は、環境の保全及び創造に関する教育、学習の振興並びに環境の保全及び創造に関する広報活動の充実により、事業者及び町民が環境の保全及び創造についての理解を深め、環境への負荷の低減に自ら努めるとともに、これらの者の環境の保全及び創造に資する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

(自発的な活動の支援)

第 20 条 町は、事業者、町民又はこれらの者が組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）の環境の保全及び創造に資する自発的な活動が促進されるように、指導、助言その他の必要な支援の措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第 21 条 町は、第 19 条に規定する環境の保全及び創造に関する教育、学習の振興並びに前条に規定する民間団体等の自発的な環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(調査の実施等)

第 22 条 町は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な調査を行うとともに、監視等の体制を整備するものとする。

(地球環境保全に資する行動指針の策定等)

第 23 条 町は、町及び民間団体等がそれぞれの役割に応じて地球環境保全に資するよう行動するための指針を定め、その普及及び啓発に努めるとともに、これに基づく行動を推進するものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力等)

第 24 条 町は、環境の保全及び創造に係る広域的な取組を必要とする施策については、国及び他の地方公共団体と協力して推進するよう努めるものとする。

2 町は、民間団体等とともに、環境の保全及び創造に関する施策を積極的に推進するための体制を整備するものとする。

第5章 雑則

(委任)

第 25 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 3 月 20 日から施行する。

附 則 (平成 21 年 3 月 25 日条例第 15 号)

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 23 年 3 月 15 日条例第 6 号)

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 25 年 12 月 19 日条例第 31 号)

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 29 年 3 月 17 日条例第 3 号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

資料 2. 環境基準等

(1) 環境基準

環境基本法第 16 条の規定に基づき、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る「環境基準」が定められています。また、ダイオキシン類対策特別措置法第 7 条の規定に基づき、ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準が定められています。

これらの基準値は、以下に示すとおりです。

①大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化硫黄 (SO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること
一酸化炭素 (CO)	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること
浮遊粒子状物質 (SPM)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること
二酸化窒素 (NO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること
光化学オキシダント (O _x)	1 時間値が 0.06ppm 以下であること
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	1 年平均値が 15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μg/m ³ 以下であること
ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.13mg/m ³ 以下であること
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること

②水質汚濁に係る環境基準

■人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
ヒ素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1, 4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

■生活環境の保全に関する環境基準（河川：湖沼を除く）

ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級、自然環境 保全及び A 以下の 欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL 以下
A	水道 2 級、水産 1 級、 水浴及び B 以下の 欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN /100mL 以下
B	水道 3 級、水産 2 級、 及び C 以下の欄に掲 げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN /100mL 以下
C	水道 3 級、工業用水 1 級及び D 以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水 2 級、農業 用水及び E の欄に掲 げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水 3 級、 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	2mg/L 以上	—

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキルベ ンゼンスルホン 酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を 好む水生生物及びこれらの餌生物が 生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物 特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に 掲げる水生生物の産卵場（繁殖場） 又は幼稚仔の生育場として特に保全 が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水 生生物及びこれらの餌生物が生息す る水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物 特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生 物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場 （繁殖場）又は幼稚仔の生育場とし て特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

■生活環境の保全に関する環境基準（湖沼：天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖）

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的 酸素要求量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級、水産1級、 自然環境保全及び A以下の欄に掲げる もの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL 以下
A	水道2・3級、水産 2級、水浴及びB以 下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN /100mL 以下
B	水産3級、工業用水 1級、農業用水及び Cの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上	—
C	工業用水2級、 環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	2mg/L 以上	—

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げる もの	0.1mg/L 以下	0.005mg/L 以下
Ⅱ	水道1・2・3級（特殊なものを除く）、 水産1種、水浴及びⅢ以下の欄に掲げ るもの	0.2mg/L 以下	0.01mg/L 以下
Ⅲ	水道3級（特殊なもの）及びⅣ以下の 欄に掲げるもの	0.4mg/L 以下	0.03mg/L 以下
Ⅳ	水産2種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
Ⅴ	水産3種、工業用水、農業用水、環境 保全	1mg/L 以下	0.1mg/L 以下

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキルベン ゼンスルホン 酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物 特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物 特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

エ

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存 酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L 以下
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L 以下
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以下

■生活環境の保全に関する環境基準（海域）

ア

項目 種類	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的 酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	水産 1 級、水浴、 自然環境保全及び B 以下の欄に掲げる もの	7.8 以上 8.3 以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以下	1,000MPN /100mL 以下	検出されな いこと
B	水道 2 級、工業用水 及び C の欄に掲げる もの	7.8 以上 8.3 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	—	検出されな いこと
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8mg/L 以下	2mg/L 以下	—	—

イ

項目 種類	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全燐
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げる もの（水産 2 種及び 3 種を除く）	0.2mg/L 以下	0.02mg/L 以下
Ⅱ	水産 1 種、水浴及びⅢ以下の欄に掲げ るもの（水産 2 種及び 3 種を除く）	0.3mg/L 以下	0.03mg/L 以下
Ⅲ	水産 2 種及びⅣの欄に掲げるもの（水 産 3 種を除く）	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
Ⅳ	水産 3 種、工業用水、生物生息環境保 全	1mg/L 以下	0.09mg/L 以下

ウ

項目 種類	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキルベ ンゼンスルホン 酸及びその塩
生物 A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下
生物 特 A	生物 A の水域のうち、水生生物の産 卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場 として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下

工

項目 種類	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存 酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全 ・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物 が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L 以下
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生 息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐 性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生 する水域	3.0mg/L 以下
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全 ・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が 再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以下

③地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
ヒ素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	0.002mg/L 以下
1，2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1，1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
1，2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1，1，1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1，1，2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1，3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1，4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

④土壌の汚染に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	検液 1 L につき 0.003mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kg につき 0.4 mg 以下であること
全シアン	検液中に検出されないこと
有機りん	検液中に検出されないこと
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること
ひ素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること
アルキル水銀	検液中に検出されないこと
PCB	検液中に検出されないこと
銅	農用地（田に限る）においては、土壌 1kg につき 125mg 未満であること
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液 1L につき 0.002mg 以下であること
1，2－ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること
1，1－ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること
1，2－ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること
1，1，1－トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること
1，1，2－トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること
1，3－ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること
1，4－ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること

⑤騒音に係る環境基準

■一般地域（道路に面する地域以外の地域）

地域の類型	基準値	
	昼間 (6～22 時)	夜間 (22～6 時)
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

■道路に面する地域

地域の区分	基準値	
	昼間 (6～22 時)	夜間 (22～6 時)
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

■幹線交通を担う道路に近接する空間

基準値	
昼間 (6～22 時)	夜間 (22～6 時)
70 デシベル以下	65 デシベル以下

⑥ダイオキシン類に係る環境基準

媒体	基準値
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水質（水底の底質を除く）	1pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下

(2) 四万十川清流基準

環境基本法で定められた河川水質の環境基準は、もともと公害防止の観点から規定されたもので、きれいな水の度合いや、人が感じるわずかな水質の変化を表す基準とはなっていません。

そのため、住民の方々にもわかりやすく、調査にも参加しやすい基準で水質の状態を表すために、高知県では従来の環境基準項目のほかに、清流度、水生生物、窒素、リンに係る四万十川独自の水質基準（四万十川清流基準）を設定しています。

これらの基準値は、以下に示すとおりです。

基準地点		環境基準 類型	基準値			
河川名	地点名		清流度※1	全窒素	全りん	水生生物※2
四万十川	作屋	AA	7m 以上	0.3mg/L 以下	0.01mg/L 以下	1
	大正流量観測所		7m 以上	0.3mg/L 以下	0.01mg/L 以下	1
	十川		7m 以上	0.3mg/L 以下	0.01mg/L 以下	1
	用井		6m 以上	0.3mg/L 以下	0.01mg/L 以下	1
	具同		5m 以上	0.3mg/L 以下	0.01mg/L 以下	1
吉見川	本川合流前	—	3m 以上	0.8mg/L 以下	0.06mg/L 以下	4
檮原川	田野々大橋	A	8m 以上	0.3mg/L 以下	0.01mg/L 以下	1
広見川	川崎橋	—	4m 以上	0.3mg/L 以下	0.01mg/L 以下	1
目黒川	本川合流前	—	10m 以上	0.3mg/L 以下	0.01mg/L 以下	1
黒尊川	本川合流前	—	14m 以上	0.3mg/L 以下	0.01mg/L 以下	1

※1：河川の水質に関し水平方向に見通した透明性を表す数値

※2：あらかじめ生物の出現状況により、1～6のランクに分類する。

資料 3. アンケート調査結果

第2次計画の策定にあたり、町民や事業者の皆さまのご意見や考えを広くお聞きし、計画に反映するために、アンケート調査を実施しました。

アンケート調査結果は、以下に示すとおりです。

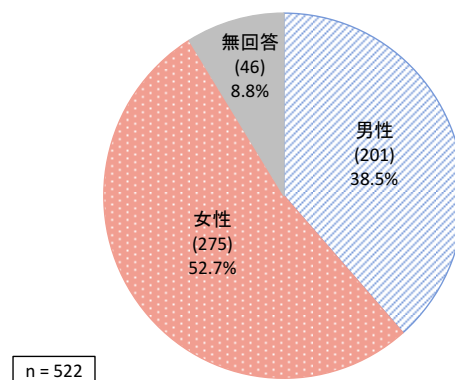
(1) 町民アンケート調査結果

調査概要	調査対象	町内在住の16歳以上の男女1,000人（住民基本台帳から無作為抽出）
	調査方法	郵送配布・郵送回収
	調査期間	2021年7月21日～8月6日（8月19日まで延長）
	回収結果	有効配布数：1,000件 有効回収数：522件 有効回収率：52.2%

問 1 あなたご自身のことについてお聞きます。（あてはまるものにそれぞれ1つだけ○）

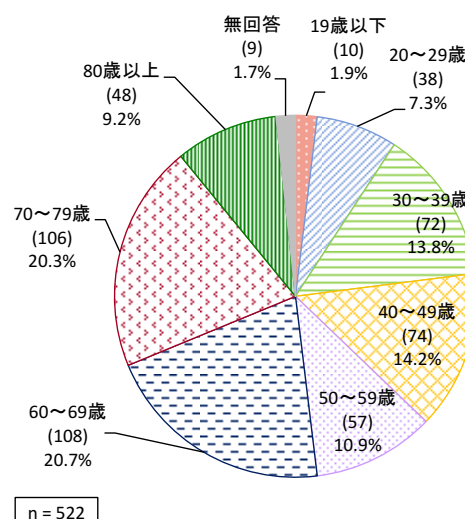
(1) 性別

回答者の性別は、「男性」が38.5%で、「女性」が52.7%となっています。



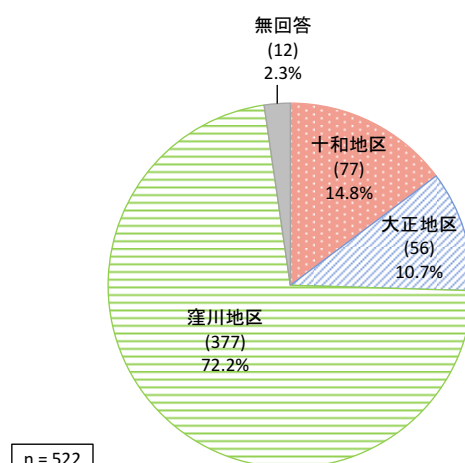
(2) 年齢

回答者の年齢は、「60～69歳」が20.7%で最も高く、次いで「70～79歳」の20.3%、「40～49歳」の14.2%などとなっています。



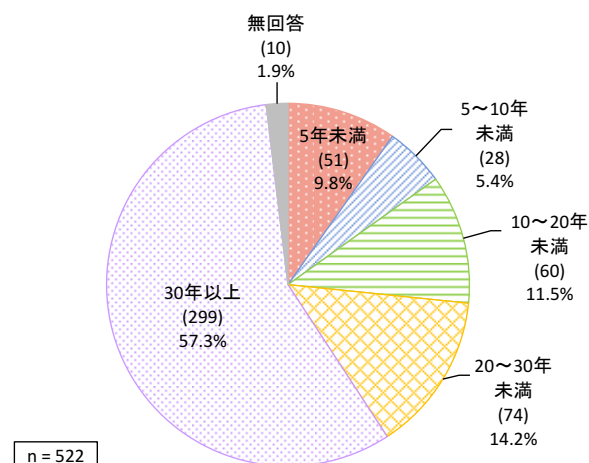
(3) 居住地区

回答者の居住地域は、「窪川地区」が72.2%で最も高く、次いで「十和地区」の14.8%、「大正地区」の10.7%となっています。



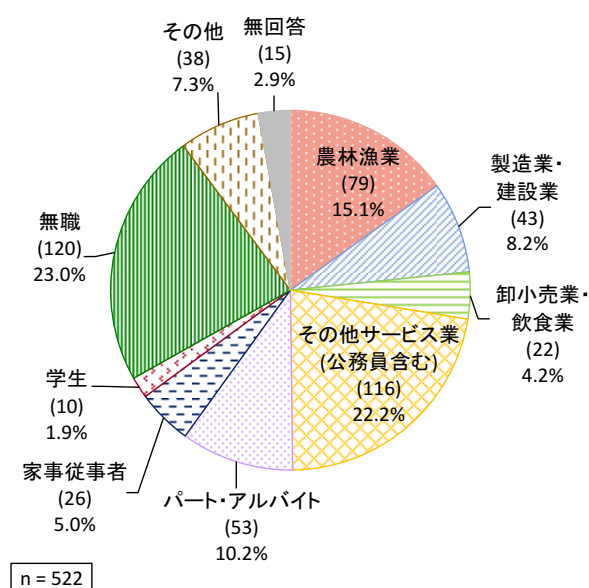
(4) 居住年数

回答者の四万十町での居住年数は、「30 年以上」が57.3%で最も高く、次いで「20～30 年未満」の14.2%、「10～20 年未満」の11.5%などとなっています。



(5) 職業

回答者の職業は、「無職」が23.0%で最も高く、次いで「その他サービス業(公務員含む)」の22.2%、「農林漁業」の15.1%などとなっています。



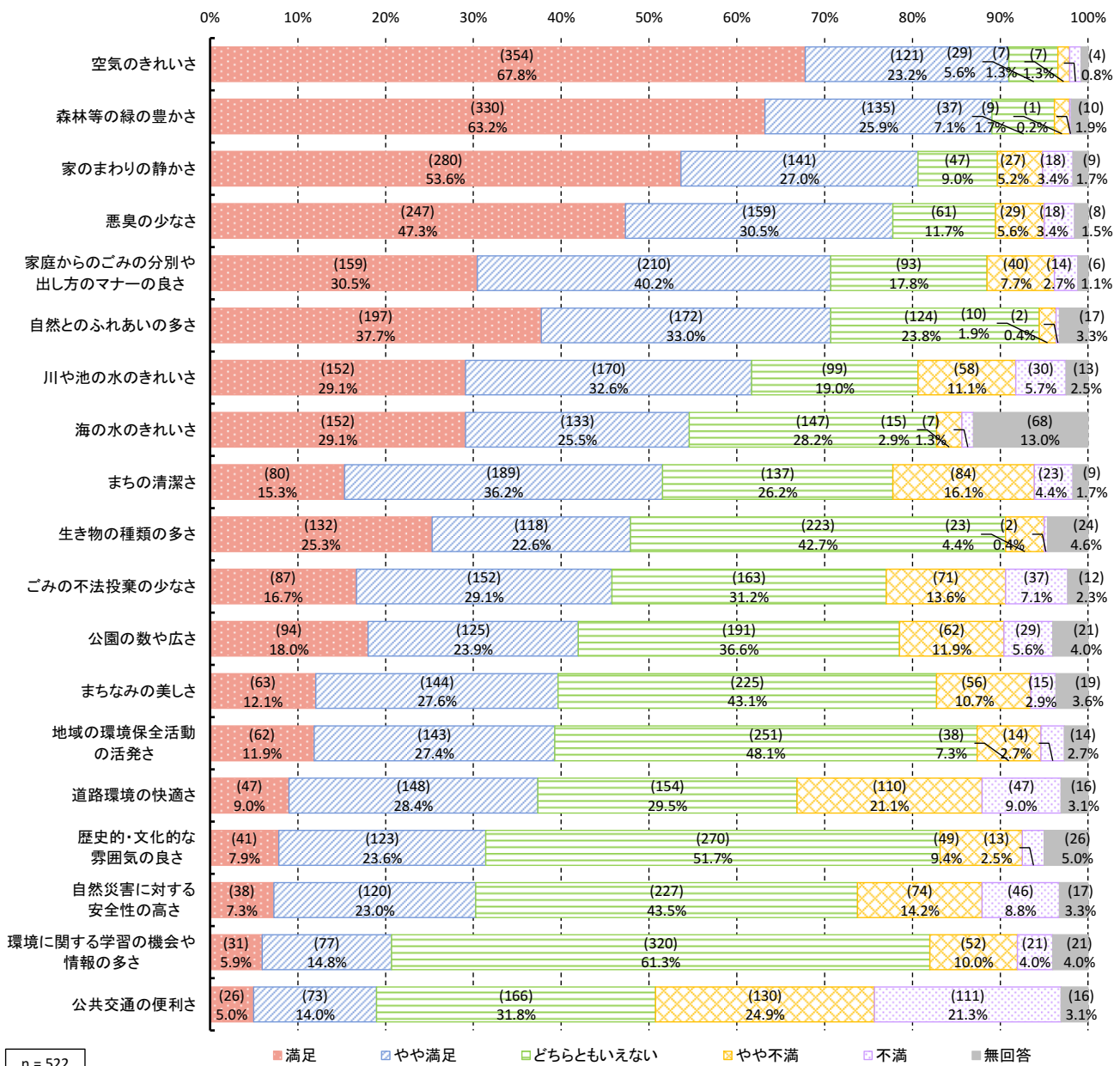
問 2

現在、あなたが住んでいる地区周辺の環境に関する下記の項目について、どの程度満足されていますか。また、将来の四万十町全体の環境にとって、どの程度重要だと思いますか。
(「満足度」、「重要度」の両方であてはまるものにそれぞれ 1 つだけ○)

「満足」及び「やや満足」と回答した者の割合は、「空気のきれいさ」が 91.0%で最も高く、次いで「森林等の緑の豊かさ」の 89.1%、「家のまわりの静かさ」の 80.6%などとなっています。

一方で、「不満」及び「やや不満」と回答した者の割合は、「公共交通の便利さ」が 46.2%で最も高く、次いで「道路環境の快適さ」の 30.1%、「自然災害に対する安全性の高さ」の 23.0%などとなっています。

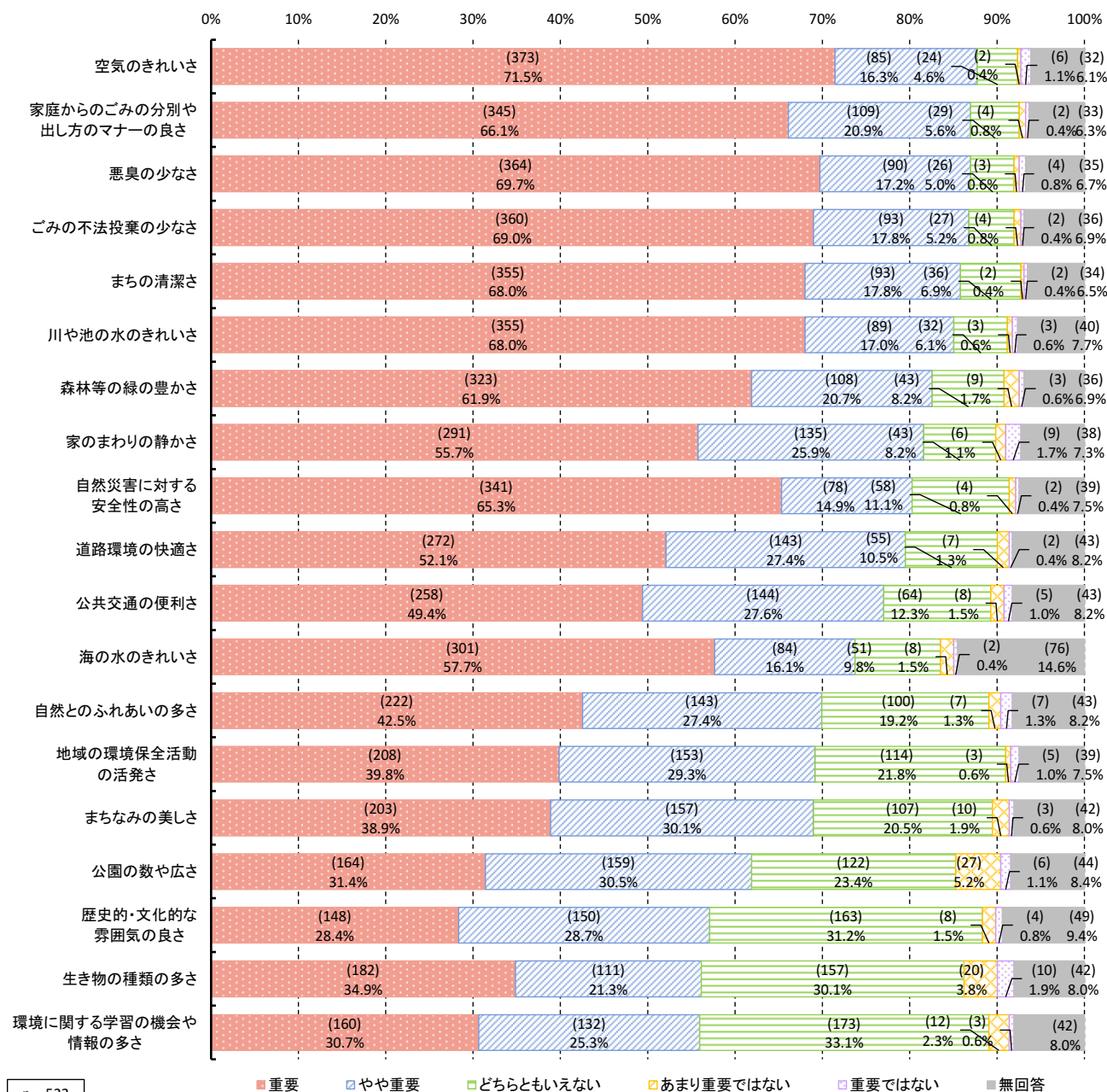
満足度



次に、「重要」及び「やや重要」と回答した者の割合は、「空気のきれいさ」が87.8%で最も高く、次いで「家庭からのごみの分別や出し方のマナーの良さ」の87.0%、「悪臭の少なさ」の86.9%などとなっています。

一方で、「環境に関する学習の機会や情報の多さ」が56.0%で最も低く、次いで「生き物の種類の多さ」の56.2%、「歴史的・文化的な雰囲気の良いさ」の57.1%などとなっています。

重要度

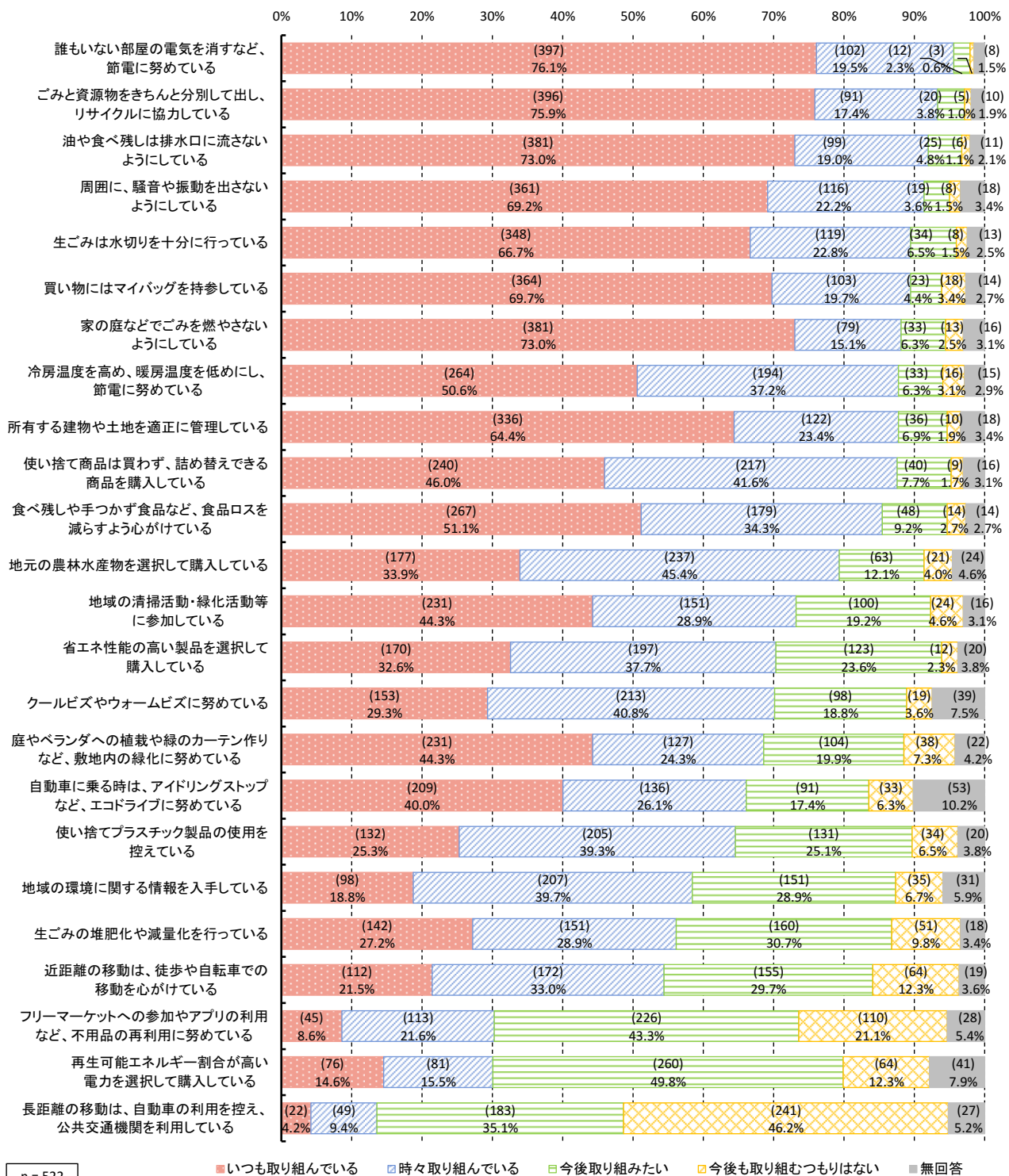


問 3

あなたのご家庭では、日常生活で環境にやさしい行動にどの程度取り組んでいますか。
(あてはまるものにそれぞれ1つだけ○)

「いつも取り組んでいる」及び「時々取り組んでいる」と回答した者の割合は、「誰もいない部屋の電気を消すなど、節電に努めている」が95.6%で最も高く、次いで「ごみと資源物をきちんと分別して出し、リサイクルに協力している」の93.9%などとなっています。

一方で、「今後も取り組むつもりはない」と回答した者の割合は、「長距離の移動は、自動車の利用を控え、公共交通機関を利用している」が46.2%で最も高く、次いで「フリーマーケットへの参加やアプリの利用など、不用品の再利用に努めている」の21.1%などとなっています。



n = 522

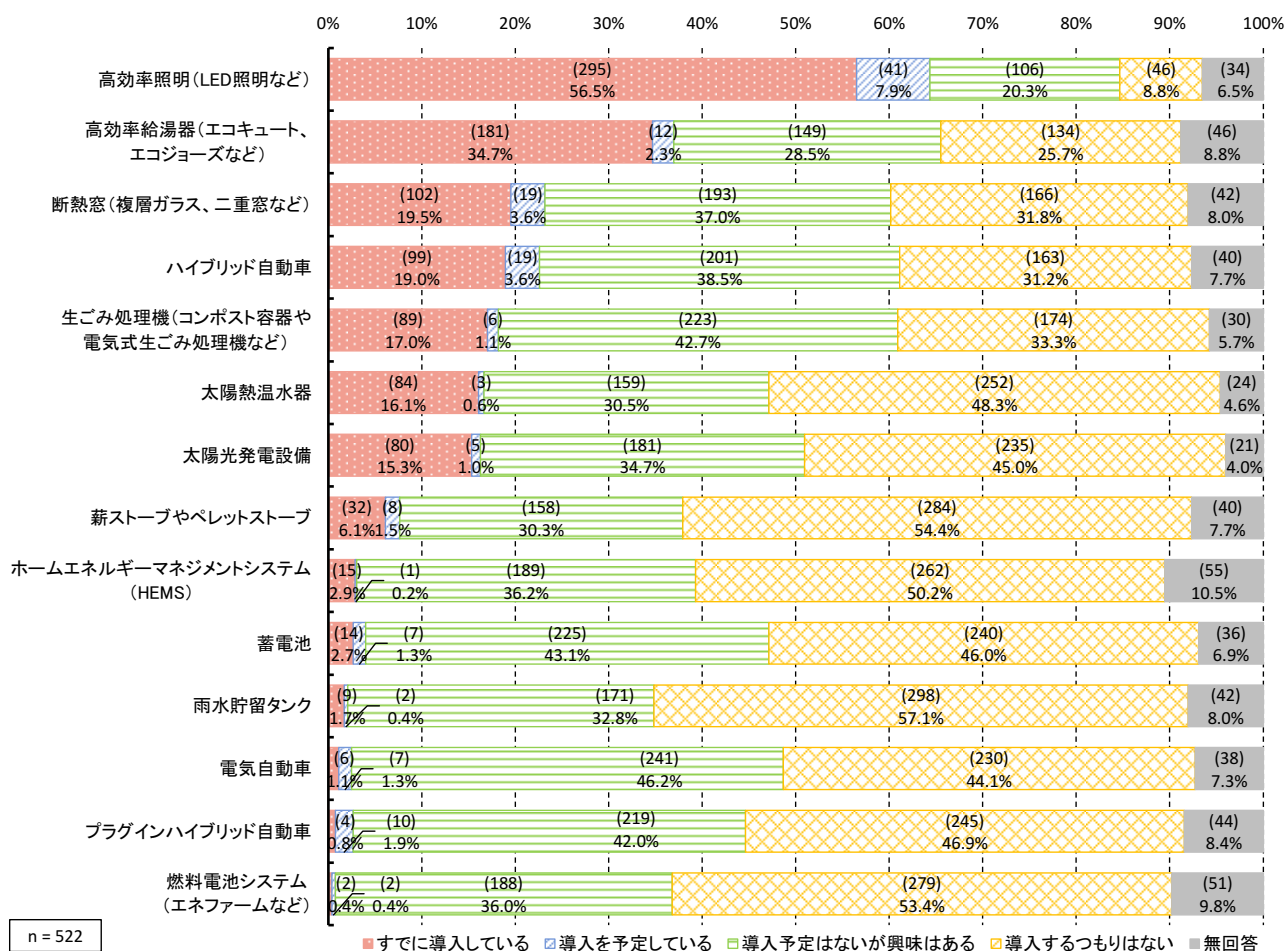
■ いつも取り組んでいる ■ 時々取り組んでいる ■ 今後取り組みたい ■ 今後も取り組むつもりはない ■ 無回答

問 4

あなたのご家庭では、再生可能エネルギー設備や省エネルギー設備など、環境保全に関する設備を導入していますか。（あてはまるものにそれぞれ 1 つだけ○）

「すでに導入している」と回答した者の割合は、「高効率照明(LED 照明など)」が 56.5% で最も高く、次いで「高効率給湯器（エコキュート、エコジョーズなど）」の 34.7%、「断熱窓（複層ガラス、二重窓など）」の 19.5%、「ハイブリッド自動車」の 19.0%などとなっています。

また、「導入予定はないが興味はある」と回答した者の割合は、「電気自動車」が 46.2% で最も高く、次いで「蓄電池」の 43.1%、「生ごみ処理機（コンポスト容器や電気式生ごみ処理機など）」の 42.7%などとなっています。



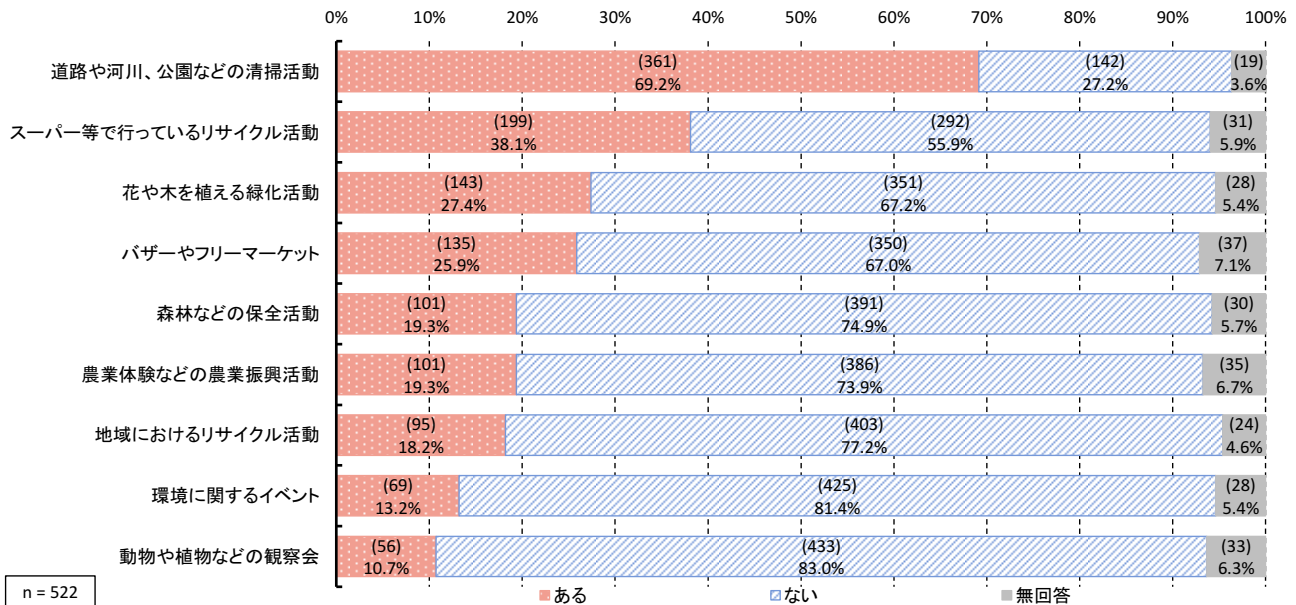
問 5

あなたは、地域の環境保全活動や環境学習などに参加したことがありますか。また、今後参加したいと思いますか。

(「参加経験」、「今後の参加意向」の両方であてはまるものにそれぞれ 1 つだけ○)

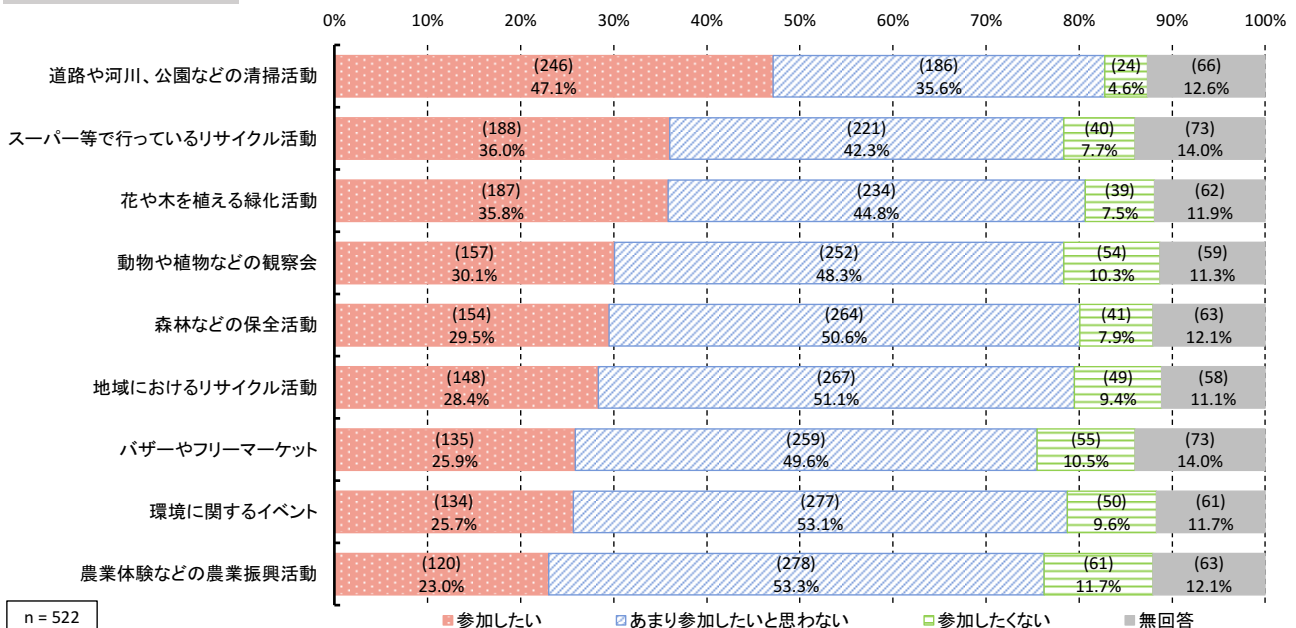
「ある」と回答した者の割合は、「道路や河川、公園などの清掃活動」が 69.2%で最も高く、次いで「スーパー等で行っているリサイクル活動」の 38.1%、「花や木を植える緑化活動」の 27.4%などとなっています。

参加経験



次に、「参加したい」と回答した者の割合は、「道路や河川、公園などの清掃活動」が 47.1%で最も高く、次いで「スーパー等で行っているリサイクル活動」の 36.0%、「花や木を植える緑化活動」の 35.8%などとなっています。

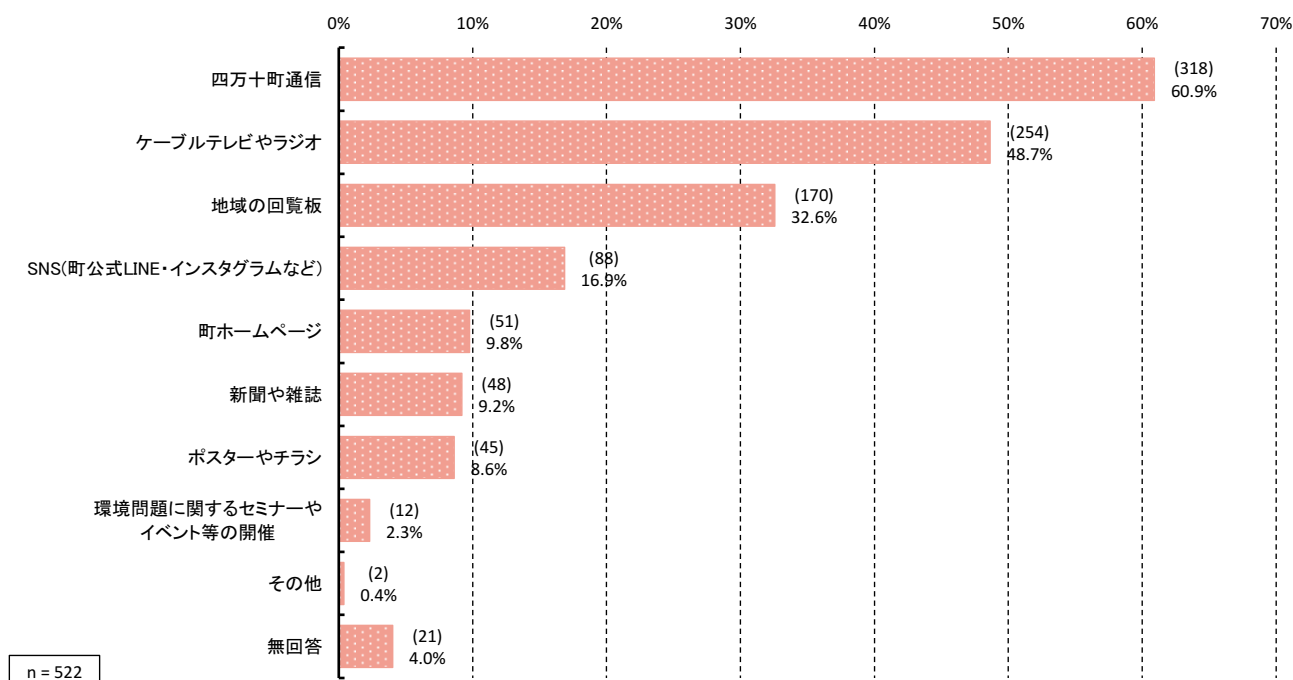
今後の参加意向



問 6

あなたは、四万十町が行う環境関連の情報発信方法として、どれが有効だと思いますか。
(あてはまるものに 2 つまで○)

回答者の割合は、「四万十町通信」が 60.9%で最も高く、次いで「ケーブルテレビやラジオ」の 48.7%、「地域の回覧板」の 32.6%などとなっています。

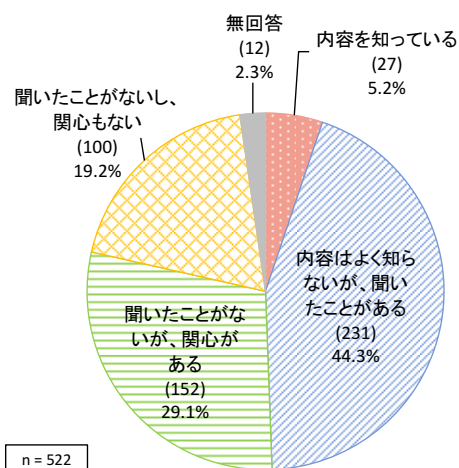


問 7

四万十町では、平成 24 年 3 月に「四万十町環境基本計画」を策定、平成 30 年 4 月に中間見直しを行い、環境施策の推進を図っています。
あなたは、「四万十町環境基本計画」を知っていますか。(あてはまるものに 1 つだけ○)

「内容を知っている」と回答した者の割合は 5.2%と非常に低く、「内容をよく知らないが、聞いたことがある」と回答した者の割合を合わせても 5 割程度となっています。

一方で、「聞いたことがないが、関心がある」と回答した者の割合は 3 割程度となっています。



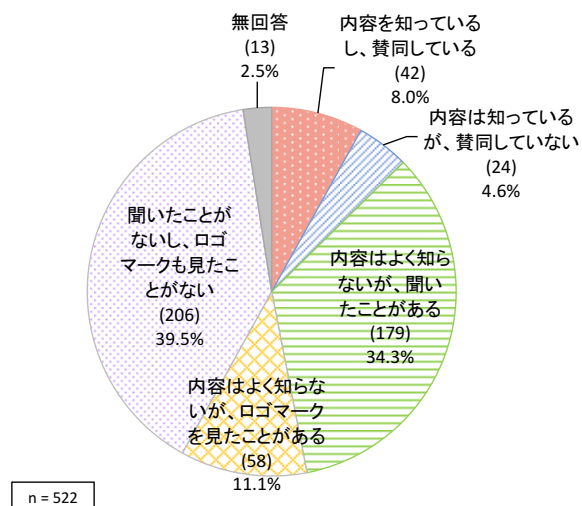
問 8

国では、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量削減のために、脱炭素社会づくりに貢献する「製品への買換え」、「サービスの利用」、「ライフスタイルの選択」など、地球温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動「COOL CHOICE（クールチョイス）」を展開しています。

四万十町においても「COOL CHOICE」に賛同し、子どもたちの未来のために、町民・事業者・町民活動団体等と連携して取り組む意思表示として「COOL CHOICE 宣言」を行っています。

あなたは、「COOL CHOICE」を知っていますか。（あてはまるものに 1 つだけ○）

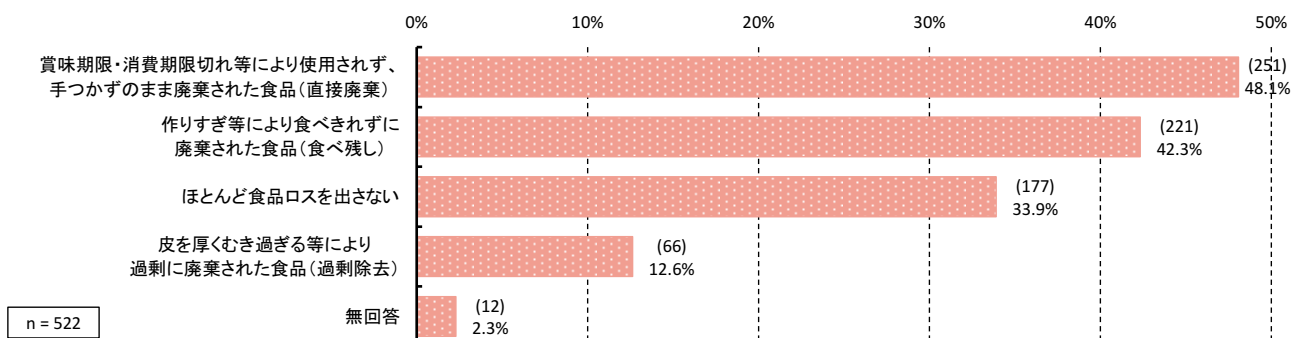
「内容を知っているし、賛同している」及び「内容は知っているが、賛同していない」と回答した者の割合の合計は 12.6%と低く、「内容はよく知らないが、聞いたことがある」及び「内容はよく知らないが、ロゴマークを見たことがある」と回答した者の割合を合わせても 6 割程度となっています。



問 9

あなたが、普段の生活で出すことのある「食品ロス」は何ですか。
（あてはまるものにすべて○）

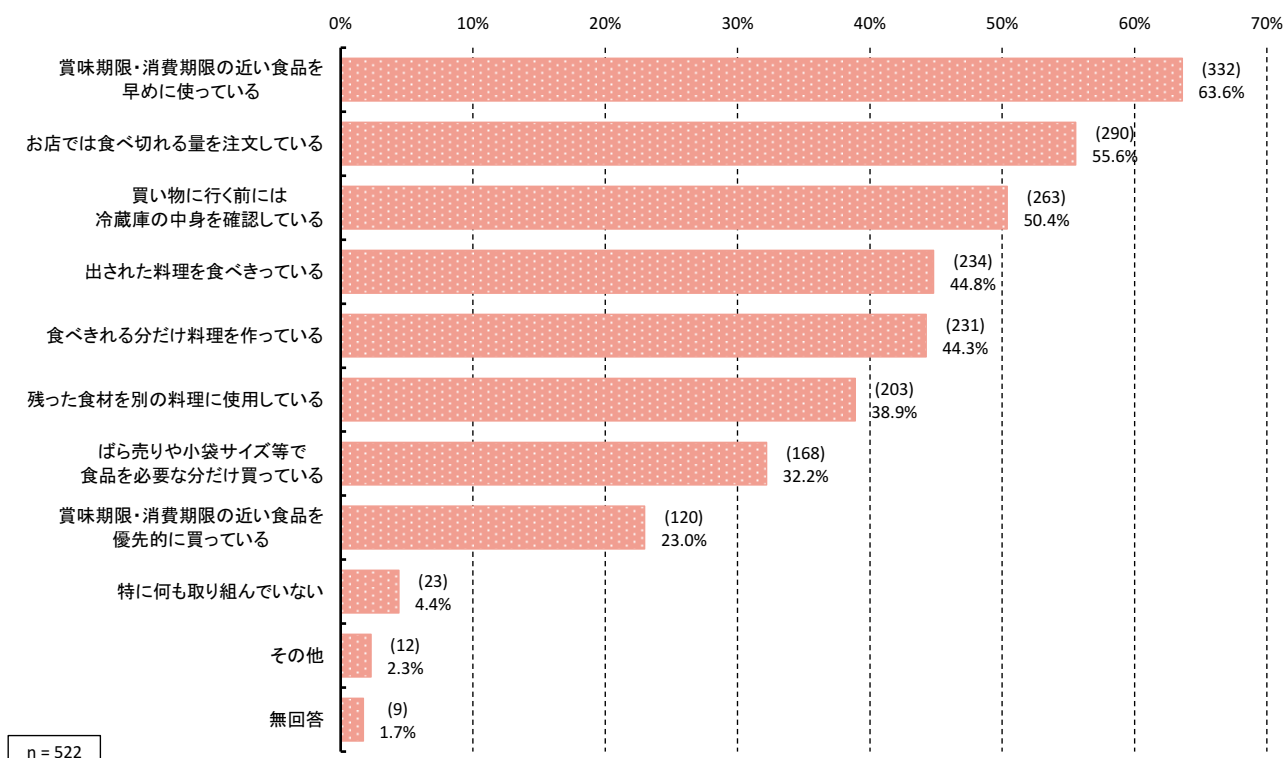
回答者の割合は、「賞味期限・消費期限切れ等により使用されず、手つかずのまま廃棄された食品（直接廃棄）」が 48.1%で最も高く、次いで「作りすぎ等により食べきれずに廃棄された食品（食べ残し）」の 42.3%などとなっています。



問 10

あなたは、「食品ロス」を出さないために何か取り組んでいますか。
(あてはまるものにすべて○)

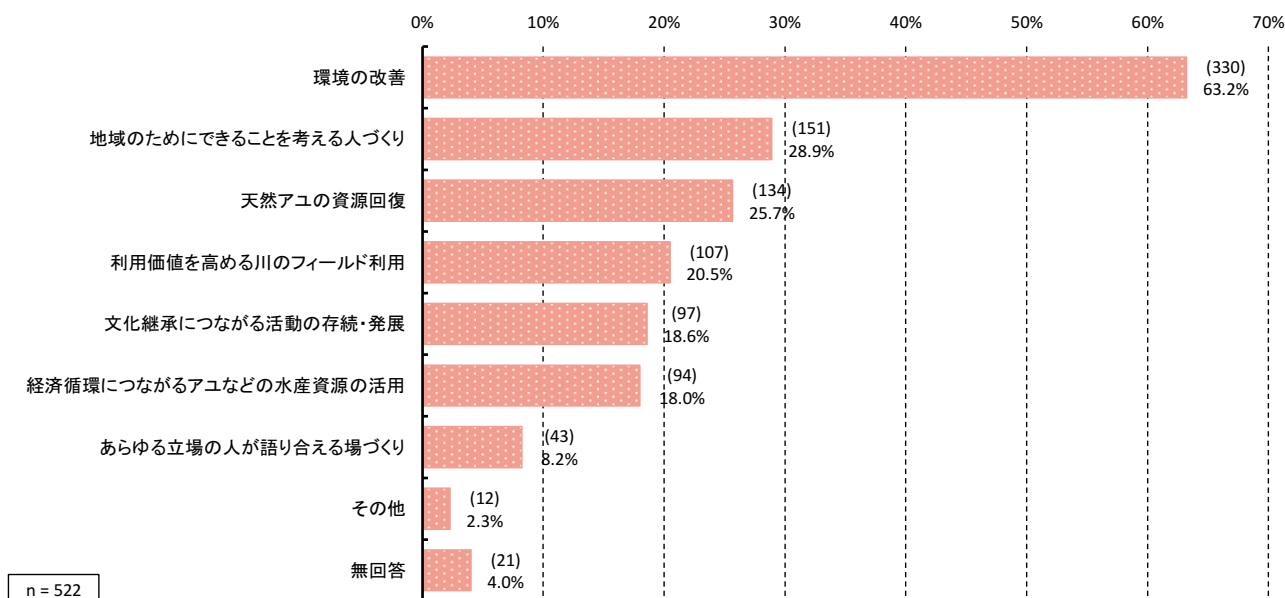
回答者の割合は、「賞味期限・消費期限の近い食品を早めに使っている」が63.6%で最も高く、次いで「お店では食べきれる量を注文している」の55.6%、「買い物に行く前には冷蔵庫の中身を確認している」の50.4%、「出された料理を食べきっている」の44.8%などとなっています。



問 11

あなたは、地域のシンボルである四万十川流域の自然環境を持続可能な形で将来世代に残していくために、どのような取り組みが特に重要だと思いますか。
(あてはまるものに 2 つまで○)

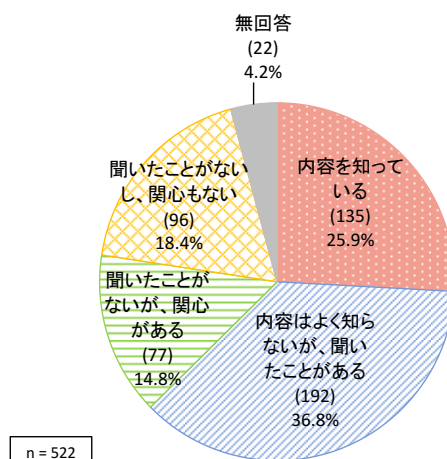
回答者の割合は、「環境の改善」が 63.2%で最も高く、次いで「地域のためにできることを考える人づくり」の 28.9%、「天然アユの資源回復」の 25.7%などとなっています。



問 12

あなたは、「SDGs」という言葉を知っていますか。(あてはまるものに 1 つだけ○)

「内容を知っている」と回答した者の割合は 25.9%で、「内容をよく知らないが、聞いたことがある」と回答した者の割合を合わせても 6 割程度となっています。

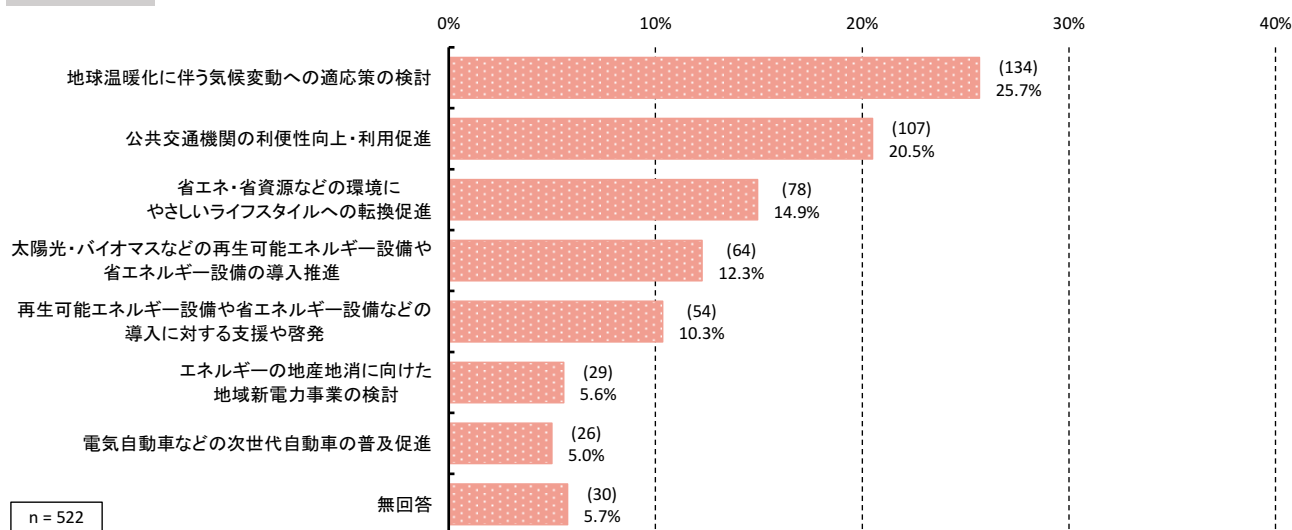


問 13

あなたは、四万十町が重点的に今後進めるべき取り組みはどれだと思いますか。
（「地球環境」、「生活環境」、「自然環境」、「資源循環」、「環境教育等」であてはまるものにそれぞれ 1 つだけ○）

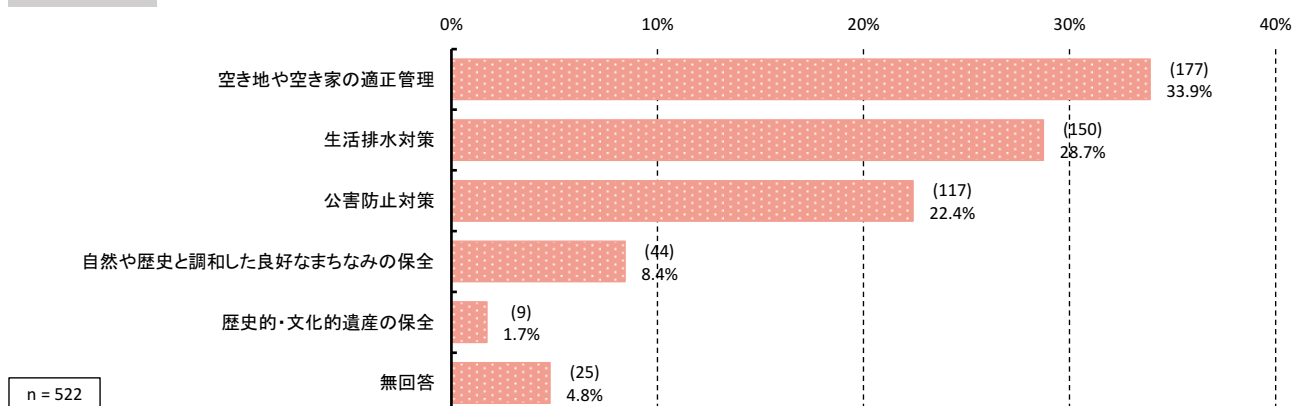
地球環境における回答者の割合は、「地球温暖化に伴う気候変動への適応策の検討」が 25.7%で最も高く、次いで「公共交通機関の利便性向上・利用促進」の 20.5%、「省エネ・省資源などの環境にやさしいライフスタイルへの転換促進」の 14.9%などとなっています。

地球環境



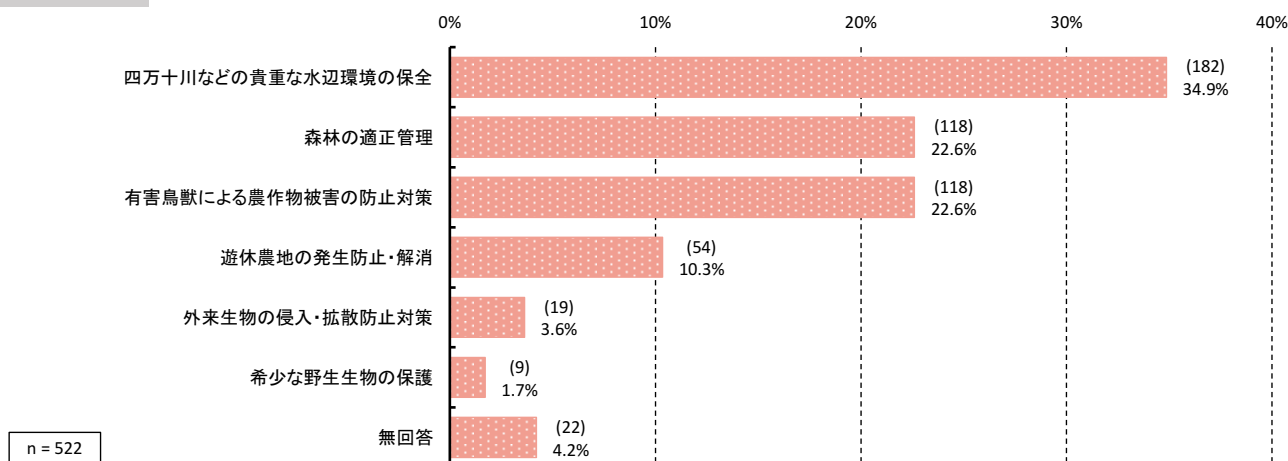
生活環境における回答者の割合は、「空き地や空き家の適正管理」が 33.9%で最も高く、次いで「生活排水対策」の 28.7%、「公害防止対策」の 22.4%などとなっています。

生活環境



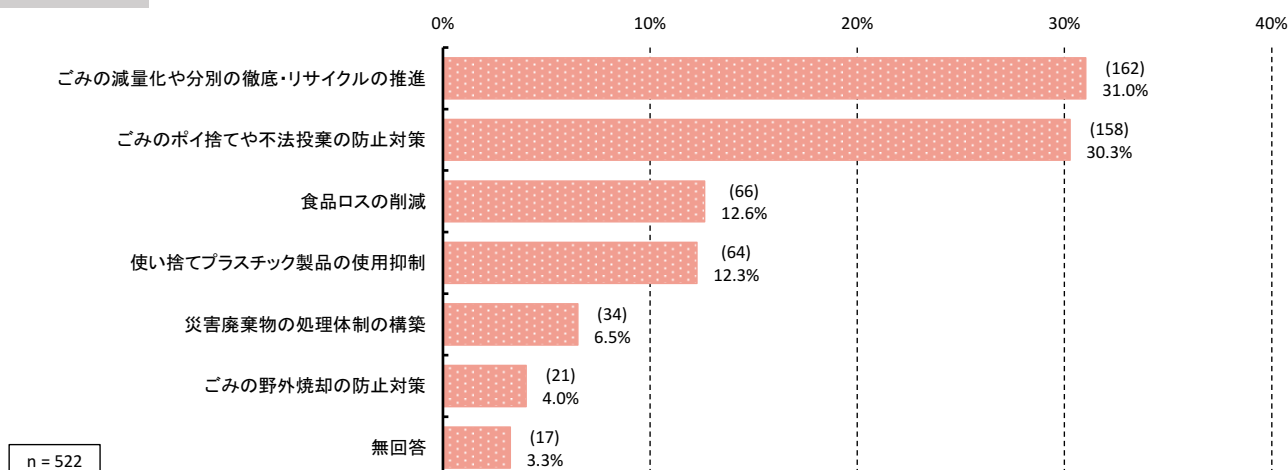
自然環境における回答者の割合は、「四万十川などの貴重な水辺環境の保全」が34.9%で最も高く、次いで「森林の適正管理」及び「有害鳥獣による農作物被害の防止対策」の22.6%などとなっています。

自然環境



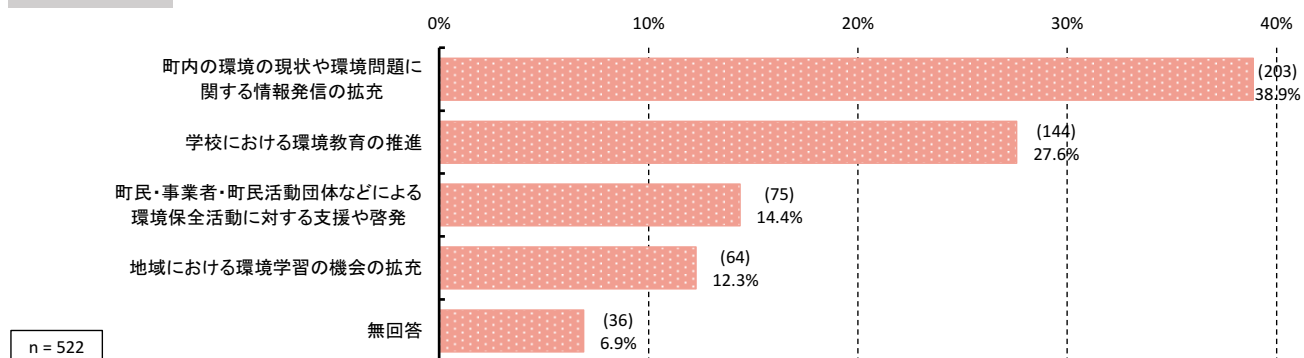
資源循環における回答者の割合は、「ごみの減量化や分別の徹底・リサイクルの推進」が31.0%で最も高く、次いで「ごみのポイ捨てや不法投棄の防止対策」の30.3%、「食品ロスの削減」の12.6%などとなっています。

資源循環



環境教育等における回答者の割合は、「町内の環境の現状や環境問題に関する情報発信の拡充」が 38.9%で最も高く、次いで「学校における環境教育の推進」の 27.6%、「町民・事業者・町民活動団体などによる環境保全活動に対する支援や啓発」の 14.4%などとなっています。

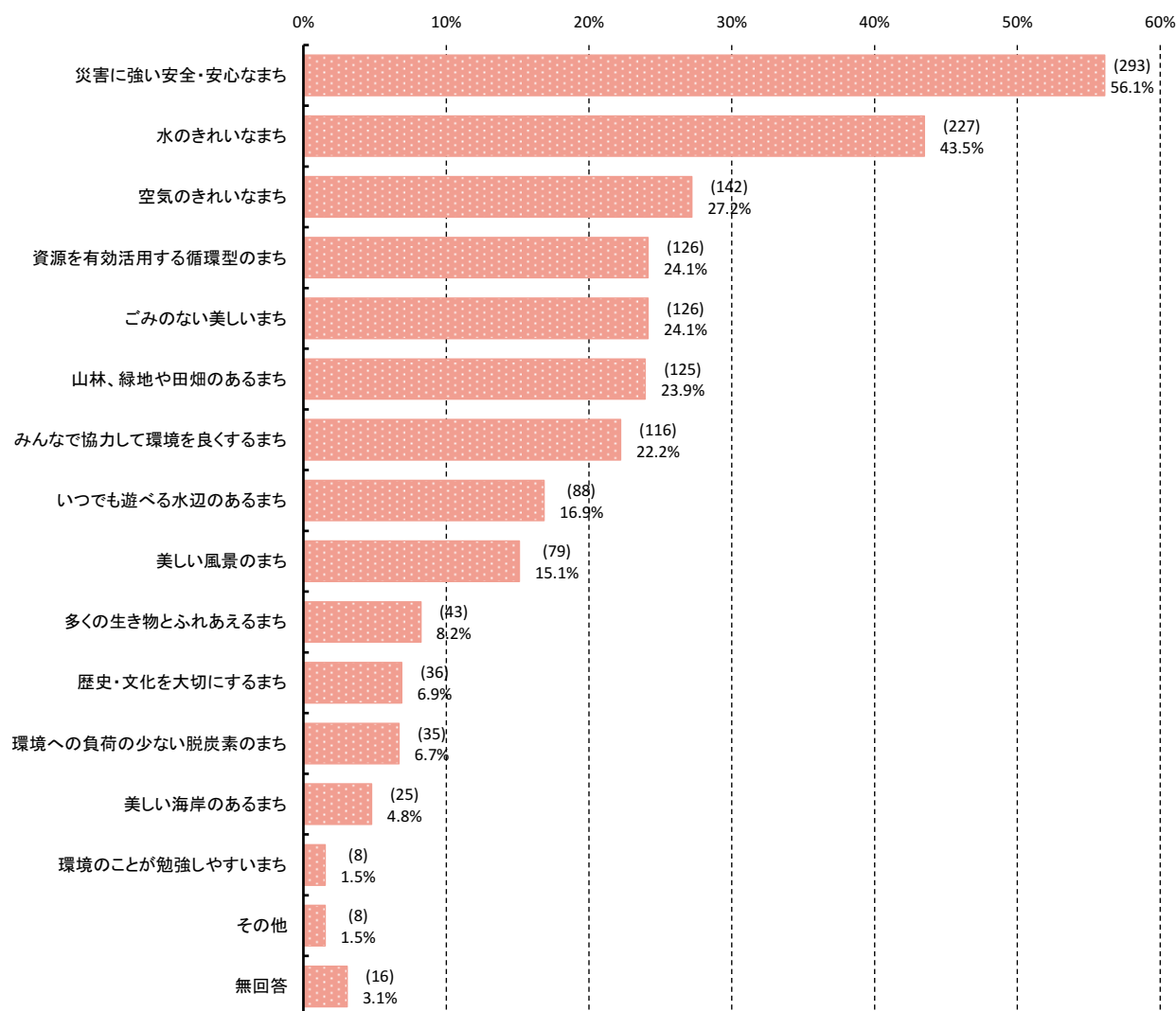
環境教育等



問 14

あなたは、将来の四万十町がどのようなまちになったらよいと思いますか。
(あてはまるものに3つまで○)

回答者の割合は、「災害に強い安全・安心なまち」が56.1%で最も高く、次いで「水のきれいなまち」の43.5%、「空気のきれいなまち」の27.2%、「資源を有効活用する循環型のまち」及び「ごみのない美しいまち」の24.1%などとなっています。



n = 522

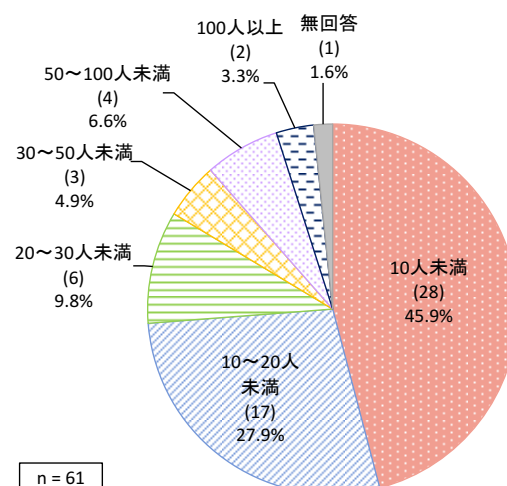
(2) 事業者アンケート調査結果

調査概要	調査対象	町内で事業活動を行っている 100 事業者（無作為抽出）
	調査方法	郵送配布・郵送回収
	調査期間	2021 年 7 月 21 日～8 月 6 日（8 月 19 日まで延長）
	回収結果	有効配布数：100 件 有効回収数：61 件 有効回収率：61.0%

問 1 貴事業所のことについてお聞きます。（あてはまるものにそれぞれ 1 つだけ○）

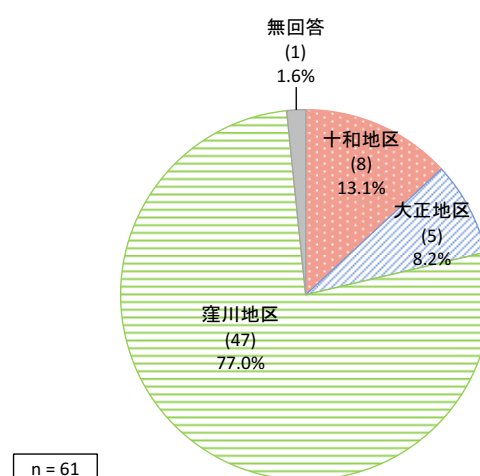
(1) 従業員数

回答事業所の従業員数は、「10 人未満」が 45.9%で最も高く、次いで「10～20 人未満」の 27.9%、「20～30 人未満」の 9.8%などとなっています。



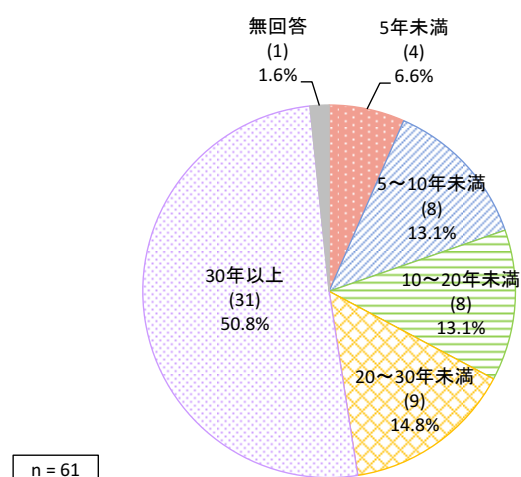
(2) 所在地区

回答事業所の所在地区は、「窪川地区」が 77.0%で最も高く、次いで「十和地区」の 13.1%、「大正地区」の 8.2%などとなっています。



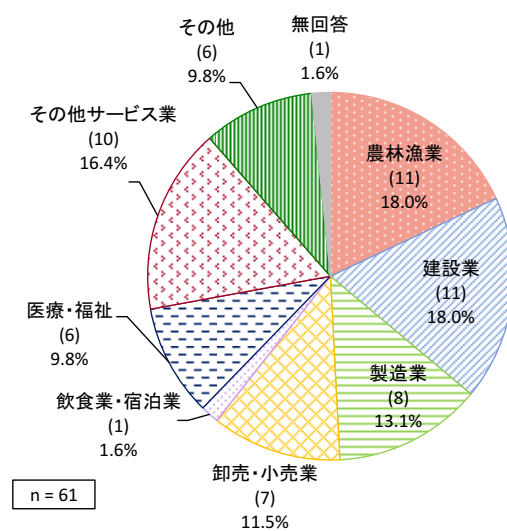
(3) 事業年数

回答事業所の事業年数は、「30 年以上」が 50.8%で最も高く、次いで「20～30 年未満」の 14.8%、「5～10 年未満」及び「10～20 年未満」の 13.1%などとなっています。



(4) 業種

回答事業所の業種は、「農林漁業」及び「建設業」が 18.0%で最も高く、次いで「その他サービス業」の 16.4%、「製造業」の 13.1%などとなっています。

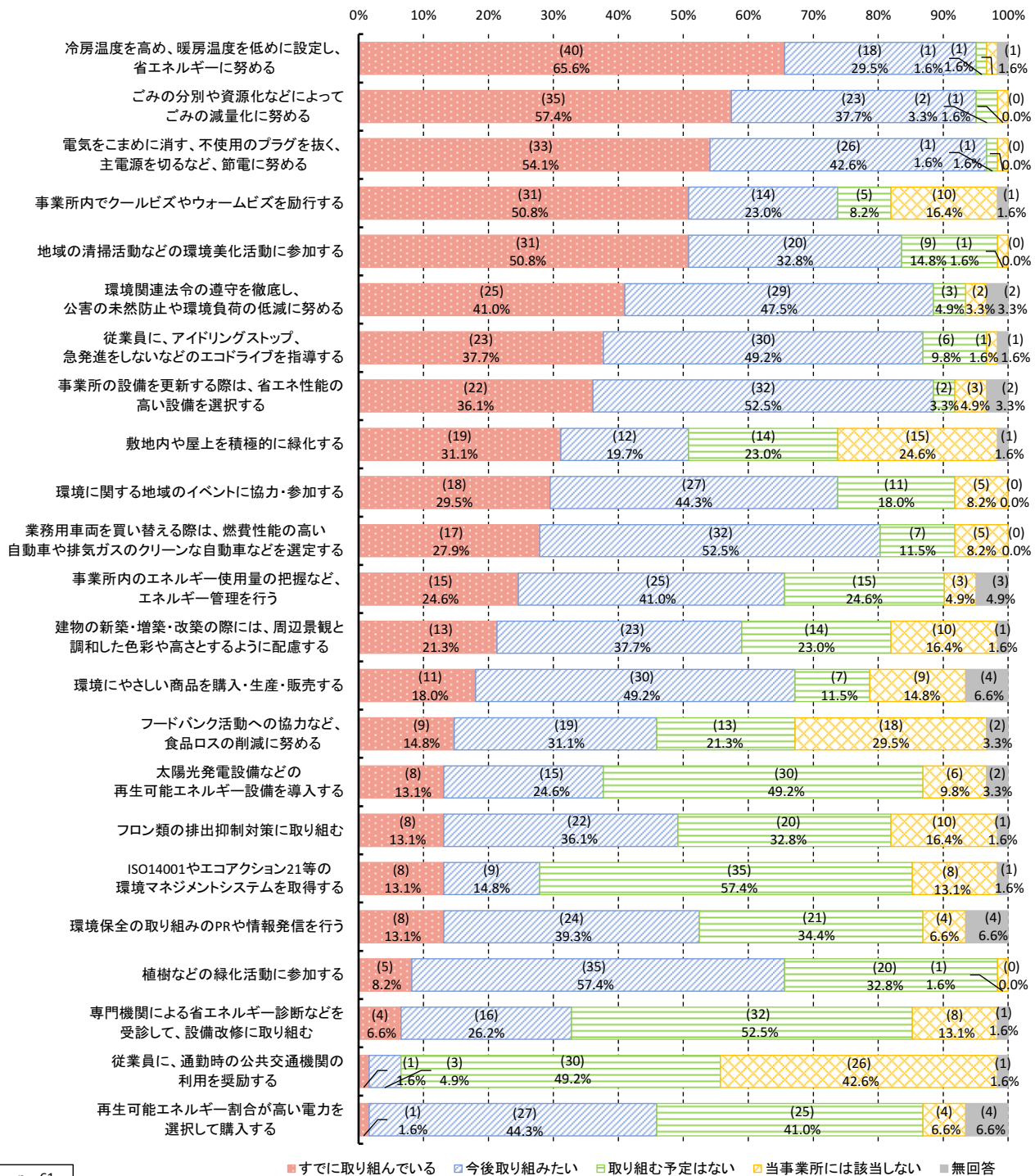


問 2

貴事業所では、環境保全対策にどの程度取り組んでいますか。
(あてはまるものにそれぞれ 1 つだけ○)

「すでに取り組んでいる」と回答した事業所の割合は、「冷房温度を高め、暖房温度を低めに設定し、省エネルギーに努める」が 65.6%で最も高く、次いで「ごみの分別や資源化などによってごみの減量化に努める」の 57.4%、「電気をこまめに消す、不使用のプラグを抜く、主電源を切るなど、節電に努める」の 54.1%などとなっています。

一方で、「取り組む予定はない」と回答した事業所の割合は、「ISO14001 やエコアクション 21 等の環境マネジメントシステムを取得する」が 57.4%で最も高く、次いで「専門機関による省エネルギー診断などを受診して、設備改修に取り組む」の 52.5%などとなっています。



n = 61

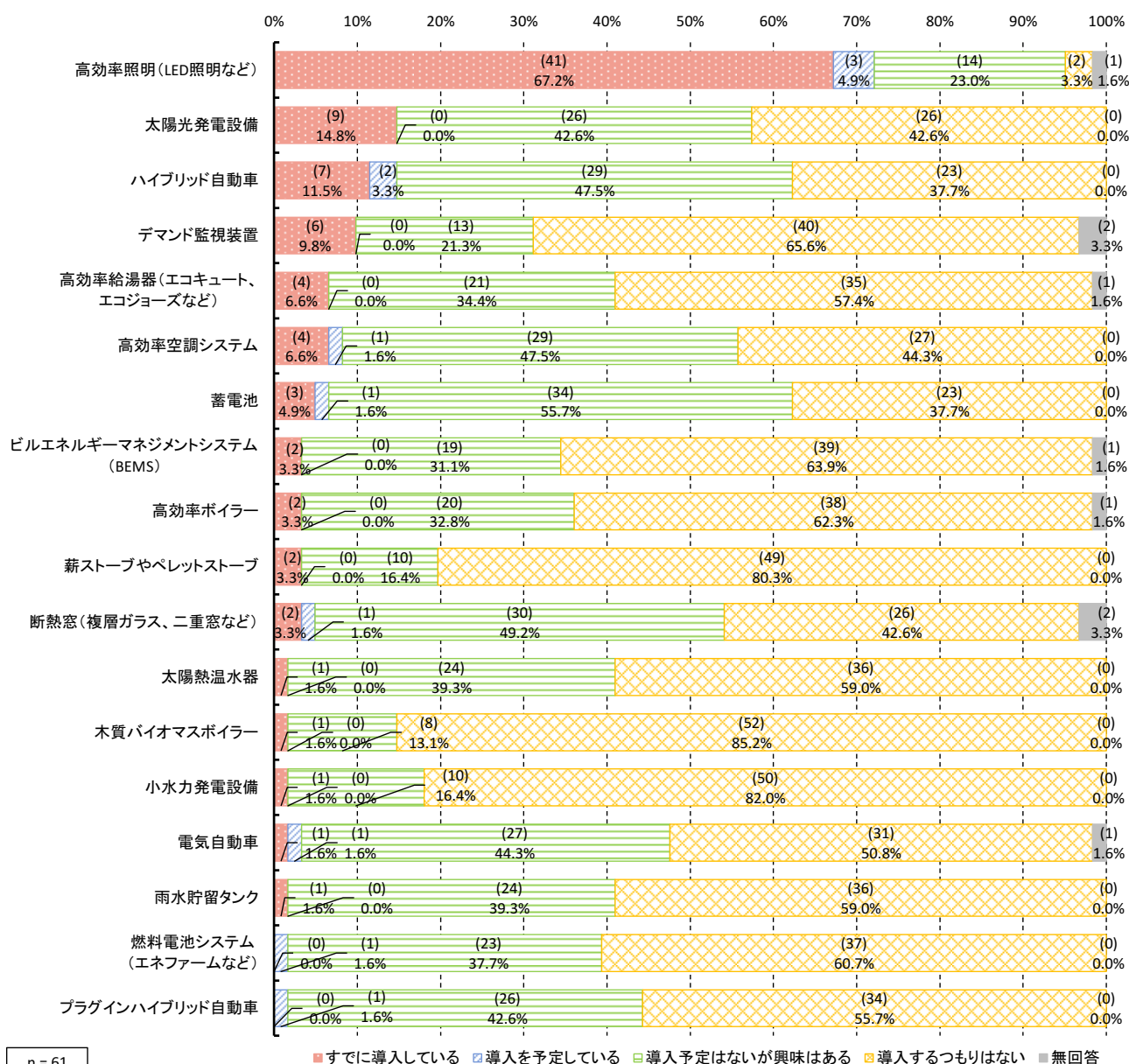
■すでに取り組んでいる ■今後取り組みたい ■取り組む予定はない ■当事業所には該当しない ■無回答

問 3

貴事業所では、再生可能エネルギー設備や省エネルギー設備など、環境保全に関する設備を利用していますか。（あてはまるものにそれぞれ 1 つだけ○）

「すでに導入している」と回答した事業所の割合は、「高効率照明（LED 照明など）」が 67.2%で最も高く、次いで「太陽光発電設備」の 14.8%、「ハイブリッド自動車」の 11.5%、「デマンド監視装置」の 9.8%などとなっています。

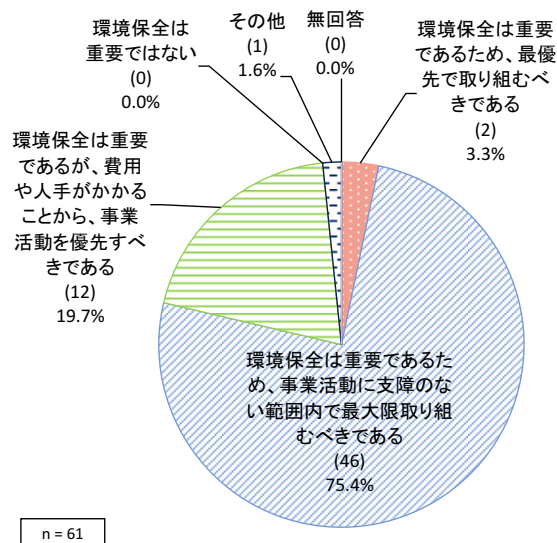
また、「導入予定はないが興味はある」と回答した事業所の割合は、「蓄電池」が 55.7%で最も高く、次いで「断熱窓（複層ガラス、二重窓など）」の 49.2%、「ハイブリッド自動車」及び「高効率空調システム」の 47.5%などとなっています。



問 4

貴事業所では、環境保全に取り組むことについて、どのようにお考えですか。
(あてはまるものにそれぞれ 1 つだけ○)

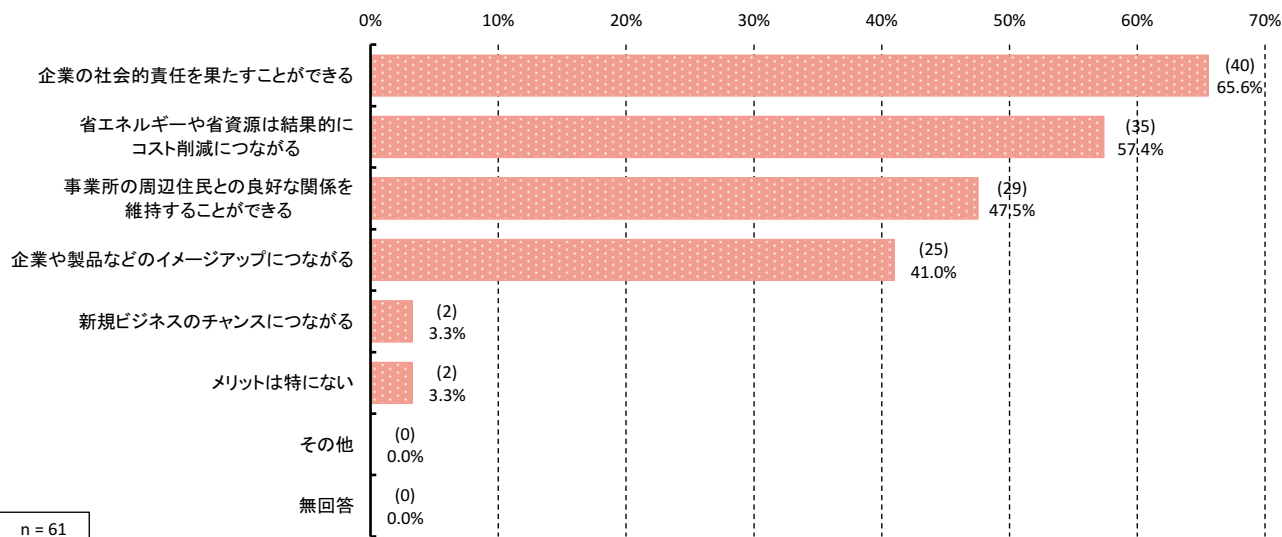
回答事業所の割合は、「環境保全は重要であるため、事業活動に支障のない範囲内で最大限取り組むべきである」が 75.4%で最も高く、次いで「環境保全は重要であるが、費用や人手がかかることから、事業活動を優先すべきである」の 19.7%などとなっています。



問 5

貴事業所では、環境保全に取り組むことによるメリットについて、どのようにお考えですか。
(あてはまるものにすべて○)

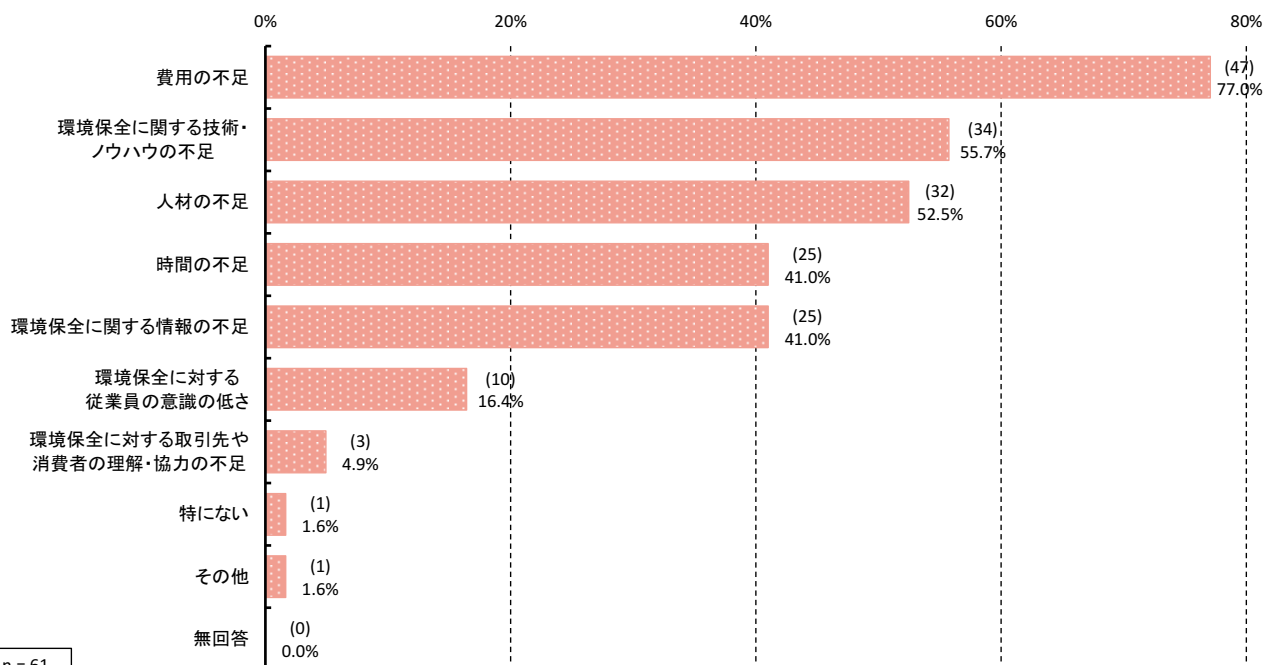
回答事業所の割合は、「企業の社会的責任を果たすことができる」が 65.6%で最も高く、次いで「省エネルギーや省資源は結果的にコスト削減につながる」の 57.4%、「事業所の周辺住民との良好な関係を維持することができる」の 47.5%などとなっています。



問 6

貴事業所が、環境保全に取り組む上で、どのようなことが課題になっていますか。
(あてはまるものにすべて○)

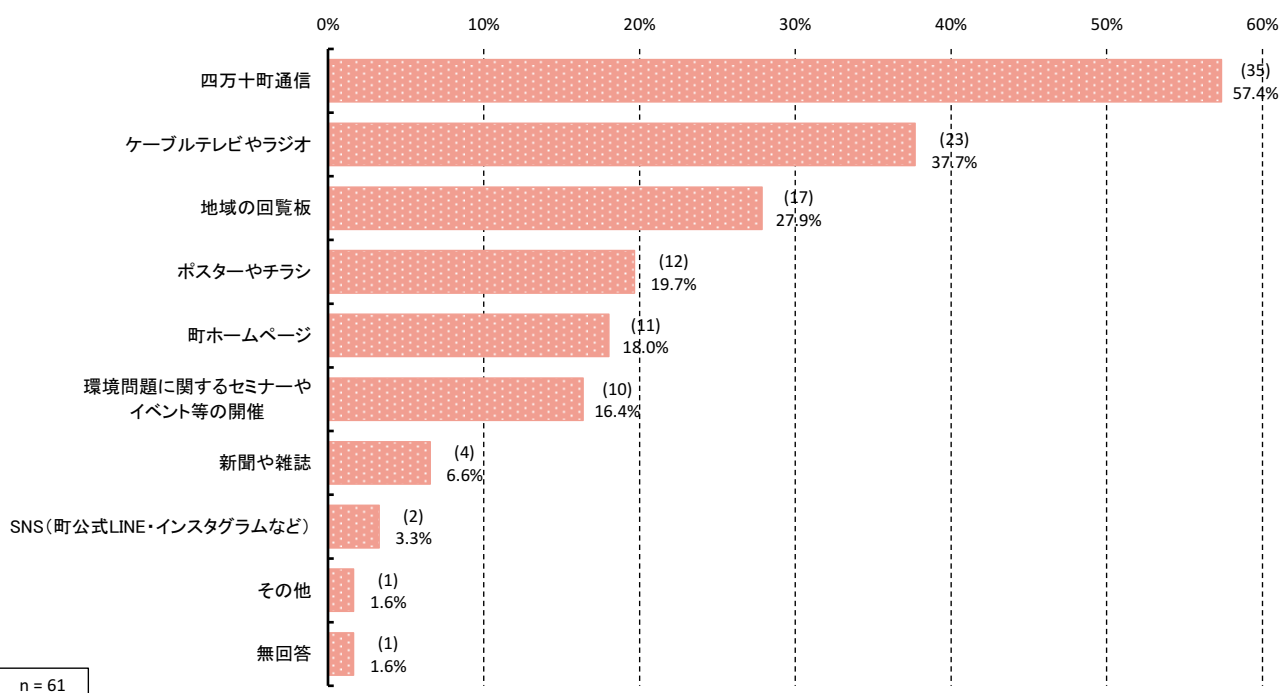
回答事業所の割合は、「費用の不足」が77.0%で最も高く、次いで「環境保全に関する技術・ノウハウの不足」の55.7%、「人材の不足」の52.5%などとなっています。



問 7

貴事業所は、四万十町が行う環境関連の情報発信方法として、どれが有効だと思いますか。(あてはまるものに2つまで○)

回答事業所の割合は、「四万十町通信」が57.4%で最も高く、次いで「ケーブルテレビやラジオ」の37.7%、「地域の回覧板」の27.9%などとなっています。

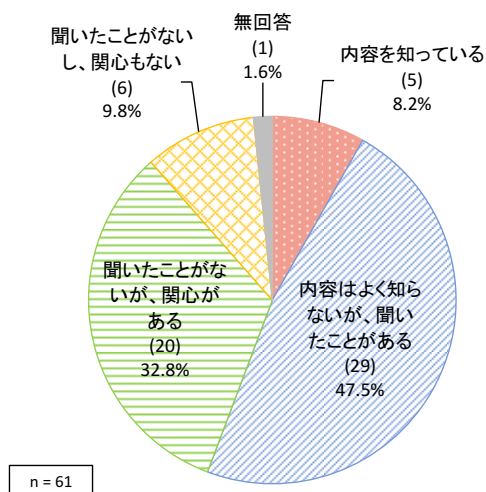


問 8

四万十町では、平成 24 年 3 月に「四万十町環境基本計画」を策定、平成 30 年 4 月に中間見直しを行い、環境施策の推進を図っています。
貴事業所は、「四万十町環境基本計画」を知っていますか。
(あてはまるものに 1 つだけ○)

「内容を知っている」と回答した事業所の割合は 8.2%と非常に低く、「内容はよく知らないが、聞いたことがある」と回答した事業所の割合を合わせても 6 割程度となっています。

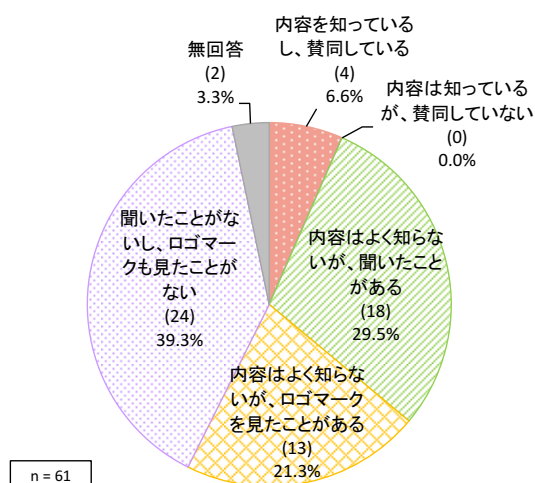
一方で、「聞いたことがないが、関心がある」と回答した事業所の割合は 3 割程度となっています。



問 9

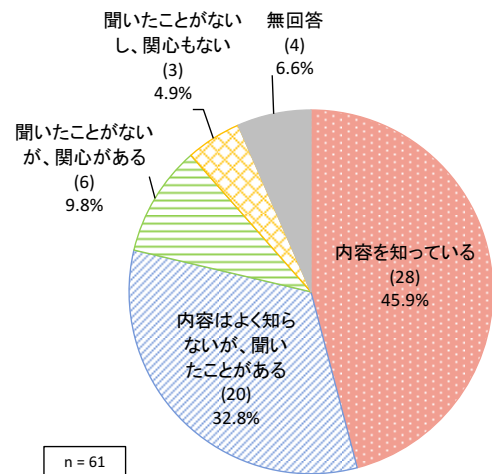
国では、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量削減のために、脱炭素社会づくりに貢献する「製品への買換え」、「サービスの利用」、「ライフスタイルの選択」など、地球温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動「COOL CHOICE（クールチョイス）」を展開しています。
四万十町においても「COOL CHOICE」に賛同し、子どもたちの未来のために、町民・事業者・町民活動団体等と連携して取り組む意思表示として「COOL CHOICE 宣言」を行っています。
貴事業所は、「COOL CHOICE」を知っていますか。(あてはまるものに 1 つだけ○)

「内容を知っているし、賛同している」及び「内容は知っているが、賛同していない」と回答した事業所の割合の合計は 6.6%と非常に低く、「内容はよく知らないが、聞いたことがある」及び「内容はよく知らないが、ロゴマークを見たことがある」と回答した事業所の割合を合わせても 6 割程度となっています。



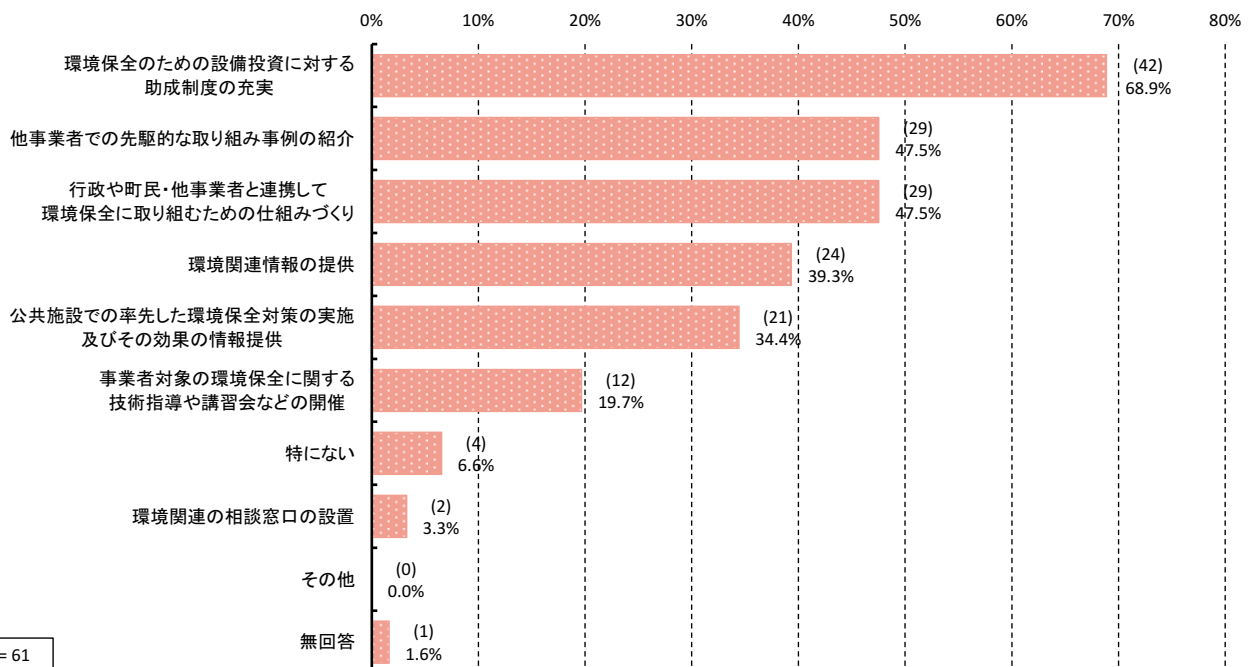
問 10 貴事業所は、「SDGs」という言葉を知っていますか。（あてはまるものに 1 つだけ○）

「内容を知っている」と回答した事業所の割合は 45.9%と最も高く、「内容をよく知らないが、聞いたことがある」と回答した事業所の割合を合わせると 8 割程度となっています。



問 11 貴事業所が、環境保全に取り組んでいくために、四万十町に今後期待する支援等はありませんか。（あてはまるものに 3 つまで○）

回答事業所の割合は、「環境保全のための設備投資に対する助成制度の充実」が 68.9%で最も高く、次いで「他事業者での先駆的な取り組み事例の紹介」及び「行政や町民・他事業者と連携して環境保全に取り組むための仕組みづくり」の 47.5%、「環境関連情報の提供」の 39.3%などとなっています。



資料 4. 計画策定の経緯

■ 第 2 次計画策定の経緯

	年月日	会議等	議題
令和 3 年	7 月 8 日	第 1 回環境審議会	● 計画の基本的事項及び策定手順について ● 町民及び事業者への環境に関するアンケート調査について
	7 月 21 日 ～ 8 月 6 日 (8 月 19 日 まで延長)	町民・事業者 アンケート調査	—
	11 月 4 日	第 2 回環境審議会	● 既存資料調査結果について ● アンケート調査結果に基づく環境課題及び重点プロジェクトについて ● 施策体系図について
	12 月 23 日	第 3 回環境審議会	● 第 2 次計画（素案）について
令和 4 年	1 月 7 日 ～ 1 月 27 日	パブリックコメント	—
	2 月 3 日	第 4 回環境審議会	● パブリックコメント実施結果について ● 第 2 次計画（案）について

■ 四万十町環境審議会委員名簿

区分	氏名	所属
町民を 代表する者	佐田 菜摘	大正地区
	佐藤 明	
	村井 洋平	十和地区
関係行政機関を 代表する者	井上 隆雄	高知県林業振興・環境部 環境計画推進課長
	大森 真貴子	須崎福祉保健所 次長兼衛生環境課長
	寺村 恭一	高知県須崎土木事務所 四万十町事務所 技術次長
事業者を 代表する者	宮地 正人	四万十町商工会 事務局長
	北村 嘉臣	高知県農業協同組合 高西地区 四万十営農経済センター 営農指導課長
	田邊 誠進	四万十町森林組合大正支所長
知識・経験を 有する者	池田 十三生	四万十川上流淡水漁業協同組合 代表理事組合長
	山脇 一生	四万十町環境・雇用創出協会 事務局長
	牧野 利恵子	四万十町連合婦人会 会長

資料 5. 環境用語の説明

【あ行】

■アイドリングストップ

自動車の駐停車時にエンジンのかけっぱなし（アイドリング）をできるだけやめようとする行動。

■ウォームビズ

地球温暖化防止の一環として、秋冬のオフィスの暖房設定温度を省エネ温度にし、暖かい服装を着用する秋冬のビジネススタイル。

■エコアクション 21

ISO14001 規格をベースとして環境省が策定した、中小事業者、学校などでも省エネを中心に節水や廃棄物削減等に取り組める国内認証の環境マネジメントシステム。

■エコドライブ

二酸化炭素や大気汚染物質の排出削減のための環境に配慮した運転方法。具体的には、アイドリングストップをする、急発進・急加速・急ブレーキをやめる、渋滞等をまねく違法駐車はしない、エアコンの使用を控えめにするなどが挙げられる。

■温室効果ガス

大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体。「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素の 7 種類が定められている。

【か行】

■化学的酸素要求量（COD）

COD は、Chemical Oxygen Demand の略称。水中の有機物を酸化剤で化学的に分解する際に消費する酸素の量で、湖沼・海域で環境基準が定められている。この値が大きいほど、汚濁の程度も大きいことを意味する。

■合併処理浄化槽

し尿と生活排水（台所、風呂、洗濯等に使用した水）を戸別にまとめて処理する浄化槽。し尿のみを処理する単独浄化槽に比べて、河川等の汚濁を軽減する効果がある。

■家庭用燃料電池

都市ガスやプロパンガスから取り出した水素と空気中の酸素を化学反応させて電気と熱を発生させ、家庭内に供給するシステム。

■カーボンニュートラル

二酸化炭素などの温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と森林等の吸収源による除去量との間の均衡を達成し、温室効果ガス排出量が実質ゼロとなること。

■環境家計簿

電気・水道・ガスなど、家庭で消費するエネルギーから排出される CO₂ の量が簡単に計算でき、折れ線グラフで増減の変化が見られるツール。

■環境基準

「環境基本法」に基づいて定められた、人の健康の保護及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準。

■環境基本法

平成 5 年 11 月に制定された、国の環境保全についての基本理念を示した法律。国、地方自治体、事業者、国民の責務を明らかにするとともに、環境保全に関する施策の基本事項などを定めている。

■環境保全型農業

農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続可能な農業。

■規制基準

法律又は条例に基づいて定められた公害の原因となる行為を規制するための基準。工場等はこの基準を守る義務が課せられている。

■協働の森づくり事業

環境先進企業と地域とが協働して、森林（人工林）の整備を進めようとする事業。

■グラスゴー気候合意

気候変動枠組条約第 26 回締約国会議（COP26）が開催されたグラスゴーにおいて、令和 3 年に採択された成果文書。パリ協定の 1.5℃努力目標達成に向け、今世紀半ばのカーボンニュートラルの達成及びその経過点である令和 12（2030）年に向けて野心的な気候変動対策に取り組んでいくことが合意された。

■グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、まず購入の必要性を十分に考え、品質や価格、利便性、デザインだけでなく、環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを優先すること。

■クールビズ

地球温暖化防止の一環として、夏のオフィスの冷房設定温度を省エネ温度にし、それに応じて軽装化するビジネススタイル。

■光化学オキシダント

工場や自動車等から排出される大気汚染物質が太陽の紫外線を受けて反応することにより生成されるオゾンなどの酸化性物質の総称。粘膜への刺激、呼吸器への影響といった健康影響のほか、農作物等の植物へも影響を及ぼす。

■耕作放棄地

以前耕地であったもので、過去 1 年以上作物を栽培せず、しかもこの数年の間に再び耕作する考えのない土地。

■固定価格買取制度

再生可能エネルギー源（太陽光・風力・水力（3 万 kW 未満）・地熱・バイオマス）を用いて発電された電気を、一定期間、国が定める価格により電気事業者が買い取ることとを義務付けた制度。電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づくもの。電気事業者が買取りに要した費用は、電気料金の一部として、国民が負担する賦課金によって賄われる。

■コンポスト容器

家庭から出る生ごみなどの有機物を微生物の働き等で発酵させ、堆肥化する容器。

【さ行】

■再生可能エネルギー

永続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどが挙げられる。

■次世代自動車

大気汚染物質や温室効果ガスの排出、騒音等の発生が少なく、燃費性能が優れている自動車。ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、電気自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル車、天然ガス自動車などが挙げられる。

■持続可能な開発のための 2030 アジェンダ

平成 27 年 9 月の国連総会で採択された、持続可能な開発目標（SDGs）を中核とする平成 28 年から令和 12 年（2030 年）までの国際目標。

■持続可能な開発目標（SDGs）

SDGs（エスディージーズ）は、Sustainable Development Goals の略称。平成 27 年 9 月の国連総会で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に掲げられた平成 28 年から令和 12 年（2030 年）までの国際目標。17 の目標とそれらに付随する 169 のターゲットから構成されており、環境・社会・経済の 3 つの側面を統合的に解決する考え方が強調されている。

■持続可能な社会

地球環境や自然環境が適切に保全され、将来の世代が必要とするものを損なうことなく、現在の世代の要求を満たすような開発が行われている社会。

■循環型社会

廃棄物等の発生抑制、循環資源の循環的な利用及び適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会。

■省エネアドバイザー派遣事業

高知県地球温暖化防止県民会議が実施している、事業所に無料で専門家を派遣し、調査の実施、改善提案を受けることができる事業。

■食品ロス

食べ残しや買いすぎによって、本来食べられるにもかかわらず、廃棄されている食品。

■森林環境譲与税

温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な財源を安定的に確保する観点から、国民一人ひとりが等しく負担を分かち合って森林を支える仕組みとして創設された税。

■森林経営管理法

平成 30 年 5 月に制定された、適切な経営管理が行われていない森林を、意欲と能力のある林業経営者や市町村に委ね、森林の経営管理を確保し、林業の成長産業化と森林の適切な管理の両立を図るための法律。

■水源かん養機能

森林土壌が有する、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能。また、雨水が森林土壌を通過することにより水質が浄化される。

■生物化学的酸素要求量（BOD）

BOD は、Biochemical Oxygen Demand の略称。水中の有機物を微生物が分解する際に消費する酸素の量で、河川で環境基準値が定められている。この値が大きいほど、汚濁の程度も大きいことを意味する。

■生物多様性

生き物の豊かな個性とつながりのこと。森林・里地里山・河川・干潟などの生態系の多様性、動植物から細菌などの微生物にいたる様々な種類の生き物が存在する種の多様性、同じ種でも異なる遺伝子を持つという遺伝子の多様性の3つのレベルの多様性がある。

■清流基準

住民の方々にもわかりやすく、調査にも参加しやすい基準で水質の状態を表すために、高知県が従来の環境基準項目に加えて設定している清流度（河川の水質に関し水平方向に見通した透明性を表す数値）、水生生物、窒素、リンに係る四万十川独自の水質基準。

【た行】

■脱炭素社会

二酸化炭素などの温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と森林等の吸収源による除去量との間の均衡が達成された社会、すなわちカーボンニュートラルが実現した社会。

■地域林政アドバイザー制度

市町村や都道府県が、森林・林業に関して知識や経験を有する者を雇用する、あるいはそういった技術者が所属する法人等に事務を委託することを通じて、市町村の森林・林業行政の体制支援を図るための制度。

■適応策

温室効果ガスの排出を抑制する緩和策に加えて、既に起こりつつある気候変動の影響による被害を回避・軽減していくための対策。

■電気自動車

バッテリーに蓄えた電気を利用して、モーターを回転させて走行することで、走行中に二酸化炭素を排出しない自動車。

■特定外来生物

海外起源の外来種で、生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から「外来生物法」に基づき指定された生物。

【な行】

■農業集落排水施設

農村地域の環境向上、河川・農業用水の水質保全などを目的として、各家庭から出た汚水を処理場に集めて、浄化して河川や農業用水等に放流する施設。

【は行】

■ハイブリッド自動車

エンジンとモーターの 2 つの動力を組み合わせ、それぞれの利点を活かして駆動することにより、低燃費と低排出を実現する自動車。

■パリ協定

気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）が開催されたパリにおいて、平成 27 年に採択された温室効果ガス削減のための新たな国際的枠組み。温室効果ガス排出削減（緩和）の長期目標として、気温上昇を 2℃より十分下方に抑える（2℃目標）とともに 1.5℃に抑える努力を継続すること、そのために今世紀後半に人為的な温室効果ガス排出量を実質ゼロ（排出量と吸収量を均衡させること）とすることが掲げられている。

■プラグインハイブリッド自動車

家庭用電源からコンセントプラグで直接充電できるハイブリッド自動車。走行中に二酸化炭素を排出しない電気自動車と遠距離走行が可能なハイブリッド自動車の利点を併せ持った自動車。

■フロン排出抑制法

平成 27 年に 4 月に施行された、フロン類の製造から廃棄までライフサイクル全般に対して包括的な対策を実施すること目的とした法律。令和 2 年 4 月に改正が行われている。

■フロン類

炭化水素に塩素やフッ素等が結合した化合物。エアコンや冷蔵庫・冷凍庫の冷媒や溶剤等の用途で活用されてきましたが、オゾン層破壊物質である特定フロンや、オゾン層を破壊しないものの強力な温室効果ガスである代替フロンがあり、フロン類の排出抑制が課題となっている。

【ま行】

■木質バイオマス

再生可能な生物由来の有機性資源（化石燃料は除く）のうち木材からなるもの。主に、樹木の伐採や造材のときに発生した枝・葉などの林地残材、製材工場などから発生する樹皮やのこ屑などのほか、住宅の解体材や街路樹の剪定枝などがある。

【や行】

■ユニバーサルデザイン

障害、年齢、性別、言語、文化などそれぞれの違いを超えて、すべての人に対して、できる限り利用可能であるように、製品、建造物、生活空間などをデザインすること。

【ら行】

■リターナブル容器

ビールびんや牛乳びんのように、中身を消費したのち、回収・洗浄して再び使用することができる容器の総称。

■レッドデータブック

レッドリストに掲載された種について、その生態や生息状況、減少要因等を取りまとめ、出版物として発刊したもの。

■レッドリスト

絶滅のおそれのある野生生物のリストで、「絶滅危惧Ⅰ類」、「絶滅危惧Ⅱ類」などのカテゴリーにランク付けされている。全国的な観点から環境省が作成しているほか、都道府県なども各々の区域に生育・生息する種についてのレッドリストを作成している。

【数字・アルファベット】

■3R

廃棄物のリデュース（Reduce：減量）、リユース（Reuse：再使用）、リサイクル（Recycle：再生利用）の3つの頭文字をとったもの。

■BEMS

BEMS（ベムス）は、Building Energy Management System の略称。HEMS と同様の考え方で、ビルの省エネルギーをトータルで実現するためのエネルギー管理システム。

■CLT

CLT は、Cross Laminated Timber の略称。ひき板を並べた層を、板の方向が層ごとに直交するように重ねて接着した大判のパネル。

■COOL CHOICE（クールチョイス）

脱炭素社会づくりに貢献する製品への買換え・サービスの利用・ライフスタイルの選択など、地球温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動。

■HEMS

HEMS（ヘムス）は、Home Energy Management System の略称。住宅内のエネルギー消費機器や発電設備を情報ネットワークでつなぎ、各機器の運転を最適な状態に制御して、省エネルギーをトータルで実現するためのエネルギー管理システム。

■J-クレジット制度

省エネルギー機器の導入や森林経営などの取組による、CO₂などの温室効果ガスの排出削減量や吸収量を「クレジット」として国が認証する制度。高知県では、「高知県版 J-クレジット制度」を創設しており、適切な森林管理による温室効果ガスの吸収量や排出削減活動による排出削減量を、「クレジット」として高知県が認証、発行している。発行されたクレジットは販売することができ、新たな環境保全の活動やカーボン・オフセットなど、様々な用途に活用される。

■SNS

Social Networking Service の略称。人と人とのつながりを促進・支援するコミュニティ型の Web サイト及びネットサービス。

■t-CO₂

t-CO₂（トンシーオーツ）は温室効果ガス排出量の単位。地球温暖化係数の異なる 6 種類の温室効果ガスを CO₂ 基準で換算して重量で表したもの。

■ZEB

ZEB（ゼブ）は、Net Zero Energy Building の略称。ZEH と同様の考え方で、年間の一次消費エネルギー量（空調、給湯、照明、換気）の収支を実質ゼロとする建物。

■ZEH

ZEH（ゼッチ）は、Net Zero Energy House の略称。建物の断熱性・省エネ性能を上げ、太陽光発電などでエネルギーを創ることにより、年間の一次消費エネルギー量（空調、給湯、照明、換気）の収支を実質ゼロとする住宅。

第 2 次四万十町環境基本計画

発行年月 令和 4 年 3 月

発行・編集 四万十町役場 環境水道課

〒786-8501 高知県高岡郡四万十町琴平町 16-17

TEL : (0880)22-3119 FAX : (0880)22-5040

URL : <https://www.town.shimanto.lg.jp/>



四万十町